

**令和3年度
個別避難計画作成モデル事業
モデル団体の最終報告**

**市町村事業
様式1－2（最終報告の概要）**

内閣府（防災担当）



■ 取組経緯

本市では、東日本大震災等の経験も踏まえ、平成24年3月に災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を作成し、災害時要援護者情報登録制度を導入するなど、地域の方々の支え合いを一つの基本とした取り組みを推進してきた。

同制度は、本人・家族からの申し出による情報登録と、市から地域への登録情報に基づく定期的な名簿提供、そして地域における顔の見える関係づくりや助け合いの体制づくり等が行われている。

ただし、いわゆる手上げによる登録制度であり、登録名簿を避難行動要支援者名簿としているため、真に避難支援を要する方を網羅できていない状況があった。

災害対策基本法の改正を受け、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取り組みを実施するため、防災・福祉部局が連携を深め取り組むこととした。

■ ハザード等の状況

本市は、8指定河川の洪水浸水想定区域が市内に及んでおり、これらの避難の対象となる人口は約40万人である。また、936の土砂災害警戒区域が指定されており、避難の対象人口は約30万人である。近年の激甚・頻発化する豪雨災害等を踏まえ、避難情報の対象区域等における避難行動要支援者を把握するとともに、避難の実効性を確保することが必要である。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）においては、早期に避難情報を発令する中、市内167の避難所に最大6,549人が避難した。避難行動要援護者名簿を配布した町内会・自主防災組織など約1,200団体のうち、約200団体程度が名簿を活用して安否確認等を行い、民生委員等による安否確認も行われたことを伺っている。

■ 地域の支え合いによる取組の推進

本市では、共助による配慮が必要な方への地域の主体的な取り組みを支援しており、要支援者支援のための手引きや事例集を地域や関係者へ提供するとともに、総合防災訓練等においても支援方法等の訓練を採り入れてきた。

現行制度は手上げ中心による情報登録制度であるが、避難場所等の個別避難計画に必要な設定を加え、本人・家族・地域記入の計画作成を推進する。

平常時からの取り組み

顔の見える関係づくり

- ・ 日ごろからの声かけ、見守り活動

情報の整理・収集

- ・ 支援が必要な方の情報を集める

助け合いの体制づくり

- ・ 安否確認や情報伝達の方法を決める

防災訓練の実施

- ・ 避難場所やルートの確認

災害時の助け合い



隣近所で声かけ

- ・ 安否の確認
- ・ 災害情報の伝達

必要に応じて支援

- ・ 避難場所へ誘導
- ・ 救出救助に協力

■ 公助による個別避難計画作成、対象・優先度の検討

国の作成経費支援を活用し、福祉専門職等の協力を得て行う個別避難計画の作成を検討しており、地域でのモデル事業に今後取り組む。ご本人の状況とともに災害リスクを踏まえた優先度設定を検討している。

優先度
の検討

心身やくらし
の状況

×

災害
リスク

本市は右記の避難情報発令対象地域の該当町丁目（町名）を把握している。避難を要する地域を検討しやすい利点がある。

立ち退き避難が必要な地域

津波避難エリア（本市設定）

土砂災害警戒区域等

洪水浸水想定区域

防災重点ため池の浸水想定区域

■ 引き続き検討が必要な課題等（主な論点）

● 「避難支援等実施者」をどのように確保していくか。

地域コミュニティの高齢化や、支援の担い手を確保しにくい問題、町内会非加入世帯など地域との接点が少ない等々、様々なケースにおいて支援者をどのように確保・マッチングしていくか。

過去の町内会アンケート等にも、個人情報取り扱いや、支援者探しを取組上の課題としている団体が多くあり、苦慮する声をいただいている。

（このままでは、支援者の欄が未記入な個別避難計画が、多数生じかねない懸念がある。）

● 「避難支援等実施者」の安全確保の問題。

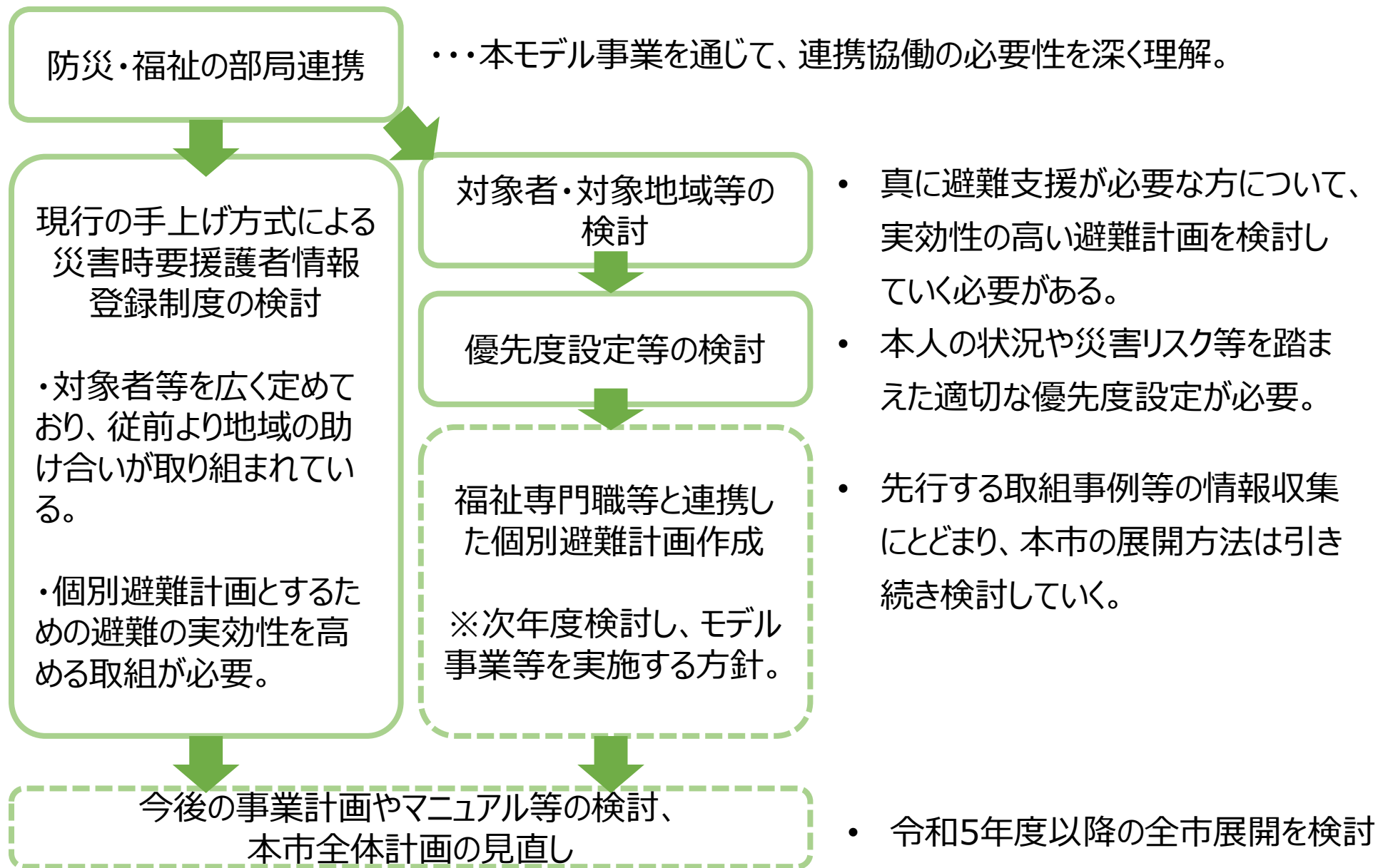
令和 3 年度の災害においても福祉関係者の被災事例があり、支援者の安全をどのように確保していくか。支援者の安全確保も前提に、共助の方法を議論していく必要がある。

● 本人・地域記入の個別避難計画と、福祉専門職等の協力を得た個別避難計画の差異等。

作成に関与する機関・団体等の差異、支援者の確保状況、経費支援の有無等、これらの「違い」がどのような影響を及ぼしうるか、さらに検討が必要である。

福祉専門職等の協力を得る場合にも、ハザードマップやマイ・タイムライン等の活用について必要なノウハウを得ていただくとともに、説明会や研修など継続的な支援が欠かせない。

■ 本モデル事業での検討事項等



【個別避難計画作成に向けたストーリー】（H25年度からR3年度まで）

- ①平成25年度から防災部局と福祉部局の担当者同士が「全体計画」と「個別計画」の協議。
↓
- ②「全体計画」と名簿作成・配布は防災部局、「個別計画」は福祉部局が担当と役割分担。
↓
- ③「全体計画」と名簿作成・配布は先行するが、「個別計画」の作成は何年も全く進まず。
↓
- ④福祉推進室が組織化、平成30年によりやく「個別支援計画」に着手。試行事業を実施。
↓
- ⑤福祉専門職への作成依頼に向けて、防災研修や説明会を開催し、双方向の意見交換をする。
↓
- ⑥福祉専門職の負担軽減に配慮し、地域支援者の協力に関して、まずは、簡略化しスタート。
↓
- ⑦ **1年目は458件（台風19号経験）、2年目は362件、3年目は130件（2月末）、計950件。**
↓
- ⑧2年目は、小規模多機能事業所と地域包括支援センターに作成事業所を拡大。
↓
- ⑨ **3年目は、内閣府モデル事業参加、医療的ケア児・者を対象できないか訪看と協議→OK。**
↓
- ⑩個別支援計画の作成目標はおよそ3,000人、作成数は年々低調となる。メルマガ発行で促進。
↓
- ⑪ **委託料値上げ、情報提供のみの料金、更新制度、地域支援者と連携、避難訓練を制度化へ。**

モデル事業名：医療的ケア児・者等を対象とした個別避難計画作成事業

【モデル事業のアピールポイント】

- 防災部局と福祉部局以外にも、保健所（県）や民間の事業所とも連携する。

「医療的ケア児・者」を対象者として個別避難計画作成を目指し、訪問看護ステーション、障がい福祉課、保健所に対し協力を求める取り組みを行う。

⇒「防災研修会」は2回、「検討会」は3回

- 訪問看護ステーションに個別避難計画作成の依頼をして、試行的に作成する。

検討会、研修会を経て、市内外の9か所の訪問看護ステーションに作成依頼。

⇒6か所の事業所と契約締結、「計画作成実績」は5件（2月末）

- 民間の福祉施設への直接的避難の可能性を検討する。

重症心身障がい児施設・日中一時預かりのサービス事業所に直接避難の可能性を検討してもらう。

⇒2か所の事業所と交渉、内諾済だが協定は未

- 地域支援者が見つけれないという課題に対し、様々に工夫し対応していく。

⇒防災研修の講演で、家族と地域の力で医療的ケア児を避難させられるように、実際に避難訓練まで実施している訪問看護ステーションの代表に話をしてもらった。

【モデル事業の令和3年度末時点の課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策で、今年度は、ほとんど県、及び保健所からの協力、情報提供が十分に得られなかった。
 - ⇒「検討会」に参加していただいた、訪問看護ステーションからは、保健所が関与している医療的ケア児（難病患者）については、市と、保健所と、ステーションと他の事業所との間で、個別に避難支援の在り方の意見交換しないと、個別の計画の作成に至らないと言われた、市（障がい福祉課）も含めて、なぜ、それができないのか？という意見に市として返す言葉がなかった。十分な連携・協働体制が取れなかった事が反省点である
- 内閣府から、「難病患者等に係る避難支援等体制の整備について」の文書を発出していたが、市としても、国から降りてくるさまざまな新型コロナウイルス感染症対策に忙殺され、本腰を入れてモデル事業に取り組めなかったというのが正直なところ。
- 内閣府のモデル事業に参加した影響で、全国の都道府県、市町村からの電話の問い合わせや、アンケート、報告、発表、視察等の求めが殺到し、その対応に追われて、本業の他、本モデル事業の遂行にも、遅れや影響が出てしまった。（これ以上は無理）
 - ⇒ ・電話問合わせ **39** 自治体他、 ・視察 **3** 自治体、 ・取組発表（報告） **6** 自治体他、
・アンケート調査 **3** 自治体他、 ・報道取材 **2** 社
- 自治体からの問い合わせは、既存事業についてばかりで、モデル事業への関心はなかった。

合意形成

- 庁内の「防災部局」と「福祉部局」との連携・協働体制を確保する。
- 内外のステークホルダへの理解の促進に努め、先進例を調査し、作成方針を決定。

試行事業

- 試行事業を実施した振り返りから、問題点、課題、トレードオフ等を明確化する。
- 必要に応じて、当初の問題の定義、手法等を修正し、妥協点も念頭に置いておく。

制度設計

- 最初から、100点満点の制度設計をせず、出来ることから漸次改善をしていく。
- 負担軽減のため、標準化・簡略化に努め、丁寧なマニュアルとQ&Aを作成する。

展開継続

- 作成者の意見をよく聴き、ブラッシュアップのために「防災研修」は必ず毎年実施する。
- 作成者の取組みの継続に向けて、モチベーションUPやインセンティブ策を検討。

点検改善

- 制度上の未完成部分を少しずつ改善しながら、新たな課題への解決策も検討する。
- 事業継続に必要な財源を確保するため、KPIを定め、費用対効果を見える化。

【事例①】

小多機の施設が平屋で2階がなく、垂直避難ができないため、事業所内での会議で協議した結果、土曜日にショートステイを利用していた方9名（要介護度3～5の方）を、台風の前日に、協力病院に避難させてもらえるよう依頼した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

「安心でした」というご感想がありました。家にいた方（デイサービスの利用者）は、夜中に各自で指定避難所に避難したが、避難所は満員であったとのこと。

【事例②】

「避難勧告」の災害情報が発令された際に、個別支援計画を見て、近くの妹と避難した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

避難することを検討したが、実際は、外に出るのが怖くて自宅にいることにした、とのこと。（計画を作成することで）避難場所が分かったので安心した、との声が聞かれた。

【事例③】

天気予報を見て、早めにショートステイを利用した。毎日、訪問看護が入るケースであったので、事業所も（有事の時）動けるかどうかわからなかったので（早めの）対応を行った。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

安心できたが、ショート利用中に褥瘡が悪化し、残念だったとの話があった。

【事例④】

独居の高齢者男性で、〇〇地区で浸水リスクが高い地域に在住の方の例。個別支援計画に沿って避難を行うことができた。天気予報を（自身で）確認しながら自主避難場所（〇〇プラザ）へ避難したという報告を（本人自らが）家族、ケアマネに連絡した。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

「余裕をもって避難でき安心できた」、「（〇〇プラザの）二階の畳の部屋（和室）に避難していて、夜間等にトイレに行くときは寝起きが大変だったが、近くの市民の方（他の避難者）に手伝ってもらった」、「その点が今後改善されると助かる」、という感想がありました。

【事例⑤】

現在は〇〇地区の娘の家に在住（元住んでいた自分の家は〇〇地区）、（個別支援計画作成時には）事前に〇〇地区の家に避難することを提案していた。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

本人によると、夜中に家族に起こされ、車で関戸の家へ避難しようとしたが、道が混んでいて進まなかった。回り道をして向かったら関戸方面は静かであった。

【事例⑥】

磯部の高齢者夫婦の例。夫は避難に関心。妻が必要なものを2階に運ぶ。サイレンが鳴ったときには、道路が混んでいて、逃げ出す気になれず、自宅に残った。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

近所の人で避難した人の話では、はなもも体育館が満員で、2階まで浸水することが想定されていることが分かっていたが、やむなく総和南中に避難したと聞いた。総和の人は総和の避難所に避難できるようにしてもらいたい。

【事例⑦】

個別支援計画の作成時に（重要事項説明書で）市ではすぐに助けに行くことができない、と説明したのですが、そのことを忘れてしまい、市から（避難時に）何か支援してもらえると思っている高齢者があった。

（ご本人又はご家族様からの評価・ご感想）

その時は、高齢者本人が不安になり頻回の電話での問い合わせがあった。

令和 3 年度 医療的ケア児・者の個別支援計画の実績報告

(1) 個別支援計画の訪問看護ステーションへの作成依頼状況（令和 4 年 1 月末日現在）

依頼事業者状況	依頼した事業所数	受託事業者数
令和 3 年度	9 事業所	6 事業所

(2) 令和元年度からの個別避難計画の作成数の状況（令和 4 年 1 月末日現在）

依頼事業者状況	作成した事業所数	作成件数
作成済	1	5
作成中	1	4
今年度見込み（計）	2 事業所	9 件

令和３年度 医療的ケア児・者の個別支援計画の実績報告

(３) 医療的ケア児・者の作成済みの対象者の状況（令和４年１月末日現在）

年齢	種別	主な疾患・障がい等	同居者	避難先	地域支援者
40 歳代	身体	全盲・染色体異常・知的障がい	いる	避難所は 利用しない	いない
40 歳代	身体	脳神経系障がい	いる	最寄りの 指定避難所	ご近所の人
60 歳代	精神	精神疾患	いる	自宅避難	いない
70 歳代	身体	人工肛門・ストマ装着	いない	最寄りの 指定避難所	いない
40 歳代	精神	精神疾患	いる	洪水→自宅 地震→避難所	いない

アンケートの結果の実績報告（6事業所中5事業所が回答）

（１）個別支援計画の作成について

●作成した 1件 作成中 1件 作成していない 3件

●作成しなかった、又は、作成できなかった場合の理由

【A事業者】

- ・ 1件は、居宅介護支援事業所も併用しており、ケアマネジャーが作成済。
- ・ 2件は、古河市在住でない。

【B事業者】

- ・ 対象者は、状態改善傾向で、経管栄養から経口摂取へ移行しているため。

【C事業者】

- ・ 作成対象者について保健所の介入があり、作成主体事業所の確認が取れていなかった為、保健所の介入の有無を市の福祉推進課に問い合わせたところ、その後の返答がなく、作成に至らなかった。

→当課で対応できず申し訳ありませんでした。今年度は、当初より、保健所に情報提供の協力を求めていたのですが、コロナの件もあり保健所から協力が得られず実現できませんでした。

アンケートの結果の実績報告（6事業所中5事業所が回答）

（1）個別支援計画の作成について

●作成してみて、困ったこと、苦労したこと、難しかったこと

【D事業者】

- ・（計画作成の）主旨、内容の説明や相手への理解を得ることが難しかった。説明から、作成終了までに時間がかかった。

【E事業者】

- ・現在作成中です。精神疾患の利用者様が多く、細かい理解ができない。

●対象者又はその家族からどのような反応がありましたか

【D事業者】

- ・あまり良い反応がなく、必要があれば作成しますという感じが多かった。一緒にハザードマップを確認した際に、改めて危険性を認識したという方もいた。

【E事業者】

- ・一人暮らしの方や同居家族とも精神疾患がある。そのため理解を得るのが難しい。

医療的ケア児・者に対する災害時の避難に関する検討会 第3回目の開催時の参加者の声

●個別支援計画の作成に取り組んだ訪問看護ステーションからの感想

- ・ 利用者、家族に理解を得るのが難しい。
- ・ 精神疾患の人の個人情報を出すのがためられる。
- ・ 利用者に趣旨をなかなか理解してもらえない。
- ・ 市から災害時に支援をしてもらえないという内容の計画であるなら、作成しても意味がないという声がある。
- ・ 作成に係る手続き・進め方をスタッフ側が理解するのが難しい。
- ・ ケアマネ、相談員がいるから、訪看がどこまで介入して良いのか分からない。
- ・ 1人の利用者に、複数のサービス事業所や福祉専門職が関わっているが、その関係者間で、個別避難計画についての情報共有ができていない。（⇒R4年度から、共有するように制度に定め改善）

令和 3 年度個別支援計画作成業務の実績報告

(1) 古河市全体の避難行動要支援者数（令和 3 年 4 月 1 日現在）

要支援者名簿登録の 該当者数	要支援者該当者の内訳	
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意
11,460	6,131	5,329

(2) 個別支援計画作成業務を依頼した事業所数（令和 4 年 1 月末日現在）

依頼した事業所数	受託した事業所数	作成した事業所数
90	84	21

令和 3 年度個別支援計画作成業務の実績報告

(3) 個別支援計画作成を事業所に依頼した人数 (令和 4 年 1 月末日現在)

要支援者名簿 登録の該当者数	要支援者該当者の内訳	
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意
3,740	1,970	1,770

(4) 個別支援計画作成数 (令和 4 年 1 月末日現在)

個別避難計画 作成数	要支援者の内訳		作成に同意 しなかった件数
	名簿開示に同意	名簿開示に未同意	
118	72	46	53

令和 3 年度個別支援計画作成業務の実績報告

(5) 令和元年度からの個別支援計画の作成数の累計（令和 4 年 2 月末日現在）

個別避難計画 作成数	作成数の内訳	
	作成者数	作成に同意 しなかった件数
令和元年度	458	50
令和2年度	362	42
令和3年度	130	58
累計	950	150

ハザードマップ修正分29件除く

【実績 令和3年度】 ※2月末までの実績

令和3年度 避難行動要支援者個別支援計画作成状況			(2月末現在 累計)			
＜個別支援計画作成業務 受託事業所数＞			契約法人数:46法人 (7/1契約分まで)			
	事業所数	受託事業所数	備考			
居宅(全体)	57	49	※居宅事業所の内訳			
在宅介護支援センター	8	8	事業所数	古河地区	16	うち受託 15
相談支援事業所	12	10		総和地区	16	12
地域包括支援センター	3	3		三和地区	12	11
小規模多機能事業所	3	3		市外	13	11
訪問看護ステーション	9	6	計	57		49
計	92	79	※業務依頼で実施 2件(総和包括、ぐるんぱ)			
＜個別支援計画 作成件数＞			◆ 総計 ◆			
	依頼件数	作成件数	備考			
居宅(全体)	2251	115	※居宅事業所の作成件数の内訳			
在宅介護支援センター	28	4	依頼件数	古河地区	921	うち作成数 42
相談支援事業所	340	2		総和地区	568	25
地域包括支援センター	300	2		三和地区	559	12
小規模多機能事業所	44	2		市外	203	36
その他(訪看等)		5	計	2251		115
計	2963	130	※業務依頼で実施 2件(総和包括、ぐるんぱ)			
作成結果内訳	高齢者	128				
	障がい	7				
※参考 同意者のうち作成に同意しない者の数		24				
※参考 名簿開示に同意しない者の数(声かけのみ)		34				

令和4年度の委託契約と内容の変更について （3年目の改善策）

令和4年度の委託料金の改定について（適用はR4.4.1～の対応分からです。）

	業務の内容	委託料
	①新規の個別避難計画を作成したとき（1件につき）	3,600円→4,200円
新	②個別避難計画の作成に至らず避難情報のみ提供したとき （1件につき）	700円
新	③更新の個別避難計画を作成したとき（1件につき）	2,100円
新	④個別避難計画の策定にあたり地域支援者との連絡調整を実施したとき （1件につき）	1,400円を加算する
新	⑤個別避難計画を作成した後、避難訓練を実施したとき （1件につき）	1,400円を加算する

【これまでの取組経緯】

平成27年9月関東・東北豪雨により被災
※名簿情報が更新できていなかった。

平成29年7月 避難行動要支援者連携会議
延べ10回開催

平成29年9月 避難行動要支援者名簿作成

平成31年3月 地域防災計画改定
マニュアル作成

令和元年11月 情報提供意思確認開始

令和2年9月 協力者説明会開催
個別計画作成の協力依頼

【避難行動要支援者マニュアル体制表】

業務担当部署	内 容
避難行動要支援者 担当（防災）	1. 名簿情報の作成・管理・更新 2. 避難支援プラン （個別避難計画）の管理 3. 災害情報伝達機器等整備 4. 避難所における資機材整備 5. 自主防災組織結成促進
個別避難計画担当 （福祉）	1. 避難行動要支援者の把握 2. 避難支援プラン （個別避難計画）の作成 3. 名簿の共有 4. 避難行動要支援者情報の 更新・管理
避難所整備担当／ 啓発・訓練担当 （防災・福祉）	1. 福祉避難所の指定・確保 2. バリアフリー化推進 3. サービス提供スタッフ確保 4. 物資の確保 5. 知識普及啓発や訓練サポート

【避難行動要支援者】 年2回更新

- ・名簿掲載者：9,501人（令和3年1月末現在）
- ・情報提供同意者：1,532人
- ・個別避難計画作成希望者：1,289人

【作成にむけて】

- ・支援協力者に十分伝わっているか？
- ・計画書の内容で避難可能か？
- ・本当に計画作成が必要なのは、誰？

協 働 宣 言

1. 逃げ遅れゼロに向けた「地域の絆の強化」

災害発生時に地域で助け合い、自治会や防災・福祉部局、福祉専門職、自主防災組織、防災士連絡協議会などが支援体制を構築し、逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化を目指す。

2. 「優先度合に応じた個別避難計画」の作成支援

数多くの避難行動要支援者がいる中で、優先度付けの考え方の整理・検討・優先度付けガイドラインを策定し、個別避難計画の作成支援を行う。

3. わがこととして災害に備える“みんなでマイ・タイムラインづくり”

災害を「ひとごと」ではなく「わがこと」として受け止め、災害時に自分のとるべき行動を地域全体で考え、的確な避難行動がとれるようみんなで「マイ・タイムライン」を作成する。

常総市・つくばみらい市

名簿情報
管理と活用

- 情報の劣化（年2回更新）
- 情報の共有（計画に直結）

日頃の
関わり

- 福祉専門職の情報活用
- 地域の協力必須

理解促進
必要性

- リーダー育成
- 作成会の本数増

マニュアル改定

【令和 3 年度課題の解消】

STEP 1

- 避難行動要支援者マニュアル改定

STEP2

- 地域ケア会議で作成会を実施
※ケア会議は、年間72回実施

STEP3

- 一斉避難訓練時に避難計画実効性を検証

【マニュアル体制の見直し】

担当部署	内 容
防災部局	1. 災害情報伝達機器等整備 2. 避難所における資機材整備 3. 自主防災組織結成促進 4. 名簿の共有
福祉部局	1. 避難行動要支援者の把握 2. 名簿情報の作成・管理・更新 3. 個別避難計画) 作成・管理 4. 避難行動要支援者情報更新・管理



○過去の災害対応

①関東東北豪雨（2015年9月）

常総市三坂町地先で、鬼怒川の堤防が決壊

- ・つくばみらい市：鬼怒川沿川の地区に避難勧告等を発令⇒207人が避難
- ・常 総 市 ：避難者の受入要請⇒604人が避難

②令和元年東日本台風（2019年10月）

台風通過に伴い、災害対策本部を設置し、「避難準備・高齢者等避難開始」を市全域に発令

- ・避難所開設（14か所）⇒1066人が避難

【課題】

- ・避難行動要支援者避難タイミング及び避難手段などの体制が構築できていなかった。
- ・個別計画を作成していても、支援者が役割を果たせていない。
（車を持たない高齢者などが支援者となっていて、避難所への移動手段がないなど）

○以前の取組

- ・災害時の名簿提供に同意している避難行動要支援者の安否確認を民生委員に依頼
- ・市の福祉部門と社会福祉協議会が連携して、土砂災害警戒区域、浸水想定区域の名簿提供に同意している避難行動要支援者を優先的に移送する移送班を確保



災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が努力義務化

○今後の取組

- ・今までは手上げ方式により避難行動要支援者名簿を作成していたが、今後は避難支援が必要な要配慮者の掘り起こしを行い、新たな名簿の作成が必要
- ・掘り起こしにより、名簿掲載者の増加が想定される。
- ・優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成を、地域特性を踏まえて、おおむね5年程度で完了する事業計画を作り、地区ごとに支援者を巻き込んだワークショップを開催し、共助による個別避難計画策定を推進
- ・市長をはじめ、庁内外の関係者が一堂に参加するフォーラムを常総市と共同開催し、「個別避難計画」の重要性と各自が果たす役割を認識。また、逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化などを掲げた今後の取組方針を宣言

① “個別避難計画モデル事業キックオフフォーラム”開催

- ・つくばみらい市・常総市・筑波大学で共同開催
- ・庁内外の関係者が参加し、内閣府によるモデル事業の概要説明、有識者・先進自治体による講演及びモデル地区代表者参加のパネルディスカッションを実施

② “リーダー研修会”開催

- ・つくばみらい市・常総市・筑波大学で共同開催
- ・モデル地区の個別避難計画作成協力者が集まり、ケーススタディ事例を用いて「防災行動計画シート」を作成

③ 個別避難計画とタイムラインが一体となった「防災行動計画シート」作成

- ・個別避難計画と同時に地域で支援するためのタイムライン（コミュニティタイムライン）を作成

④ 個別避難計画作成に関する優先順位

- ・優先度の高い方から整理検討
- ・身体的な避難困難度及び居住地の浸水想定深により地区の優先順位を付け、個別避難計画をおおむね5年で作成する事業計画を作成

⑤ “みんなでマイ・タイムラインづくり”ワークショップの開催

- ・「防災行動計画シート」を活用し、個別避難計画を作成
- ・避難行動要支援者と避難支援者（自治会・自主防災組織）をマッチング
- ・コミュニティタイムラインの作成

【自治会からの意見】

- ・避難支援者になったが災害時に支援することができなかった場合、法的な問題だけでなく、その後の人間関係が心配
- ・避難支援中に要支援者にケガを負わせてしまった場合はどうなるのか
- ・個人で支援者となるのは荷が重い
- ・個別避難計画情報の漏洩の危険性や管理方法

①避難支援者の確保

- ・地域の高齢化や若手の減少により避難支援者の確保が難しい
 - ・地域からは、個人での支援は荷が重いなどの意見
- ➡ 地域にある既存の班単位で支援するなど複数人での支援体制を提案
避難支援者となる自治会や地域住民に個別避難計画の意義や必要性を計画作成前に説明会等により説明

②自主防災組織のない地域への支援方法

- ・自主防災組織は重要な地域支援者と考えているが、市の結成率が低い。
- ➡ 自主防災組織の結成を推進するとともに、組織がなくても地域で守る体制づくり

③避難支援等関係者の責任や義務について

- ・国の指針では、個別避難計画による避難支援は法的責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとされているが、結びつきの強い地域からは、責任や義務はないといわれても支援者となって災害時に支援することができなかった場合、その後の地域での人間関係が心配などの意見があり、協議が進まなかった。
- ➡ 避難行動要支援者、避難支援者に個別避難計画の意義や必要性を丁寧に説明

①個別避難計画作成する地区を選定

- ・避難行動要支援者の優先度によりつけた地区の優先順位に基づき地区を選定

②個別避難計画について避難支援者となる自治会や地域住民等に説明

- ・「リーダー研修会」を開催し、個別避難計画について説明
- ・ケーススタディ事例を用いて、「防災行動計画シート」を作成してもらい計画の作成支援をできるようにする。

③「防災行動計画シート」の作成

- ・個別避難計画作成する関係者が集まり地区ワークショップを開催
- ・個別避難計画について避難行動要支援者本人・家族に説明
- ・個別避難計画と同時にマイ・タイムライン、地域で支援するためのタイムライン（コミュニティタイムライン）を作成

④避難訓練の実施

- ・「防災行動計画シート」に基づいた避難訓練を行い、計画の実行性を検証

○本市では平成30年度より地区防災計画策定の取組みを支援しており、地域における避難行動要支援者の避難支援の課題が浮き彫りとなっていた。

こうした中、「令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を踏まえ、市防災アドバイザーである片田教授の助言を受けながら、市防災・福祉部局に加え館林市社会福祉協議会も参画した合同ワーキンググループを令和2年度に発足し、現状と課題の洗い出し先進事例研究等を行う。

本年度も引き続き逃げ遅れゼロを目指し、個別避難計画作成の取組みを進めている。

○個別避難計画作成の取組みを通すことで、庁内関係部局や外部団体の連携も深まった。あわせて災害時要配慮者の災害時支援の問題について、関係者の関心が向くこととなり気運が高まったと考える。

○これまでは要支援者自身が避難先までの移動手段を考慮していなかったが、介護車両の手配等を含め災害時移動手段の確保をすることができた。

また、家族や地区の住人などに避難支援を依頼する過程で、災害時避難支援体制を構築できたのみでなく、平時の見守り体制も構築できた。

○個別避難計画は、作成後も実効性の伴ったものでなければ要支援者の犠牲を減らすことに直結しない。そのため、本市においては庁内ワーキンググループメンバーによる協議のみでなく、館林市社会福祉協議会への実地運用の依頼、その結果をフィードバックしての個別避難計画策定をすることとした。

また、連携先の館林市社会福祉協議会においては、地域住民の支援体制整備のため、地域住民相談支援包括化推進会議が設置され、地域の課題解決に向けて活動している。構成メンバーも多岐に渡っているため、今後ケアマネジャーに個別避難計画作成を委託するうえで問題等が生じた場合、本市も含めた要支援者の避難支援に必要な構成メンバーが集まり、解決を図っていくことを想定している。

あわせて、本市防災アドバイザーである片田教授に監修や助言をいただき、専門的見地からの意見を取り入れた計画づくりをした。

以上のように、庁内、庁外の様々なメンバーが参画する体制づくりをしたことで、多様な意見を反映した個別避難計画作成の取組みとすることができた。

○当初想定していたよりも避難支援者の確保に苦慮した。当初は民生委員や消防団の協力を得ることを想定していたが、避難支援者に関する調査及び依頼をした結果、協力を得るのは困難だということが判明した。

その理由として、「災害時においては本来の水防業務があるため、要支援者の避難支援に向かうことが難しい」、「自身も高齢者につき避難支援は非常に困難」、「責任を負いきれない」とする意見が挙がった。

以上の調査を受け、避難支援者は避難支援についての責任を感じてしまい、避難支援を引き受けることに抵抗があるものと考えられる。その対応として、見守りや声掛けなどの緩やかな避難支援を依頼することや、複数の支援者による避難支援体制を構築するなど、避難支援に伴う責任が個人に偏りすぎないような対応も検討していきたい。

○令和4年度は、関係機関との協議を継続し避難支援者の確保に向けた取組みを進めるほか、地区防災計画の進捗に合わせる形で、要支援者の家族や親類縁者なども含め多角的に避難支援者を確保していく方策を検討していきたい。

①先進自治体の事例研究を行い、資料や情報の収集をすると同時に、課題を抽出する。



②個別避難計画作成の主管部局を決定するほか、庁内の業務所管を決めるため、関係部局によるワーキンググループ等を結成し、体制づくりに向けた協議を行う。必要に応じて外部機関へ参画を依頼し、庁内外の連携体制を構築。防災部局と福祉部局がこまめに協議を重ね、互いの立場を理解し合い、一人の犠牲者も出さないという目標に向かって連携を図った。



③ワーキンググループ内で、取組方針や個別避難計画の様式作成に関する協議を行う。



④（地区防災計画策定地区のみ）地区版の個別避難計画である「お助け名簿」の情報から、公助による支援を必要とするか確認する。



⑤避難支援者の確保に向けて、関係機関と協議を行う。



⑥福祉事業所向け説明会を開催し、福祉専門職等に個別避難計画作成を委託する。

防災の課題

- ・ 全国で多くの高齢者が被害に遭っている
- ・ 地域全体で命を守ることが重要
- ・ 地域支援者で避難支援ができる体制構築を目指す



既存の取組（住民支え合いマップづくり）

- ・ 地域住民同士が地域課題等について共有
- ・ 顔の見える関係づくりを大切にしている
- ・ 地域のネットワークが構築されている



取組

経緯

- ・ 「住民支え合いマップづくり」を活用して、個別避難計画を作成できないか

テーマ

- ・ 「住民支え合いマップづくりと連動した個別避難計画の作成」

作成

- ・ 優先度が高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成

真に避難支援を要する者の個別避難計画の作成

地域支援者が支え合いマップ作成後、避難行動要支援者を要支援者区分シートを基に優先度を4段階（S・A・B・C）に細分化し、優先度の高い避難行動要支援者（S・A）に絞り込み、個別避難計画を各地区ごとに策定。



S：医療・介護の専門的支援が必要な人（A以上）

B：一部介助、車いすなどで移動ができる人

A：寝たきりなどで専門的支援が必要な人

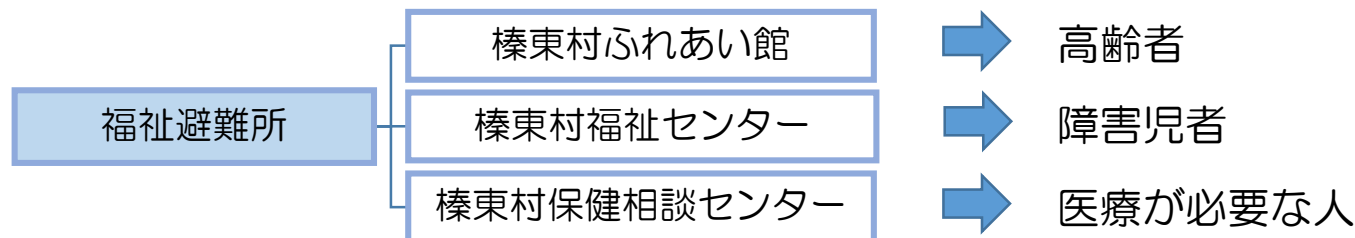
C：一部支援や見守りで生活可能な人

福祉専門職との連携

地域支援者主体で作成している個別避難計画について、地域包括支援センターを通じて福祉専門職と連携することで、専門的視点を取り込み計画を策定するとともに、福祉専門職においてもケアプラン作成時にその情報を反映する

福祉避難所への直接避難の振り分け

個別避難計画に基づき村内に3箇所ある福祉避難所へ直接避難できるよう、福祉避難所の振り分けとそれぞれの避難経路を作成し、地域支援者及び避難行動要支援者本人へフィードバック



避難行動要支援者の登録

避難行動要支援者名簿への登録は、手上げ方式のため全対象者を網羅できていない。

➡ 支え合いマップづくりの場で地域での見守りや避難支援が必要と判断された要配慮者について、名簿への登録を引き続き呼びかける。

実効性のある計画

作成したら終わりではなく、避難訓練等を実施することで新たな課題を可視化し、また共有しつつ計画を改善し、実効性を確保する。

➡ 訓練を実施後、支援者個々の振り返り、そして全体での振り返りを重要な場と位置付け、地域支援者主体の個別避難計画へフィードバックする。

個別避難計画の重要性の理解促進

個別避難計画について、理解を深め、地域ぐるみでの避難支援の更なる促進。

➡ 地域力中心で取り組むことが肝要であり、地域の力を最大限に発揮するために、地域のネットワーク強化と住民一人一人が防災に対して、主体的に取り組むように意識を高める。

避難行動要支援対象者の調査及び登録の案内

- ・ 普段から地域の要配慮者と関わり地域の実情に詳しい民生委員・児童委員に、避難支援を必要とする人の調査を依頼し、避難行動要支援者名簿への登録申請を取りまとめてもらう。

「住民支え合いマップづくり」開催（年一回）

- ・ 地図上で地域住民同士が、避難行動要支援者等の状況、地域課題等について情報を共有
- ・ 地域支援者として、自治会長、民生委員・児童委員、警察、防災ボランティア、消防団員、学校関係者など、地域の実情を把握している方が参加。
- ・ 災害発生時等に駆けつけられる支援者や危険個所などの地域の情報を地図に示し、共通理解を図る。
- ・ 各自治会ごとに要支援者区分シートを基に優先度を4段階（S・A・B・C）に分ける。
- ・ 優先度の高い避難行動要支援者（S・A）について個別避難計画を作成。

専門職との連携及び福祉避難所の振り分け

- ・ 地域支援者主体で作成された個別避難計画について、福祉専門職と連携。要支援者の状況をより詳しく把握する。
- ・ 避難行動要支援者の状態によって村内に3ヶ所ある福祉避難所へ直接避難できるよう、福祉避難所の振り分けとそれぞれの避難経路を作成し、地域支援者及び要支援者本人へ配布

**優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画を策定
毎年「住民支え合いマップづくり」を開催することで計画を更新及び新規策定**

○ 過去の外水氾濫による被害履歴

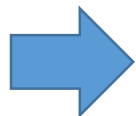
昭和22年9月 カスリーン台風（浸水30,506戸、被災者132,991人）

昭和24年8月 キティ台風 （浸水12,545戸、被災者 62,324人）

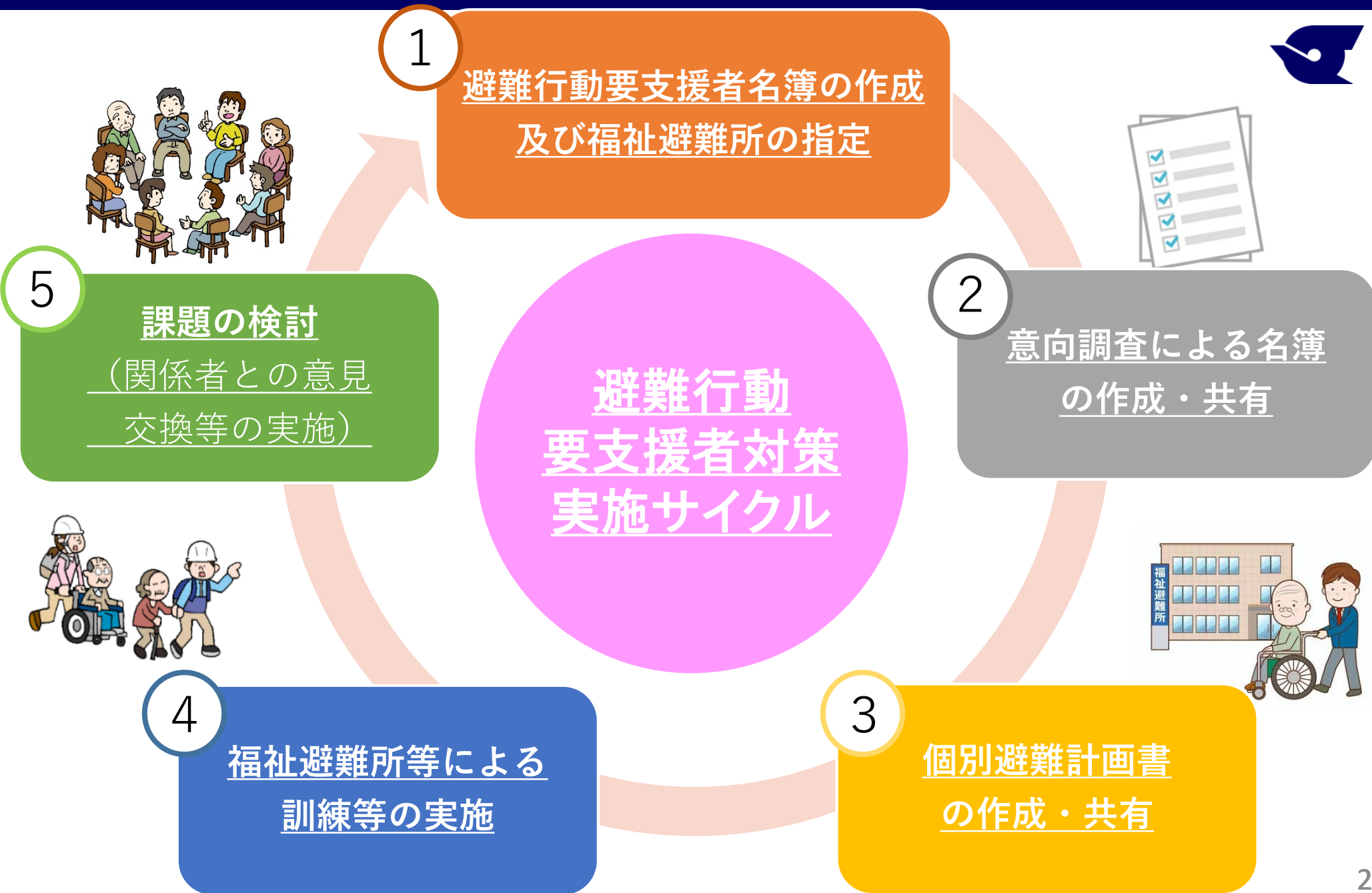
令和元年10月 台風19号

初の避難勧告を発令（荒川洪水危機による）

避難所設置数：105施設 避難者数：35,040人



水害への備えは喫緊の課題



○ 避難行動要支援(名簿作成)対象者について

避難行動要支援者（法第49条の10第1項）【5,800人規模】

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 障害支援区分4～6に該当の方
- (3) 身体障害手帳1級～3級の児童
- (4) 愛の手帳1度～2度の児童
- (5) 精神障害者（障害支援区分4～6の方）
- (6) 難病患者（(1)非該当及び身体障害を除く障害支援区分4～6該当の方）
- (7) その他（在宅人工呼吸器使用患者等）

※ 施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

【対象拡大】
令和5年度を目標に
全対象者を作成

令和3年度 個別避難計画作成対象者【1,400人】

- ① 要介護5の認定を受けている方
- ② 身体障害者(成人)障害支援区分4～6に該当の方
- ③ 身体障害者(児童)障害等級1級～3級に該当の方

※ 水害時に浸水の恐れがない4階以上の居住者を除く
※ 対象者の抽出基準日は令和2年8月1日

1 個別避難計画の作成への理解促進

- (1) 要支援者
- (2) 福祉専門職
- (3) 地域支援団体

2 避難支援者がいない場合の支援確保

⇒近隣住民、消防団、警察署、消防署への声掛け

3 福祉避難所への移送手段

⇒水害、震災それぞれの移送手段の検討・整備

4 福祉避難所の拡充

⇒新たな民間施設へのアプローチ、福祉避難室の検討

令和 2 年度

避難所の位置づけ変更

要支援者対象者の検討

福祉避難所の指定

令和 3 年度

7月

福祉避難所への説明会の実施

福祉専門員への説明会の実施

個別避難計画の作成依頼（要支援者）

8～3月

個別避難計画の作成（福祉専門員）

3月

福祉避難所へ計画書の提供

令和
4 年度

避難訓練の実施

令和元年東日本台風（第 1 9 号）

①避難者数

- ・ 3 3, 1 5 0 人

②避難行動要支援者の状況（令和 2 年 1 2 月末時点）

- ・ 4 4, 8 1 8 人（うち、 5, 4 9 8 人は要援護者避難支援制度登録者）

【課題】

令和元年東日本台風（第 1 9 号）では、避難支援制度登録者に対する支援組織による災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等が多くの地域で実施されないなど、災害時において自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の対策が必要。

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するには

①市民の防災意識の向上

- ・ 災害時避難行動マイタイムラインの普及啓発

②地域を取り巻く関係団体との連携

- ・ 災害時避難行動マイタイムラインの理解促進
- ・ 平時の備え、災害時における関係者間の役割・連携

取組のポイント

- ①強み（福祉・介護専門職団体等との連携・協力体制等）を活かした個別避難計画作成モデルの構築
 - ・普及啓発活動による市民の防災意識の醸成
 - ・庁内防災・福祉部門関係者及び福祉・介護専門職団体等との継続的な意見交換による連携体制の構築
- ②被災事業所の参画による実効性ある個別避難計画の作成
 - ・心身の状況、環境等以外の要因によるハイリスク者の選定
 - ・経験から得た知見・スキルを活かしたプロセスの理論化
- ③行動・実践を通じた個別避難計画の作成プロセス等の構築
 - ・既存業務工程の洗い出し等による品質の維持・向上及びコストの削減

令和 3 年度の取組

- ①検討会の設置
 - ・庁内防災・福祉部門関係者、地域包括支援センター、ケアマネジャー等福祉関係者
- ②災害種別、警戒・想定区域別等に応じたハイリスク者の判断基準案の策定
 - ・ハイリスク者：立ち退き避難に支援を要する高齢者
 - ・ミドルリスク者：立ち退き避難に一定の時間を要する高齢者
 - ・ローリスク者：自ら立ち退き避難又は事前に親戚・知人宅に避難可能な高齢者
- ③個別避難計画の作成プロセスの合理化、様式案の策定
 - ・作成プロセスの合理化：サービス担当者会議の要点（第 4 表）に様式を追加
 - ：ミドルリスク者以下の作成については、マイタイムラインを活用
 - ・様式案：統一様式を基本としつつ、第 4 表に追加した簡易様式案を策定

取組課題

- ・災害種別毎の立ち退き避難者数及び避難支援を要する高齢者数の把握
- ・心身やハザード、居住等の実態に応じた点数化による優先順位づけ
- ・分野別連携、防災力向上の取組強化
- ・情報通信技術の活用
- ・個別避難計画の作成その他に係る報酬の支払い等の仕組みづくり
- ・事故その他の取扱い

今後の取組

①令和4年度

- ・庁内外関係者による検討会設置
- ・民間シンクタンク等への委託による実証検証

②令和5年度～

- ・個別避難計画作成の標準的な取組フローの公表・作成

①準備

- ・庁内外における検討体制の整備
- ・関係団体への参加依頼



②検討会

- ・マイルストーンの共有
- ・既存業務工程の洗い出し、個別避難計画作成の標準的な取組フロー（様式含む。）の検討
- ・ハイリスク者の判断基準の検討



③実証テスト

- ・標準取組フローに基づく個別避難計画作成



④問題解決

- ・実証テスト結果により把握した問題の整理、構造化、分析、結果の統合、見直し



⑤説明・公表

- ・個別避難計画作成の標準的な取組フロー等の公表
- ・取組フロー等の説明、中間目標地点、節目のポイント地点の共有

1. 取組の経緯

- 平成29年度に全庁的に庁内版タイムラインの作成を開始したことで、要配慮者対策が課題として浮彫となった。
- 令和元年台風第19号において要配慮者への対応が課題となり、福祉部局と防災部局、保健所が連携し、避難行動要支援者の風水害の避難支援を想定した対応策について検討を進めた。
- 地域から、より実効性の高い避難支援対策を求める声があがった。

2. 現状と課題

現状：避難行動要支援者名簿の登載者数が多く、全員を支援するのは難しい。
名簿に「自助で避難できる人」と「家族の手助けで避難できる人」等が混在。
課題：真に避難支援が必要な者を把握するため、名簿登載者の分類が必要である。

3. 取組方針【ポイント】『課題共有による意識改革』と『部局を跨いだ認識の摺り合せ』を重視して取り組む

- ① トップダウンによる意識改革（市長協議や危機管理対策検討会議での課題共有）
- ② ボトムアップによる意識改革（台風第19号に係る災害対応報告会で課題共有）
- ③ 綿密なコミュニケーションによる認識の摺り合せ（40回以上の打合せ、チャットを活用）

4. 取組を通じた変化

- 組織全体に対し課題共有ができ、意識改革が図れた。
- 各担当者が部局の垣根を越え、話し合いを重ねる中で互いに歩み寄れた。

取組内容

- ① 庁内の推進体制の整備
- ② 真に避難支援が必要な者の把握を目的に「チェックリスト」を作成
- ③ 庁外の関係者との協力体制を構築
- ④ 個別避難計画（避難行動シート）

取組のポイント 「チェックリスト」を作成し、要支援者を支援の分類毎に振り分け

- ① モデル事業では、3つの設問で要支援者毎の避難支援の必要性を確認した。
- ② 実施時は、要支援者本人に加え、**ケアマネジャー・地域包括支援センター・自主防災組織・市職員も同席**し、要支援者の身体状況等を正確に捉えた結果が得られるようにした。

表面

チェックリスト

記入日 年 月 日
作成にかかった時間 分

【記入者の情報】

居宅介護支援事業所等名
ふりがな
氏名
電話番号

【ご本人の情報】

ふりがな
氏名
住所

避難行動要支援者支援制度の説明した上で、避難行動要支援者同意確認書の同意が得られたか？
☐ 同意が得られた ☐ 同意が得られなかった
 理由

(確認用 記入欄)
☐ 自助の備え ☐ 地域による支援の検討 ☐ 「地域」と「福祉専門職」で避難行動シートを作成

裏面

同意確認書の作成
☐ 有 ☐ 無
 有である場合、以下の項目に記入してください。
 【自力】 避難行動の自立性
 【同席】 避難行動の同席性

回答する際のルール
 ※各設問について、
 ①「自力」に該当した場合は、
 「同席」に記入してください。
 ②「自力」に該当しない場合は、
 「同席」に記入してください。
 ③「同席」に記入する場合は、
 ①「自力」に記入してください。

問1～問3の回答を確認し、以下に該当する方を選択する。

【確認①】 問1の結果を確認する
☐ 1つでも0がある
☐ 1つでも0がある
☐ 全て0

【確認②】 問2の結果を確認する
☐ 1つでも0がある
☐ 1つでも0がある
☐ 全て0

【確認③】 問3の結果を確認する
☐ 1つでも0がある
☐ 1つでも0がある
☐ 全て0

【結果】
☐ 自助の備え
☐ 地域による支援の検討
☐ 「地域」と「福祉専門職」で避難行動シートを作成

【自治体記入欄】

本チェックリストの情報を、避難支援等を実施する者（地域や福祉専門職）に提供するとともに、避難行動シートの作成が必要な場合に一緒に作成することに同意しますか？
☐ 同意します ☐ 同意しません
 ご本人（代理人）による署名

モデル事業で実施した要支援者		43人
①	自助の備え	うち17人
②	共助による支援検討	うち10人
③	公助による支援検討	うち16人

1. 令和 3 年度の成果と課題

➤ 達成したこと

- ① モデル事業のスキームに対する合意形成
- ② 風水害を想定した個別避難計画を 4 3 件作成した。
- ③ モデル事業の実施結果に関する検証
- ④ 避難行動要支援者支援制度に係る検討の推進

➤ 達成できなかったこと

地震を想定した個別避難計画は作成できなかった。

➤ 取り組む中で生じた課題

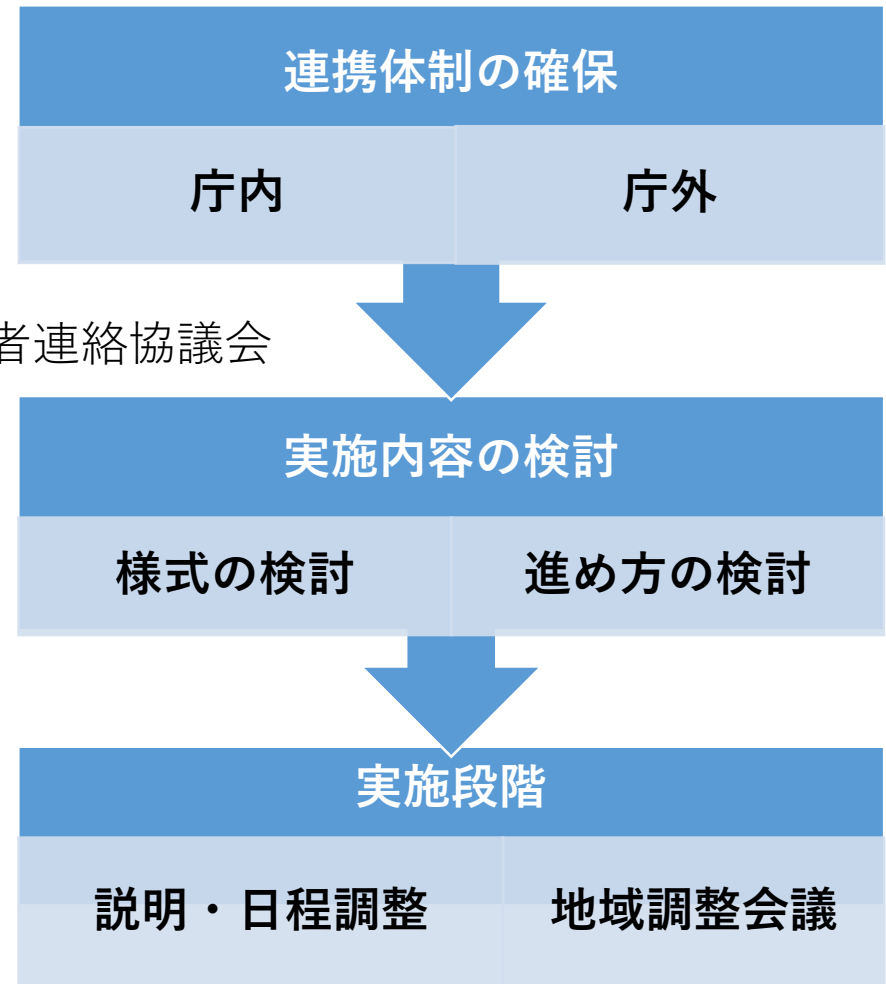
- ・ 関係課毎に平時の業務が異なる等の理由から、本取組の目的意識にずれが生じた。
- ・ 部局を跨いだ意思決定に膨大な時間と労力が必要であった。
- ・ 庁外関係者の参画範囲が限定的だった。

2. 今後検討すべき課題

- ・ チェックリスト、個別避難計画の全市展開手法の確立
- ・ 避難支援体制の確保等に関するスキームの確立
- ・ 避難行動要支援者支援計画（全体計画）の改訂・全市展開は令和 4 年度以降に実施予定。

1. 連携体制の確保

- ① 庁内の推進体制の整備
- ② 庁外の関係者への説明
 - まちぢから協議会（自治会連合会）
 - 民生委員・児童委員協議会
 - 地域包括支援センター
 - 居宅介護支援事業所
 - 一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会



2. 実施内容の検討

- ① チェックリスト、個別避難計画の作成
 - 庁内調整
 - 庁外の関係者への説明、意見聴取
- ② 事業の進め方の検討
 - 感染症対策を踏まえた実施方法の検討（オンライン形式で実施した地域調整会議）

3. 実施段階

- ① 避難支援等関係者への説明
- ② 日程調整（対象者、ケアマネジャー等、自主防災組織、市職員）
- ③ 地域調整会議（個別避難計画の作成）

★山形県沖地震（令和元年6月18日発生・最大震度6強）➡ 高齢者等の避難が課題

★避難行動要支援者の避難支援の取組 ➡ 避難支援体制づくり・個別避難計画の作成が進んでいない

- ・長い間、大規模な災害が起きていなかったことによる意識の低下
- ・避難行動要支援者名簿の事前の外部提供に対する同意確認の未実施

**取組の推進
が急務！**

★名簿対象者に対して、地域による避難支援体制づくりを目的に、平時から名簿を避難支援等関係者に提供することに対する同意の有無を確認

➡ R2～実施

★同意確認済の名簿を、平時から地域の避難支援等関係者に提供

➡ R3～実施

★地域による避難支援体制づくり及び「個別避難計画」作成の推進

➡ R3～実施

《どのように進めたらよいのか？ 他自治体の取組を参考にしたい！》

内閣府主催「個別避難計画作成モデル事業」採択・実施

★地域の避難支援等関係者（自治会・自主防災会・民生委員等）や介護・福祉関係者（ケアマネジャー・相談支援専門員等）との連携による「個別避難計画」の作成推進及び避難行動要支援者の避難支援体制づくりに取り組む。

5年間で「優先度」の高い方の「個別避難計画」を作成

★個別避難計画の作成推進のポイント

- ①市関係部署（防災・福祉）の共同体制で実施
- ②災害時における危険地域や身体状況を踏まえ、優先度の高い対象者から取り組む
- ③有効性や実効性を考慮した「個別避難計画」の様式作成（見直し）
- ④地域の避難支援等関係者や介護・福祉関係者と連携して作成

**モデル町内を選
定し、重点的に
取組を推進**

《市内関係部署との連携》

関係部署（防災・福祉・介護）が集まり「市内連携会議」を開催し、取組の方針や方向性、具体的な取組内容、スケジュール等を検討しながら、事業に取り組んだ。

《優先度による取組》

ハザードマップ上の危険地域を優先しながら、心身の状況や住環境等を考慮した優先度を設定した。

《個別避難計画の様式づくり（見直し）》

現様式の課題等を確認し、避難支援に必要な情報等を整理しながら、記載項目やレイアウト等を検討

《地域関係者や介護・福祉関係者との連携》

・関係者を対象に「合同研修会」を開催し、取組の意義（目的、制度概要、計画作成の必要性等）の相互理解を図り、関係者間で意見交換を行い、関係者の知識の向上や情報共有を図った。

・関係者が集まり「個別避難計画作成推進会議」を開催し、個別避難計画（様式）の内容や計画作成を進めるための具体的な方策等を検討した。

取組の意義や重要性、現状や課題等を共有することで連帯感が生まれ、別々に検討していた内容を一体的に考えることができ、様々な角度から検討することにより課題解決にもつながる。

優先度

- ①在宅の要介護3以上 ②寝たきり度がB以上
- ③認知症度がⅡ以上 ④身体障害者手帳1級・2級
- ⑤療育手帳A
- ⑥地域関係者及び介護・福祉関係者が優先する方

有効的で実効性のある計画（様式）の作成

- ◆地域関係者の協力が不可欠
- ◆「丁寧に、粘り強く」理解を得る
- ◆関係者間の情報交換の場が必要

- ◆「個別避難計画」の作成（実証）
- ◆取組の検証

★取組を通じた課題

◎自治会の現状（高齢化・人口減・地域力の低下）や取組に対する考え方の違い等があり、市全域で統一的な個別避難計画作成の取組ができるかが課題である。

- ・避難支援を行う人材の不足
- ・地域による避難支援の取組に対する理解の相違（避難支援は「市（行政）」がという考え方）
- ・避難支援における困難ケースへの対応

◎個別避難計画を作成するにあたり、実際に対象者の避難支援を行う支援者（協力者）の選定が、スムーズに進められるかが課題である。

- ・避難支援協力者のなり手不足
- ・責任を負うことに対する不安感
- ・個人情報保有に対する抵抗感
- ・他人への個人情報等の提供に対する抵抗感
- ・支援する側と支援される側双方の理解が必要

◎「個別避難計画」の更新をどのように進めていくかが課題である。

- ・更新作業にかかる職員の労力の増加
- ・地域の防災関係者や介護・福祉関係者の協力が必要

◎重度の障害がある方等の避難支援をどのように行うかが課題である。

- ・現実的にかかなり大変になる（地域だけでは難しい）
- ・専用車両やヘルパー等の手配が必要
- ・事前に関係者間（市・地域・CM等）で十分な調整が必要

◎「福祉避難所」への直接避難をどのように進めていくかが課題である。

- ・受入施設や収容可能人数の確保が困難
- ・福祉避難所への直接避難者の選定や移動方法、対象者の管理等が課題



★取組を進める上で重要な点 ➡

- ・庁内関係部署との共同体制による連携
- ・地域関係者及び介護・福祉関係者との連携

庁内関係部署の連携

+

市

×

地域関係者

×

介護・福祉関係者

= 「個別避難計画」作成の推進

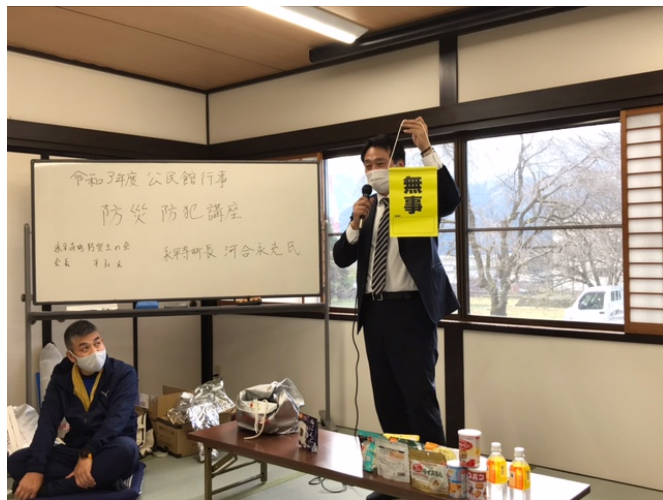


★「個別避難計画」作成の推進

- ・実効性のある「個別避難計画」の作成（避難支援等に必要な情報等の検討）
- ・優先的に「個別避難計画」の作成が必要な方の選定⇒「優先度」の設定
- ※ハザードマップ上の危険区域、対象者の心身状況や生活環境等を考慮する。
- ・関係者向けの「個別避難計画作成推進マニュアル」の作成
- ※できるだけ簡潔に、わかりやすい内容にする。
- ・定期的に関係者と意見交換等を実施
- ※困難なケース等については、関係者間で協議する体制をつくる。

【災害に強いまちづくりへの取り組み】

- 当町では、町長が災害に強いまちづくりを目指しており、自ら集落に出向いての「防災講座」は平成28年度より開催し、近年は新型コロナの影響で開催できない状況ではあるが80回を数えている。
また、町内での防災士資格取得者数も432名と町民の約40人に1人が防災士の資格を保有している。
- 令和2年度からは、包括協定を締結している福井大学との協働企画で「新しい避難方法の検討会」を立ち上げ、福祉避難所の調査、高齢者や障がい者へのヒアリング・福祉避難所での図上訓練等の現状分析・課題整理と対応策を報告し、課題解決に向けた協議などを行い、令和3年度も引き続き開催し、福祉避難所への直接避難に対応できるよう、施設の増強や改善内容を取りまとめている。



町長の防災講座



新しい避難方法の検討会

【障がい者団体と協同での福祉避難所視察】

○単に個別避難計画作成率を高めるのではなく、要配慮者が主体となって避難方法の見直しや福祉避難所の改善を推進することにより、災害にあっても自分たちで支え合いながら立ち上げられる地域づくりを醸成することが個別避難計画の実効性を高めると考え、福祉避難所の環境調査に町内で活動を行っている障がい者グループ（わらいSHOKUDO）と協同し視察やヒアリングをおこなった。

障がい者の方が直接、現地を見ることで健常者ではわからない小さな気付きや使用して不便と感じている箇所の聞き取りを行い、改善計画を取りまとめている。

【要配慮者が企画する避難訓練】

○避難することの大切さを要配慮者の方に伝えることを目的とし、要配慮者である障がい者団体のメンバーが、障がい者と健常者とが協同した福祉避難所での訓練を企画した。福井大学や社会福祉協議会が訓練内容を助言・指導し避難誘導方法のシュミレーション学習、福祉避難所での生活想定訓練の2回の訓練を実施することで、障がいをもった方への避難に対する不安取り除くきっかけ作りができた。



写真
上 障がい者グループとの福祉避難所視察
中 福祉避難所生活訓練（移動介助風景）
下 福祉避難所生活訓練（起床・健康チェック風景）

【個別避難計画を作成するにあたっての課題】

《令和3年度》

町内89集落すべてに自主防災組織が設置されており、更に学校区毎に8つの自主防災組織連絡協会協議会を作り、地域ごとに防災意識の高揚を図りながら地域防災力の向上に努めていただいている。

令和3年度においては8つの自主防災組織連絡協会協議会の中から防災活動が活発な自主防災組織8集落をモデル地区として選定し、区長や自主防災組織、民生委員、地域協力者へ趣旨説明・勉強会等を行い個別避難計画を作成してきた。

《令和4年度》

2年目の令和4年度は、町内すべての地区で取組む予定としており、8つの自主防災組織連絡協議会単位で区長・自主防災組織・民生委員・地域関係者を対象に趣旨説明を行い、意欲のある地区から作成に係る勉強会を防災部局と福祉部局が連携し開催し個別避難計画を作成していくことを目標としているが、それに携わる職員が令和3年度と変わらない人数で対応をしていかない状況である。

また、個別避難計画を専門的に業務を行っていくわけではなく、通常業務の一部として進めていく形となるため職員の負担。

マンパワー不足の改善点・・・①個別避難計画事務支援委託の予算化
（説明会や勉強会の運営を事務委託）
②会計年度任用職員の採用
（個別避難計画作成に係る事務補助）

【個別避難計画作成ステップ】

ステップ1 避難行動要支援者の名簿の確認

避難行動要支援者の名簿の更新を行う。名簿提出者は、個別避難計画作成の対象者となる。優先度の高い人、地域の協力にて作成可能な人、本人・家族で作成可能な人を確認する。

ステップ2 各災害関係団体・地区への説明会

個別避難計画作成にあたっては、地域の理解を求めるため、地区ごとに説明会・勉強会を実施する。災害時に動員される社会資源について網羅的に確認し、団体ごとへの説明会を実施する。（自主防災組織・防災士の会・民生委員等）

ステップ3 モデル地区の選定と作成者間による勉強会

対象地区および対象者・作成者（グループ）を検討する。個別避難計画マニュアルに沿って、作成者間で勉強会を実施する。地区ごとに平時に日常的に当事者に関わる地域支援者が作成に関与する。

ステップ4 個別避難計画の作成

地区で個別避難計画調整会議を開催し、地区での話し合い・調整ができれば、地域支援者からの配慮の具体的な提供手順について当事者に確認しながら細部を詰めて個別避難計画をグループで作成する。課題があれば、避難行動要支援者協議会及び、地区で話し合い、全地区に情報を共有する。

ステップ5 審査会の実施

要配慮者と地域作成者の両方で細部を詰めた個別避難計画をフォーマットに記載した個別避難計画（案）を地区グループ内で審査を行い情報の共有を行う。

ステップ6 避難訓練の実施・検証

全員参加で誰一人取り残されない防災訓練を実際に行い、個別避難計画を実施し、訓練の検証を基に個別避難計画の改善を行い、実効性のある内容か確認する。

●取組の経緯（個別避難計画の作成が進まない状況で令和元年東日本台風災害発生）

個別避難計画作成済地区

約16%

（H30調査 80/477地区）

発災

住家（罹災証明件数）

4,296件

（うち全壊：1,038件）

死者

17名

（うち関連死15名）

●作成に向けた決意（福祉専門職・地区避難支援関係者向け市長メッセージ）

長野市長の荻原健司です。

日頃は市政運営にご協力いただき、心より感謝いたします。

さて、ここ長野市は令和元年東日本台風災害で大きな被害を受けました。災害はいつ、どこで発生するかわかりません。

誰もが被害者となる可能性があります。もちろん、多くの高齢者や障害のある方々など、いわゆる災害弱者と言われる人たちも同様です。

そこで、災害弱者の方々の災害時の避難支援を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効です。

そのためには、地域のことをよく知る住民の皆さんと災害弱者の方々の状況をよく把握している福祉専門職などの皆さんとの協力が欠かせません。

誰一人取り残すことのない「災害に強いまち長野」をつくるために、みなさんの協力が必要です。

ぜひ、個別避難計画の作成にお力添えいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

●優先度（計画作成対象者）基準の作成・振分に時間をかけない

- ・基準を作成し一人ずつ基準に照らしていくのは、かなりの時間と労力が想定される。
- ・「基準非該当者＝計画作成できない者」という制度ではない。
- ・迷ったら作成対象とするなど**作成対象者を弾力的に判断**してもいいのではないかな。

●独自基準は設けず、国指針に基づいた振分けを行う

国指針	市所有情報での振分の可否	対象者
①ハザードの状況	◎（可能）	要支援名簿登載者で危険区域居住者
②心身の状況	○（ある程度は可能）	要支援者名簿の要介護者・障害者等 →福祉サービス利用者が少なくない → 計画作成には専門職の参画が不可欠
③社会的孤立等の状況	△（市の情報のみでは困難）	②以外で計画作成が必要と思われる者

●これまでに行った主な取組（福祉専門職の参画に向けて）

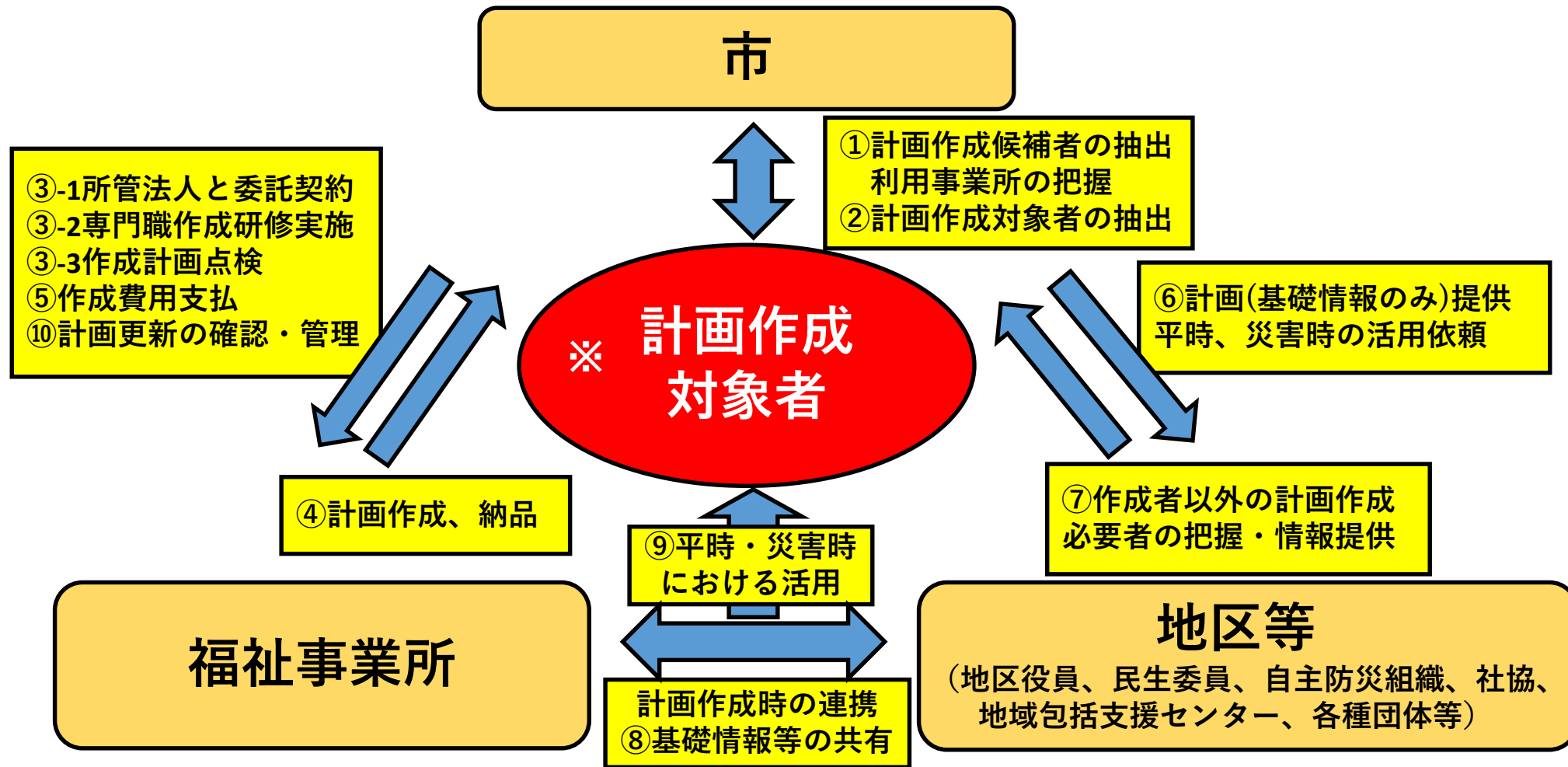
- ・福祉専門職の参画を得やすくするため、**計画作成研修会**を開催
- ・実際に福祉専門職が**個別避難計画作成**を試行し、作成過程に係る課題を整理
- ・福祉専門職参画のための必要経費について、**令和4年度予算化**

●取組により分かった主な課題

- ①福祉専門職が参画しても、**要支援者と避難支援者とのマッチング**が困難な場合の対応。
- ②福祉専門職が**福祉避難所等への直接避難**が適当と判断した場合でも、現時点では、個別避難計画の避難場所として選択できない。
- ③市所有情報のみでは把握できない計画作成必要者「**狭間の要支者**」の把握及び計画作成

●課題に対する対応の方向性

- ①福祉専門職と地区の避難支援関係者が互いに相談し合えるように両者を**コーディネートする体制**を整備する。
- ②福祉避難所等への**直接避難を可能とする体制**を整備する。
- ③狭間の要支援者について、**連携して該当者を把握して作成**に繋げる。
連携先の想定：地区避難支援関係者、地域包括、社協、各種団体等



※計画作成対象者について

- ①【計画作成候補者】名簿区分で、①介護②障害③難病に該当する福祉サービス利用者を抽出
②【計画作成対象者】計画作成候補者のうち、ハザードマップ上、危険区域に居住する者を抽出

事業への取り組みに向けた思い

<防災> 大規模な被災経験は無いが、いつ南海トラフ地震が起きてもおかしくない
→ 市民の防災意識は高く、防災訓練等の活動を積極的に行う地域は多い

<福祉> 「災害・緊急支援情報キット」を使った共助・支援体制づくりを進めてきた
→ 登録者の伸び悩み・地域への浸透に課題があり、見直しが必要



福祉と防災が連携し、より実効的な要配慮者支援を目指す
⇒ 庁内だけでなく、当事者・地域・福祉専門職の協力は欠かせない！

事業を通じた関係者の声

<地域>・・・どんな人が困っているか、どんな助け方が必要か考えることが出来た。

<福祉専門職>・・・自分の担当する人を、地域と一緒に考えてくれることが有難い。

<当事者>・・・地域の人と交流の場を持つことが出来、非常に心強い。

既存の仕組み①：災害支援キットの活用

要支援者と地域を結ぶ情報共有のための手段



個別避難計画の作成に生かしたい！



個別避難計画を進めるための検討会議 →計画作成と並行して実施

<参加者>

行政：福祉部局、防災部局

地域：自主防災会、まちづくり協議会、民生委員

福祉専門職：事業所職員

<内容>

- ・個別避難計画を作る優先度
- ・個別避難計画を市内に浸透させる方法

→参加者全員で考えてみる



それぞれの立場の視点を知り、「個別避難計画が必要」という共通認識を持つことが出来た！

既存の仕組み②：地域防災訓練での避難訓練

毎年12月第1日曜日の地域防災訓練は、市民に根付いている



作成した個別避難計画を検証できる！



町内会（自主防災会）

令和3年度 1町内会で実施
(2人の個別避難計画を作成)

**地区（まちづくり協議会等）**

令和4年度 1地区（11町内）で実施予定
(10人程度の個別避難計画作成を目指す)

**市内全域**

令和5年度以降 全26地区への
展開を目指す

令和3年度の実施事例

当事者→地域との関りを作ろうとしている
地 域→日ごろから防災活動に熱心に取り組んでいる
福祉専門職→事業の必要性を理解している

⇒事業を進めやすい環境だった！

⇔関係者が協力的でなかったら・・・？



**個別避難計画の必要性
をより多くの人々・団
体に知ってもらい、実
効性を高める！**

当初想定プロセス

-
- ```
graph TD; A[① 計画作成対象者・対象地区の選定] --> B[② 対象者・地区・福祉専門職への説明・依頼]; B --> C[③ 計画作成に向けた調整会議等の実施]; C --> D[④ 個別避難計画の作成]; D --> E[⑤ 作成した計画に基づく避難訓練の実施];
```
- ① 計画作成対象者・対象地区の選定
  - ② 対象者・地区・福祉専門職への説明・依頼
  - ③ 計画作成に向けた調整会議等の実施
  - ④ 個別避難計画の作成
  - ⑤ 作成した計画に基づく避難訓練の実施

自主防災活動熱心な地区  
は協力が得られやすい！

関係者の理解を得るため  
の大事なステップ！

当事者と支援者の顔合わせ  
の場を作るのが重要！

## 平成23年度 災害時要援護者支援制度開始

避難支援者がいない、個別避難計画も作成していないという状況。

→ 町会長や民生委員から名簿を受けとるのみの制度と批判が多かった。

## 平成28年度 避難行動要支援者支援制度への移行準備

「対象要件の見直し」「個別避難計画の作成」「避難支援者の選任（2名）」

を決定 → 平成29年度 新制度開始

## その後・・・

制度内容を見直しを図るなかで市議会との質疑・勉強会を通じて、市上層部も本制度に対する関心・理解が深まる。

市長からの『動ける仕組み』をつくるという指示にもマッチ → モデル事業に応募

## 個別避難計画を見直したことで・・・

避難行動要支援者やその家族 → 災害時を意識することができた。

福祉専門職 → 日頃の支援と災害時の支援がつながることを認識できた。

→ 協働して得た意見を基に、市全域に広がる仕組みづくりを進めていく。

# ○福祉専門職の参画（様式見直し・計画作成）

障害者自立支援協議会にて様式の見直しについて協議し、福祉専門職の参画の必要性を共有した。

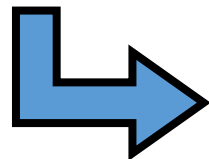
福祉専門職で構成したワーキングチームを発足し、様々な意見を反映した『マイタイムライン』を加える個別避難計画に見直しを図った。

## ＜ワーキングチーム構成員＞

- ・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員
- ・ヘルパー
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・訪問看護職員
- ・市職員

実効性のある個別避難計画の作成にも、

福祉専門職の参画が必要！



相談支援専門員連絡会やケアマネジャー部会で、個別避難計画作成の必要性を説明した。

## ＜その他モデル事業で取り組んだこと＞

- ・個別避難計画に基づいた避難訓練の実施
- ・支援者向けガイドブックの作成
- ・避難行動要支援者の実態把握

個別避難支援計画

作成日： \_\_\_\_\_

さんのタイムライン

| 警戒レベル<br>とるべき行動      | 1<br>（早期避難準備）                                                                                                                                     | 2<br>（大規模・洪水・高潮・高潮・高潮）                                                                                                                                      | 3<br>（避難指示発令）                                                                                                                                               | 4<br>（避難指示）                                                                                     | 5<br>（緊急避難）                                                                                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難への準備を整える           | 避難への準備を整える                                                                                                                                        | 自らのタイムライン（避難行動）を確認                                                                                                                                          | 避難場所から避難                                                                                                                                                    | 避難場所から避難                                                                                        | 避難場所から避難                                                                                        |
| 時間の目安                | 3日前                                                                                                                                               | 2日前                                                                                                                                                         | 1日前                                                                                                                                                         | 半日前                                                                                             | 7時間前                                                                                            |
| 自分の（対象者）の行動          | <input type="checkbox"/> 避難場所の確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 避難場所（避難場所）への連絡<br><input type="checkbox"/> 緊急連絡先（緊急連絡先）への連絡<br><input type="checkbox"/> 持ち出し品の準備<br><input type="checkbox"/> その他   | <input type="checkbox"/> 避難場所（避難場所）への連絡<br><input type="checkbox"/> 避難場所（避難場所）への連絡<br><input type="checkbox"/> その他                                          | <input type="checkbox"/> 避難開始                                                                   | <input type="checkbox"/> 避難開始                                                                   |
| 避難支援者の行動             | <input type="checkbox"/> 避難場所の確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> その他                                      | <input type="checkbox"/> 避難するところの確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 避難するところの確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> 避難するところ・避難経路の確認<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 避難開始                                                                   | <input type="checkbox"/> 避難開始                                                                   |
| 持ち出し品<br>（避難行動に必要な品） | <input type="checkbox"/> 軍用<br><input type="checkbox"/> 非常食<br><input type="checkbox"/> 非常用トイレ<br><input type="checkbox"/> その他                    | <input type="checkbox"/> 非常食<br><input type="checkbox"/> 非常用トイレ<br><input type="checkbox"/> その他                                                             | <input type="checkbox"/> 非常食<br><input type="checkbox"/> 非常用トイレ<br><input type="checkbox"/> その他                                                             | <input type="checkbox"/> 非常食<br><input type="checkbox"/> 非常用トイレ<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 非常食<br><input type="checkbox"/> 非常用トイレ<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 緊急連絡先                | ① 氏名： _____ 連絡先： _____                                                                                                                            | ② 氏名： _____ 連絡先： _____                                                                                                                                      | ③ 氏名： _____ 連絡先： _____                                                                                                                                      | ④ 氏名： _____ 連絡先： _____                                                                          | ⑤ 氏名： _____ 連絡先： _____                                                                          |

# ○地域とのつながり、防災意識の向上

【計画どおり進まなかったこと】

町内会単位の避難訓練の多くがコロナ禍で中止となり、個別避難計画の検証や防災意識を啓発する活動がすすまなかった。

個別避難計画の見直しを図ることができたケースが予定より少なく、個別避難計画作成のプロセスの課題の抽出がうまくすすまなかった。

【今後の対応方針】

できる範囲での避難訓練の実施（自宅内から外に出るまで 等）  
規模は小さくてもなるべく多くの事例を積み重ねたい。

支援者向けガイドブックの活用

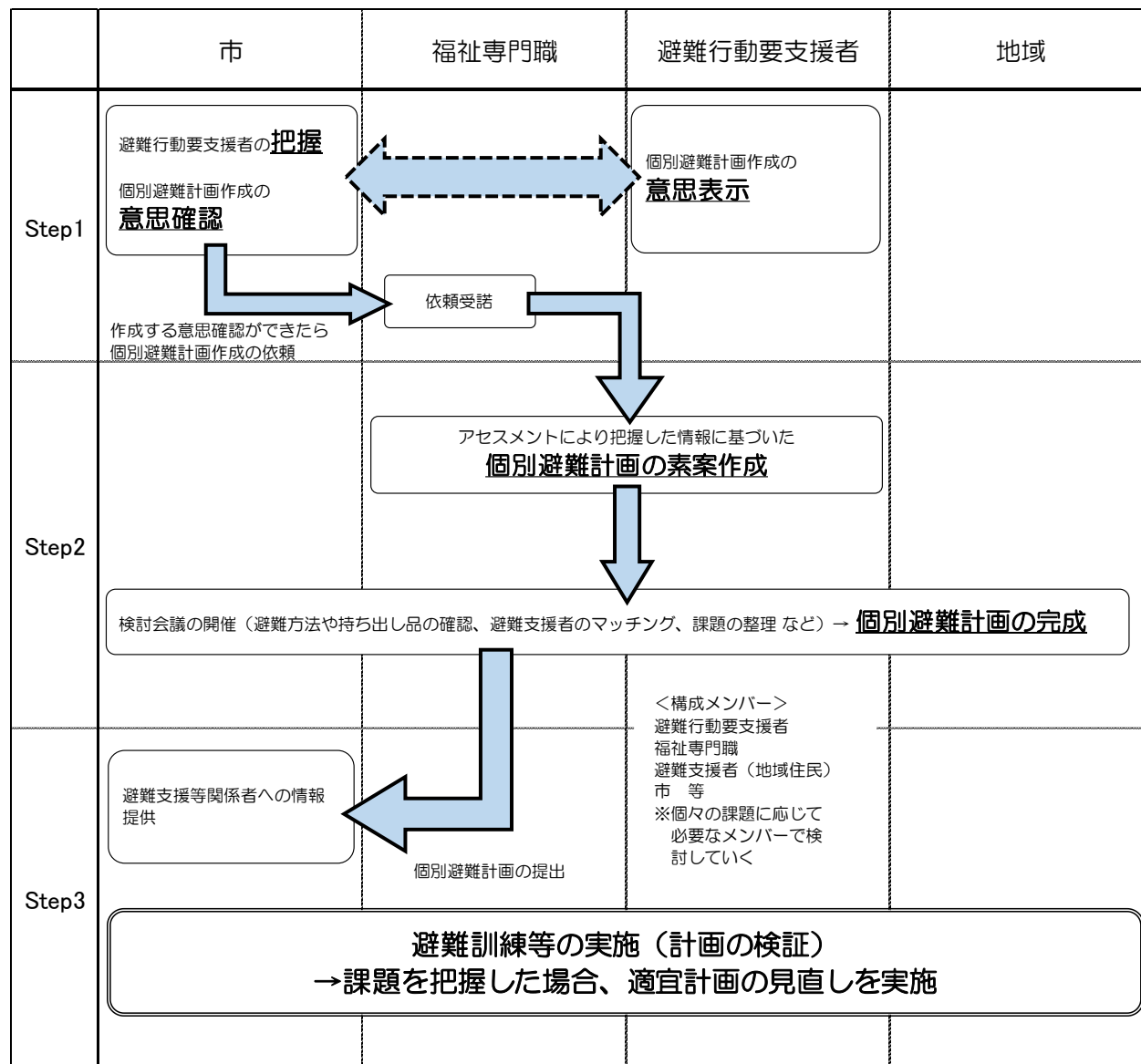
ワーキングチームの継続

→ 個別避難計画作成のプロセスについて課題を検討するとともに、  
防災意識を高める地域づくりについても協議していく。



令和4年度は、重層的支援体制整備移行準備事業でも「防災」の視点を取り入れていく

## ○福祉専門職との協働による個別避難計画作成のプロセス



## 【次年度に向けた課題】

福祉専門職とつながっていない避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成へのプロセス構築も必要。

地域との協働とともに、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの専門機関とも連携していくプロセスを構築していくことを協議していく。

## 取組の経緯

先行して障がい分野において取組を行ってきたが、高齢・介護分野について、作成の重要性は認識されていたものの、取組がスタートできていない状態であった

今年度取組拡充

「滋賀モデル」と連携しブラッシュアップ！



## 作成に向けた決意

- ・ 市民の皆様「あのとき助けに行っていれば…」という後悔の念を抱かせないようにすること
- ・ 当事者が災害時に「命を諦める」ということがないようにすること



そのためには

災害時に誰一人取り残さない防災の実現を目指す！

## 個別避難計画作成の効果

- ・ (当事者) 「災害のニュースを見るたびに不安だったが、希望が持てた」
- ・ (支援者) 「地域調整会議等で避難方法を検討・確認でき、心配が薄らいだ」

副次的効果

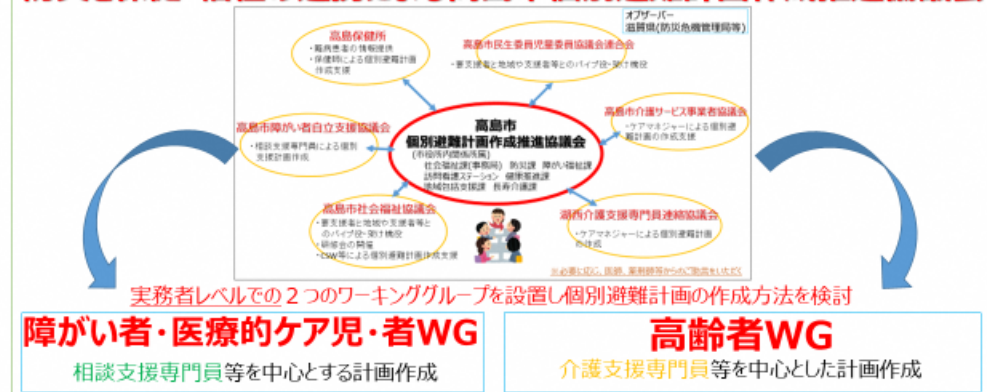


当事者・その関係者・地域社会をつなぎ、地域課題を解決する糸口を見つけ出すことで、地域共生社会の実現や地域活性化につながる取組

## 【重点取組①】庁内・外の関係者との連携・連結

市では今年度、個別避難計画の作成を推進するため、**庁内・外の関係者で構成する協議会を設置し、取組内容の協議や検討を行いました。**

## 防災と保健・福祉の連携による高島市個別避難計画作成推進協議会



## 【重点取組②】新たなキーマンとの協力

個別避難計画は避難行動要支援者に普段から関わっておられ、信頼関係を築いておられる**ケアマネジャーさんや相談支援専門員等の保健・福祉専門職の方々等の協力を得て作成します。**



## 協議会とWG会議における協議・取組内容

- ①優先順位チェックシートの作成（更新）
- ②個別避難計画の様式の検討（4 + 1のシート作成）
- ③計画作成の標準的な取組フローの検討



第1回協議会（令和3年5月24日）



高齢者WG会議（令和3年6月18日）



第2回協議会（令和3年7月28日）

11

## 保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修

**目的：**保健・福祉専門職をはじめとする個別避難計画の作成に関わる方々が、それぞれの立場や役割において計画作成の一連の取り組みの目的や理解浸透を図ること

**日時：**令和3年6月9日（水）開催

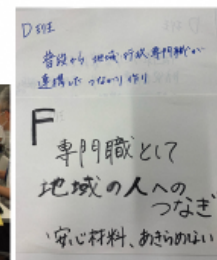
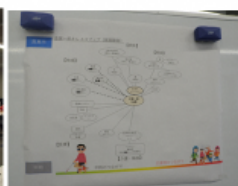
**場所：**高島市役所新館3階

**受講対象者：**県内介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉協議会、市町担当者等

**受講人数：**現地約50名、リモート参加約100名

（内容）

- ・【事前講話（研修）】「誰ひとり取り残さない防災に向けて、福祉関係者が身につけるべきこと」（閱讀）
- ・個別避難計画作成のための当事者アセスメント演習 ・マイトimeline作成演習
- ・災害時エコマップ作成演習 ・ケース会議（調整会議）の模擬体験



## 大事と感じたこと

### ①キーマンはやはり専門職！

- 普段からのお付き合い・信頼関係を築いておられる（当事者の取組への理解促進）
- 当事者の心身の状況はもちろん、家族・近隣住民との関係等、様々なことに精通されている
- 当事者の代弁者としても役割を果たされる

### ②当事者（その家族）の意見を最大限に尊重すること

- 説明会や地域調整会議、避難訓練等で当事者が話しやすい環境を作る
- 当事者が心身の状況等を包み隠さず話していただくことにより各種会議が活性化（地域が本気で対応を考えていただける）
- 避難の際もしっかりとどのように避難するかを伝え、了解の上、行動に移すことが大事

### ③地域ぐるみでの取組につなげる

- 災害時に普段関わっているケアマネジャー・相談支援専門員等は駆け付けることができない
- 災害に備える取り組みであり、普段の課題解決の糸口にもつながる取り組みである

## 大事にしたこと

### ◎関係者との連結・連携による取組推進

- 自分の所属でできることは限られていることから、素直に協力を求め、連結・連携して取組を進めることが重要。そしてその方々との信頼関係の構築も重要。

実際に取り組みを行ってみて  
わかったよ！！



## 課題

### ●指定福祉避難所制度との連携

- 個別避難計画を作成するうえでは必須
- 各事業所との個別のマッチングには膨大な労力と時間がかかる

### ●優先して個別避難計画を作成する方以外の計画作成の方法

- 制度の構築と市民の方々の理解浸透

### ●継続性のある庁内・庁外の連携体制の構築

- 継続して取り組むためのスキームの構築やノウハウの蓄積

## 方向性

### ○市における制度構築

- このモデル事業のノウハウを活用
- 協定締結事業所への説明会の実施
- 必要に応じ協定の再締結
- 運営マニュアルの見直し

### ○防災部局と連携し制度構築

- ミドルリスク者・ローリスク者の計画作成の検討
- 地区防災計画との連携
- マイタイムラインや地域のタイムラインとの連携
- 地域住民への説明取組  
(区長会・民生委員定例会、出前講座等)

### ○定期的な研修・連絡会の開催

- 市職員・専門職等への個別避難計画理解研修の継続実施
- 進捗確認連絡会の開催

## 作成までの段取り

### ①庁内・庁外の連携体制の構築【計画作成に関わる関係者との連携】

- （庁内）防災・福祉・保健・医療部局等との連携体制の構築
- （庁外）ケアマネ協議会、自立支援協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会県保健所、介護サービス事業者協議会等

### ②市職員・福祉専門職等対象の個別避難計画理解研修の実施

- 個別避難計画を作成する背景や重要性、作成するための知識やノウハウの習得

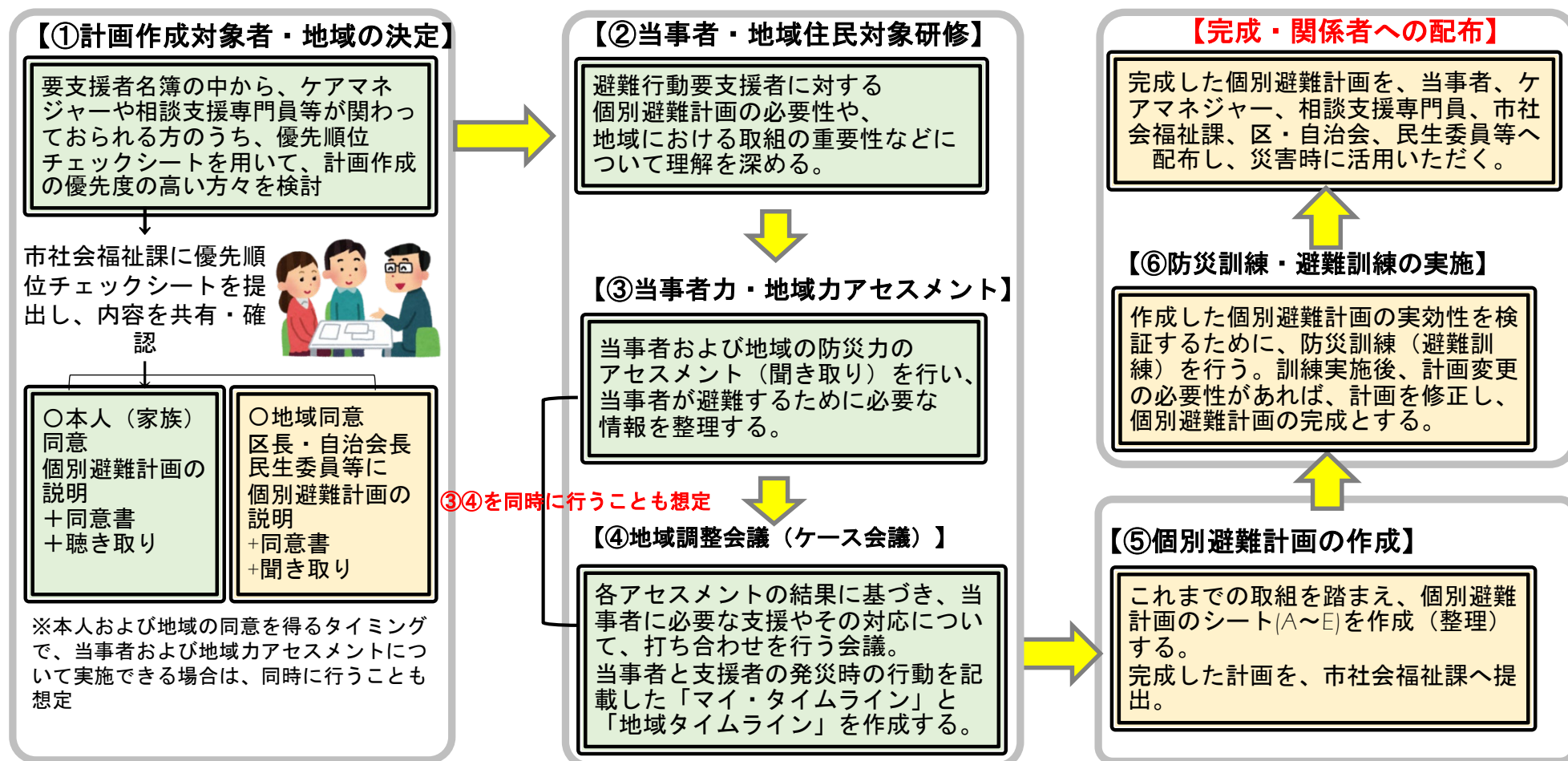
### ③優先して計画を作成する方の選定方法の検討・決定

- ガイドラインにもあるとおり、ハザード・心身の状況・社会的孤立等を踏まえ決定
- 高島市では優先順位チェックシートを活用

### ④個別避難計画の様式の検討・決定

- 法定項目を含み、避難方法が誰でもわかる様式の検討・決定
- 高島市では4 + 1のシートを採用

# 個別避難計画作成の標準的な取組フロー（高島市Ver）



## ★ 被災経験と庁内体制・・・福知山市で発生した水害（平成以降を抜粋）

|       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 平成16年 | 台風23号  | (浸水被害 1, 486戸、死者 2人)・・・由良川の氾濫 |
| 平成25年 | 台風18号  | (浸水被害 779戸、死者 0人)・・・由良川の氾濫    |
| 平成26年 | 8月豪雨災害 | (浸水被害 4, 500戸、死者 1人)・・・内水氾濫   |
| 平成29年 | 台風21号  | (浸水被害 325戸、死者 0人)・・・内水氾濫      |
| 平成30年 | 7月豪雨災害 | (浸水被害 1, 107戸、死者 0人)・・・内水氾濫   |



平成25年 台風18号 由良川水位8.30m:計画高水位7.74m



(写真提供 両丹日日新聞社)

平成26年 8月豪雨災害 市街地での救助活動

## ★ 被災経験と庁内体制・・・部局間を横断した災害対応体制（一部を抜粋して記載）

災害時

## 建設交通部

- ・市道の管理
- ・排水機場・樋門
- ・排水ポンプ車

## 消防本部

- ・警戒巡視(車両)
- ・広報活動(車両)
- ・水防、救助活動
- ・消防団との連携

## 危機管理室

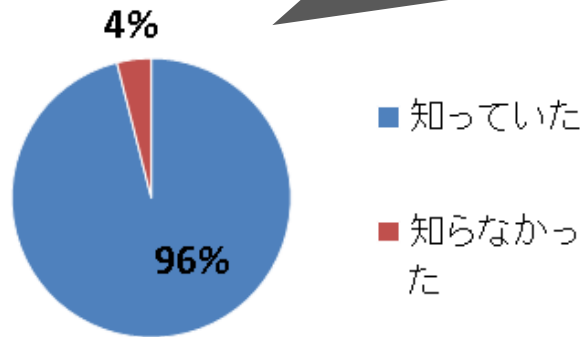
- ・各種データ監視
- ・避難情報発令
- ・災害情報管理
- ・本部運用

## 福祉保健部

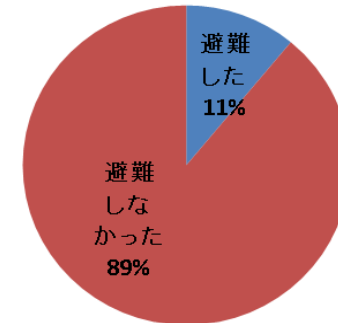
- ・避難場所運用
- ・福祉避難スペース
- ・巡回保健師

## ★ 住民意識と避難のあり方検討会・・・平成30年7月豪雨災害後のアンケート結果

福知山市からの避難情報の発令を住民の・・・  
～「96%」が知っていた～



でも、実際に避難行動をとった住民は・・・  
～たった！「11%」～



アンケート結果・・・危機的に捉え、住民の避難に繋げる方策を検討

## ★ 住民意識と避難のあり方検討会・・・福知山市避難のあり方検討会設置（2か年にわたる議論）



## 【議論すべきテーマ】

- ①避難のスイッチとなるどんな情報をどのような形で発信するのか
- ②高齢者や要配慮者等に情報をどのように伝えるのか
- ③住民をどのように避難誘導するのか
- ④避難先はどうするのか
- ⑤避難所の受入れ体制・運営の内容はどうするのか
- ⑥地域の災害リスクを理解し避難行動につなげるための防災教育の推進

## ★ 令和2年度 庁内プロジェクトチーム結成・・・関係機関、地域と連携して「課題」の抽出

## 庁内PT：令和2年10月結成

## 福祉部局

- ・社会福祉課
- ・障害者福祉課
- ・高齢者福祉課
- ・地域包括ケア推進課

## 防災部局

- ・危機管理室

越境・連結

連携

## 福祉・医療関係者など

- ・社会福祉協議会
- ・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員
- ・医療関係者
- ・社会福祉施設

## 取組のポイント

- ・災害時の対応をヒアリング
- ・要配慮者の避難について意見交換
- ・個別避難計画の必要性を共通認識

医療関係者からの相談をきっかけに・・・  
在宅酸素利用者の「個別避難計画」完成

## 取組のポイント

- ・「避難行動要支援者名簿」の共有
- ・要配慮者の避難について意見交換
- ・地域版防災マップの作成推進  
※避難スイッチ、セカンドベスト  
※要配慮者の避難

庁内：福祉と防災が越境・連結



庁外：連携

## 地域（共助）

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・民生児童委員

一部地域では、地域版防災マップ作成を契機に・・・  
地域の共助による災害時要配慮者の避難計画を作成



PT会議

## ★ 令和3年度 庁内プロジェクトチームの取組・・・内閣府モデル事業へ参加

## 庁内PT：5課15人が協働

- ・危機管理室
- ・社会福祉課
- ・障害者福祉課
- ・高齢者福祉課
- ・地域包括ケア推進課

越境・連結

・情報交換

兵庫県丹波市

京都府

- ・災害対策課
- ・地域福祉推進課
- ・中丹西保健所

- ・意見交換(7/16)実施
- ・研修会(11/26、3/14)開催
- ・先進地の訓練視察(11/27 岡山市)実施
- ・避難のあり方推進シンポジウム(1/23)開催

連結

越境・連結

## 取組のポイント

- ・福祉専門職研修(9/11)開催
- ・避難のあり方推進シンポジウム(1/23)開催
- ・社会福祉施設対象の研修会(1/25)開催
- ・福祉避難所の確保
- ・「個別避難計画」に基づく福祉避難所への直接避難訓練を実施

## 取組のポイント

- ・「避難行動要支援者名簿」の共有
- ・民生児童委員研修2回(10/22、11/20)開催
- ・避難のあり方推進シンポジウム(1/23)開催
- ・地域版防災マップの作成推進
  - ※避難スイッチ、セカンドベスト
  - ※要配慮者の避難

## 地域（共助）

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・民生児童委員

地域版防災マップ作成時において  
要配慮者の避難計画の作成推進

## 福祉・医療関係者など

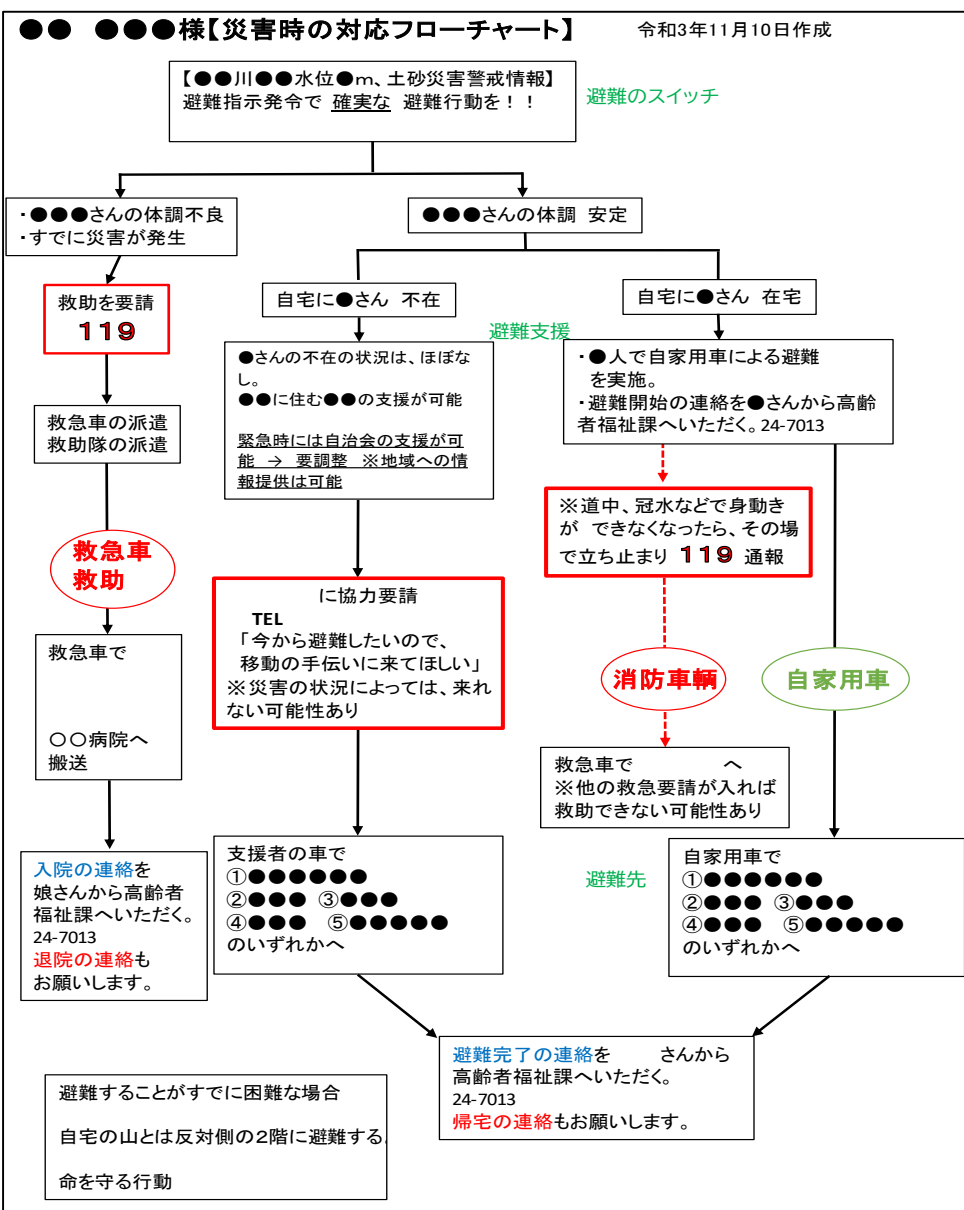
- ・社会福祉協議会
- ・ケアマネージャー
- ・相談支援専門員
- ・医療関係者
- ・社会福祉施設

モデルケース10件  
「個別避難計画」作成

庁内・庁外：越境・連結



## ★ 令和3年度 庁内プロジェクトチームの取組・・・「個別避難計画」モデルケースを作成



## 担当のケアマネージャーと一緒に要配慮者宅を訪問

- 「避難スイッチ」・・・河川氾濫のリスクが高いため、河川水位の上昇で避難が必要
- 家族の支援はあるが、浸水が始まる前の適切なタイミングでの確実な避難が必要
- 身体状況から、市の広域避難所への避難は困難（公設福祉避難スペースのある広域避難所は可能）
- 「セカンドベスト」・・・次善の避難場所は、イオンの駐車場（家族は、ホテルへの避難を希望）
- 家族の不在時における地域の避難支援が必要



## ★ 【連携体制の構築】におけるポイント

## 庁内連携

H26 災対法改正

## ①度重なる被災経験

H26～  
避難行動要支援者名簿の作成

災害時の連携体制構築

## ②避難のあり方検討会

R2～ 庁内PT結成(福祉×防災)  
協働で、避難行動要支援者名簿  
と個別避難計画を検討

R3 災対法改正

## ③内閣府モデル事業

協働で、個別避難計画作成  
(モデル10件)

庁内協働体制確立

H25  
～  
H30R元  
～  
R2

R3

## 庁外連携

地域

関係機関

## ①度重なる被災経験

H26～ 避難行動要支援者名簿を共有

H27～ 地域版防災マップ  
(要配慮者の避難支援)

## ②避難のあり方検討会

地域×福祉⇒委員として参加

避難スイッチ、セカンドベスト

防災⇔意見交換×福祉⇔意見交換  
(課題の抽出と共有)

## ③内閣府モデル事業

防災×福祉⇔研修会・シンポジウムの開催  
(課題の共有⇒課題の解決に向けて)

庁外越境・連結

市と連結し、個別避難計画作成  
(モデル10件)

## ★ 個別避難計画（災害時ケアプラン）の全体像

## 災害時要配慮者

## 市が主体となって作成する個別避難計画

|       |                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | ・ <u>名簿提供に不同意</u> の方、または、 <u>名簿提供に同意</u> された方のうち、在宅で <u>重度の障害</u> があり <u>自助・共助（家族、親族などや地域の支援）での避難が困難な方</u><br>・浸水、土砂災害のリスクあり |
| 避難支援者 | ・民生児童委員、自治会、自主防災組織<br>・消防団（緊急時のみ）<br>・民間福祉事業所                                                                                |
| 計画作成者 | ・福知山市（庁内PT）                                                                                                                  |
| 作成手法  | ・福知山市が主体となり、福祉・医療関係者、中丹西保健所、自治会、自主防災組織、民生児童委員と連携しながら共同作成                                                                     |
| 避難場所  | ・指定福祉避難所、福祉避難スペースを有する指定緊急避難場所<br>・ホテルなど                                                                                      |
| 移送方法  | ・避難支援者による誘導と避難支援<br>・民間福祉事業所との連携                                                                                             |

## 自主防災組織等が共助で作成する個別避難計画

|       |                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | ・ <u>名簿提供に同意</u> された方のうち、在宅で <u>軽、中度の障害</u> があり <u>自助（家族、親族などの支援）での避難が困難な方</u><br>・浸水、土砂災害のリスクあり |
| 避難支援者 | ・民生児童委員、自治会、自主防災組織<br>・消防団（緊急時のみ）                                                                |
| 計画作成者 | ・本人、家族、民生児童委員、自治会、自主防災組織                                                                         |
| 作成手法  | ・地域でのマイマップ（地域版防災マップ）の作成時に作成<br>※ 名簿提供時に計画の作成を勧奨                                                  |
| 避難場所  | ・市が開設する広域避難所、<br>・地域が開設する地区避難所の指定緊急避難場所、知人宅など                                                    |
| 移送方法  | ・支援者による誘導と避難支援                                                                                   |

## ★ 「解決すべき課題」・・・令和3年度のモデル事業を通じて

- 1 「計画作成対象者」の優先順位付け！
- 2 地域との十分な調整による避難支援者の確保！
- 3 避難先や移送手段を確保する多様な関係機関の開拓！
- 4 要配慮者の状況変化による適切なタイミングでのプランの見直し！など

将来を見据えて・・・発災時における要配慮者の避難管理システムの研究  
バーコードは、福知山公立大学が開発中の要配慮者避難管理システム  
（避難状況と位置情報などを一括管理）



## ★ 令和4年度に目指す方向

- 1 庁内外の**連結を強固**にし、更に**越境・連結を拡大**して関係人口を増加させる！
- 2 **当事者力、地域力、行政力**をしっかりと**束ねて**「個別避難計画」の作成を推進する！

## 庁内協働（越境・連結拡大）

- ・危機管理室
- ・社会福祉課
- ・障害者福祉課
- ・高齢者福祉課
- ・地域包括ケア推進課

- ・消防本部（避難支援者）
- ・建設交通部（移送手段）
- ・産業政策部（避難先）

強化

兵庫県丹波市

京都府

- ・災害対策課
- ・地域福祉推進課
- ・中丹西保健所

意見交換・研修会開催



**パターン2**  
市が主体の「個別避難計画」作成

越境・連結：強化・拡大



地域（共助）

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・民生児童委員
- ・消防団（避難支援者）



福祉・医療関係者など

- ・社会福祉協議会
- ・ケアマネージャー
- ・相談支援専門員
- ・医療関係者
- ・社会福祉施設

- ・福祉有償運送（移送手段）
- ・タクシー（移送手段）
- ・旅館業組合（避難先）

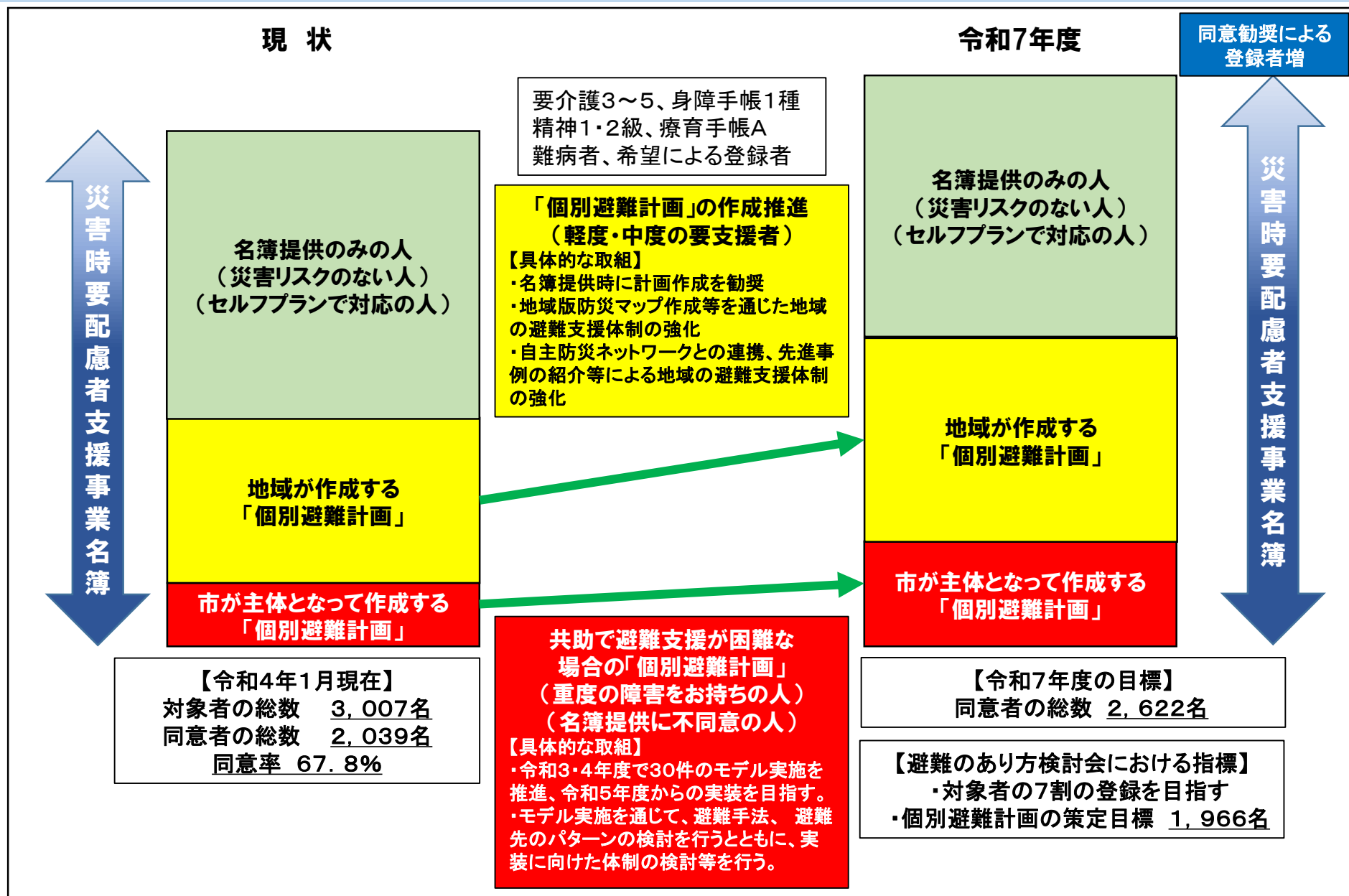
モデルケース20件  
「個別避難計画」作成

**パターン1**  
共助の「個別避難計画」作成

地域版防災マップ作成時において  
要配慮者の避難計画の作成推進

「個別避難計画」モデル地域を指定

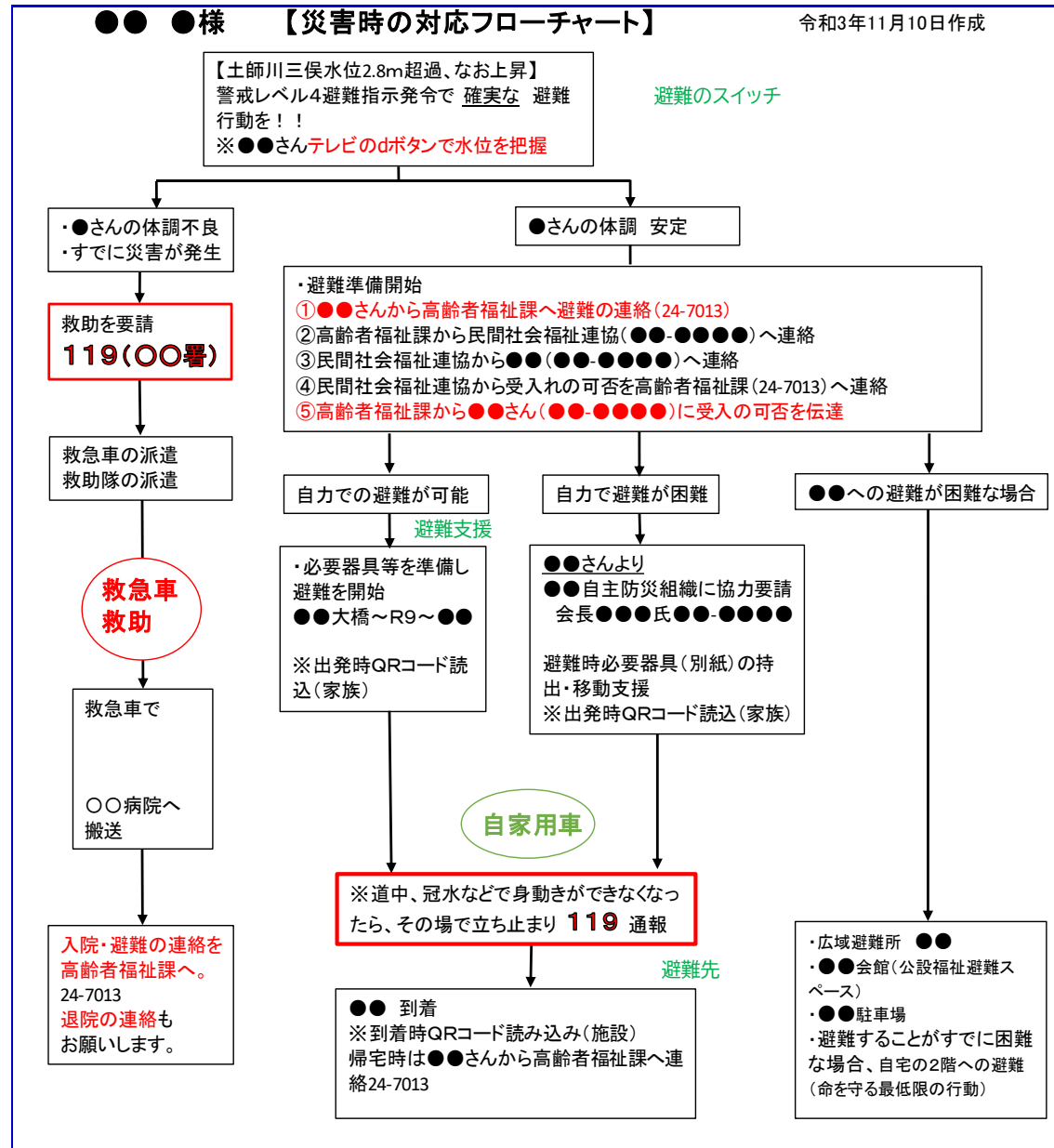
## ★ 要配慮者名簿登録、個別避難計画作成の推進イメージ



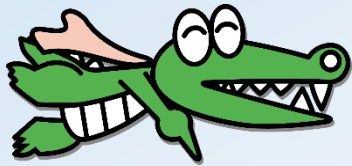
※ 兵庫県の防災と福祉の連携促進モデル事業 災害時ケアプランを参考にして作成

11

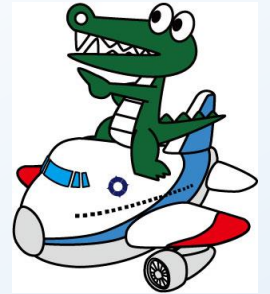
## ★ 市が主体となって作成する様式・・・令和3年度 防災と福祉の連携促進事業 災害時ケアプラン



# 豊中市の災害時個別避難計画推進事業 の取組みについて



令和4年(2022年)3月  
豊中市福祉部地域共生課

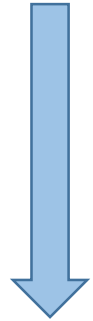




## 豊中市の取組み ～これまで～



【平成29年度】



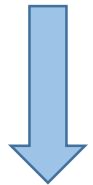
### 防災・福祉ささえあいづくり推進事業

平常時の福祉活動（地域の支え合い）を活かした災害時の支援体制づくり

- ☑ 地震災害時の支援を想定
- ☑ 地域団体との協定締結により避難行動要支援者名簿を提供（年2回提供）
- ☑ 名簿の取扱いに関して個人情報保護の研修会
- ☑ 名簿をもとに小学校区毎に安否確認訓練（年1回）を実施
- ☐ 自力避難できない人への避難支援

未整備

【令和2年度】



### 要配慮者支援対策検討会議の設置

【目的】 防災福祉ささえあいづくり推進事業、福祉避難所の体制整備、個別避難計画の作成など、要配慮者の避難支援対策に関することを検討

【構成】 福祉部局＋防災部局

【令和3年度】



### 災害時個別避難計画推進部会の設置（R3年8月設置）

【位置づけ】 要配慮者支援対策検討会議の部会

【構成】 行政（福祉・防災部局）＋ 障害福祉・介護事業者、地域関係団体 など



## 豊中市の取組み ～これまで～

### 《災害時個別避難計画推進部会》（令和3年8月設置）

| 位置づけ | 構成員      |
|------|----------|
| 部会長  | 地域共生課長   |
| 部会員  | 危機管理課長   |
|      | 障害福祉課長   |
|      | 長寿社会政策課長 |
|      | 長寿安心課長   |



| 位置づけ   | 構成員             |
|--------|-----------------|
| オブザーバー | 豊中市社会福祉協議会      |
|        | 高齢分野            |
|        | 介護保険事業者連絡会      |
|        | 地域包括支援センター連絡協議会 |
|        | 障害分野            |
|        | 障害相談支援ネットワークえん  |
|        | 総合支援施設みずほおおぞら   |
|        | 地域団体            |
|        | 民生・児童委員協議会連合会   |
|        | 校区福祉委員会 会長会     |
|        | 自主防災活動団体連絡会議    |

今後は  
当事者団体の  
参画も予定

※部会は2部構成で運営

- ①関係部局会議（市＋社会福祉協議会）
- ②全体会議（市＋全オブザーバー）

### 【おもな検討・取組事項】

- ①優先して計画作成を進める対象者の基準づくり
- ②計画作成までの手順・流れの確立、計画作成マニュアルづくり
- ③地域の避難協力者を確保するしくみづくり
- ④モデル事業の実施
- ⑤全市展開に向けた取組手法の検討



# 豊中市の取組み ～すべてのSTEP～



※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取組みを進める

## STEP① 準備

【令和3年度】

### 《検討・推進体制の構築》

災害時個別避難計画推進部会の設置

## STEP② 骨格づくり

### 《災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討》

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛り込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

## STEP③ 試行・検証

【令和4年度】

### 《モデル事業の実施》

基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

## STEP④ 全市展開の準備

【令和5年度】

### 《個別避難計画作成開始に向けた準備》

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

## STEP⑤ 本格実施(1)

【令和6年度】

### 《優先対象者の個別避難計画の作成開始》

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

## STEP⑥ 本格実施(2)

【令和7年度】

### 《優先対象者以外の個別避難計画の作成開始》

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



## 基本的方針の内容

※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取組みを進める

### STEP① 準備

【令和3年度】

#### 《検討・推進体制の構築》

災害時個別避難計画推進部会の設置

### STEP② 骨格づくり

#### 《災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討》

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

### STEP③ 試行・検証

【令和4年度】

#### 《モデル事業の実施》

基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

### STEP④ 全市展開の準備

【令和5年度】

#### 《個別避難計画作成開始に向けた準備》

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

### STEP⑤ 本格実施(1)

【令和6年度】

#### 《優先対象者の個別避難計画の作成開始》

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

### STEP⑥ 本格実施(2)

【令和7年度】

#### 《優先対象者以外の個別避難計画の作成開始》

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



## 基本の方針の内容

### 《推進にあたっての方針》

- 心身や社会的孤立の状況を踏まえて“**優先すべき人**”から計画作成を進める
- **地震に対応**できる体制づくりから進める

### 《各取組みにあつての考え方》

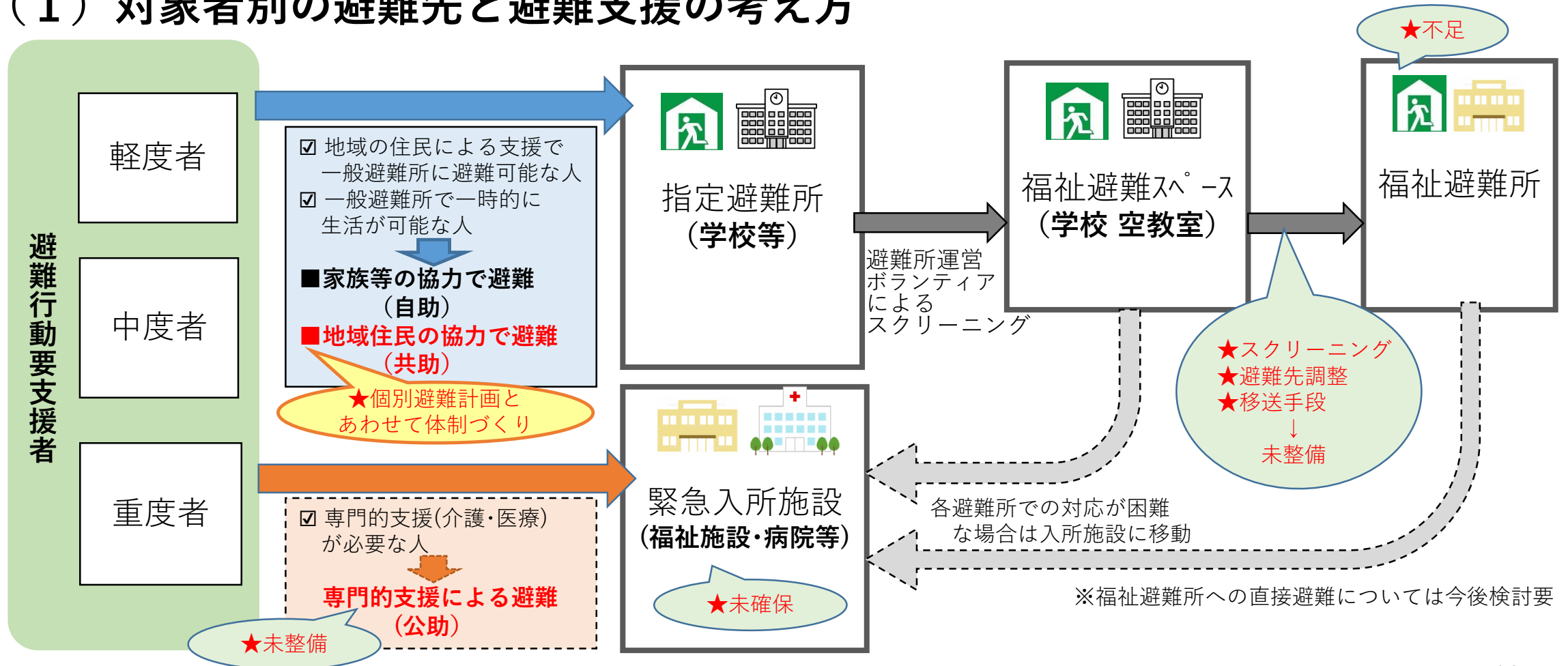
- (1) 対象者別の避難先と避難支援の考え方
- (2) 計画書に盛り込む事項（計画書様式）
- (3) 優先して計画作成する対象者の基準
- (4) 計画作成支援者（誰が支援して計画作成するのか？）
- (5) 計画作成に関する手順や流れ
- (6) 避難協力者を確保するための仕組み
- (7) 防災と福祉の連携による「誰ひとり取り残さない地域社会」づくり
- (8) 災害時の自助・共助・公助の考え方



# 基本的方針の内容



## （１）対象者別の避難先と避難支援の考え方





## 基本的方針の内容



### （２）計画書に盛り込む事項（計画書様式）

#### 《個別避難計画（※現時点の案）》

- ☑ 基本情報（氏名・住所・生年月日など）
- ☑ 家族構成
- ☑ 緊急連絡先
- ☑ 身体状況（要介護度や障害手帳の等級など）
- ☑ 利用サービス（医療・介護等）
- ☑ 避難先や避難経路
- ☑ 避難時の携行品（薬等）
- ☑ 情報伝達、避難誘導時の留意事項
- ☑ 避難協力者・連絡先（+ 日中・夜間対応の可否）
- ☑ 計画を平常時に関係者へ提供することの同意欄



#### 《私の防災チェックリスト》

##### 【目的】

- ・避難準備（自助）を促すツールとして作成
- ・計画作成前にチェックして準備を促す

##### 【内容】

- ☑ 私の心身状況  
（歩行・視力・聴力・排泄・認知等）
- ☑ 住宅状況  
（居住階・EV有無・耐震・家具転倒防止等）
- ☑ 避難を想定して普段から心がけること  
（自分の避難先・避難協力してくれる人）
- ☑ 非常時の持出し品
- ☑ 普段からの備蓄品

#### 【部会意見（地域団体から）】

- ・介護度や障害等級は不要
- ・地域に提供する個人情報は最小限に
- ・歩行に介助要、車椅子など避難支援に必要な情報のみに絞って！



## 基本的方針の内容



### （３）優先して計画を作成する対象者の基準

#### 【国】避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針

##### <優先度の検討にあたり考慮すべきポイント>

- ◆本人の心身状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（重度要介護者、障害者、人工呼吸器などの事情）
- ◆独居等の居住実態、社会的孤立の状況（世帯に複数の要支援者がいる、家族の避難支援力が弱いなど）
- ◆地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害の危険度想定）



#### 【豊中市】現時点での考え方

##### <優先して計画作成を進める対象者>

|                |                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護・福祉サービスの利用状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 利用あり（＝自力・家族での日常生活が困難）                                       |
| 社会的孤立の状況       | <input checked="" type="checkbox"/> 独居・高齢世帯    または <input checked="" type="checkbox"/> 家族の支援がない |
| 心身の状況          | <input checked="" type="checkbox"/> 自力・家族での避難や避難判断が困難                                           |

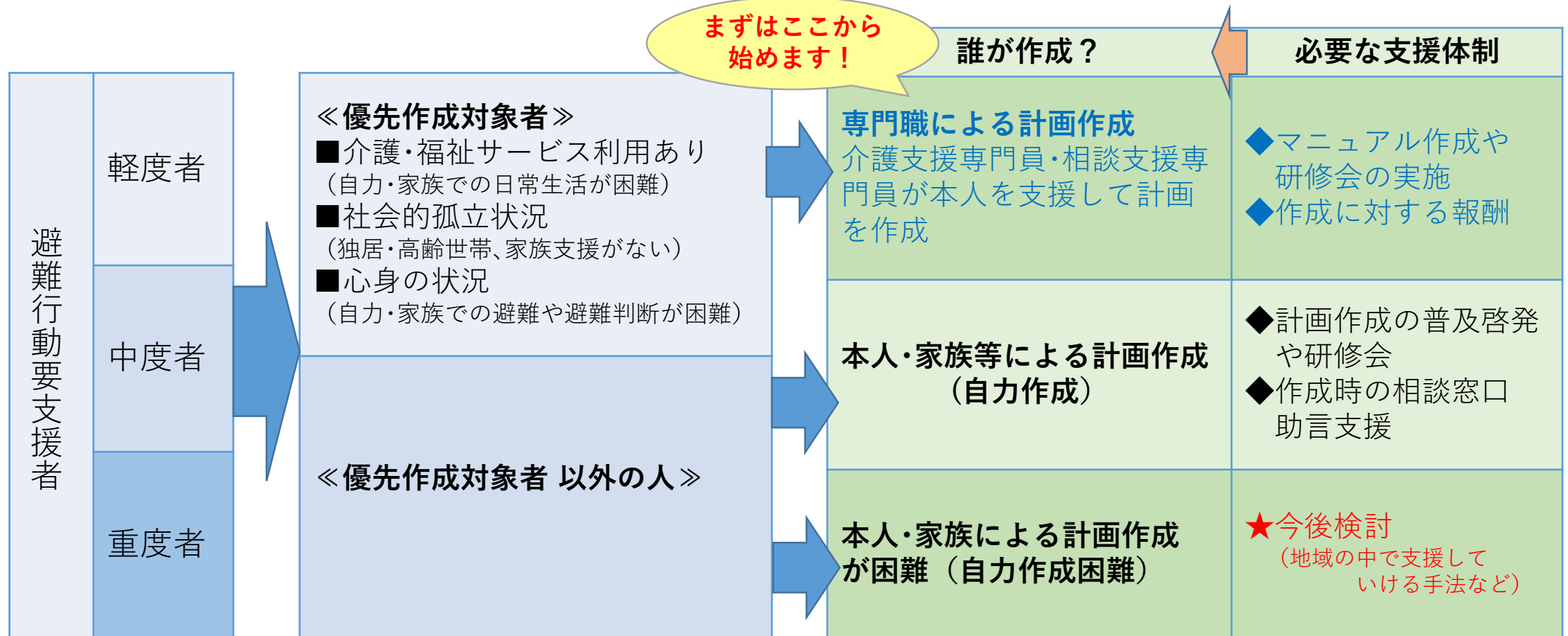
※ ハザード状況に関わらず支援が必要な対象者を優先する



## 基本的方針の内容



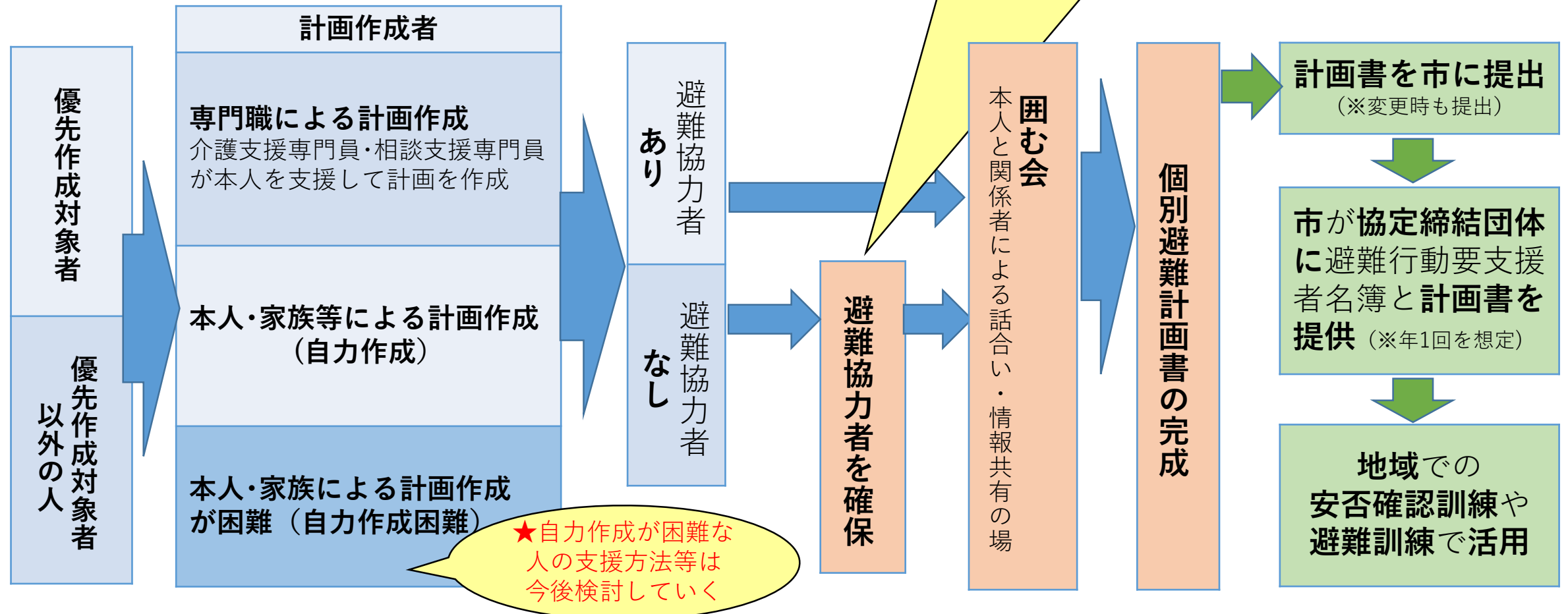
### （４）計画作成支援者（誰が支援して計画作成するのか？）





## 基本的方針の内容

### （５）計画作成に関する手順や流れ





## 基本的方針の内容

### 困む会

本人と関係者による話し合い・情報共有の場

#### 《参加者》

本人・家族、介護支援専門員・相談支援専門員、サービス事業者、避難協力者など

#### 《内容》

##### ■ 本人の心身や生活の状況を皆で共有

- ☑ 歩行や日常動作能力
- ☑ 避難所までの介助方法
- ☑ 避難所で過ごせるか
- ☑ 家族や近隣との人間関係等  
(支援が得られるかなど)

##### ■ 避難支援に必要な情報を皆で共有する

- ☑ 避難所の場所
- ☑ 避難所までの経路や環境  
(坂道・段差など)
- ☑ 日常からの避難の備えはできているか  
(薬や杖等の避難時の持ち出し品など)

どんな支援が  
必要かを皆で  
話し合う



個別避難計画書の完成



計画書の内容を共有



避難に備えられる



計画書を完成させることも大切だが、作成過程を丁寧にする事で  
いざ“避難”という時に実効性のある計画になる！



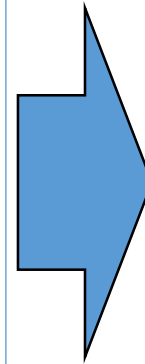
## 基本的方針の内容



### （６）避難協力者を確保するための仕組み（イメージ）

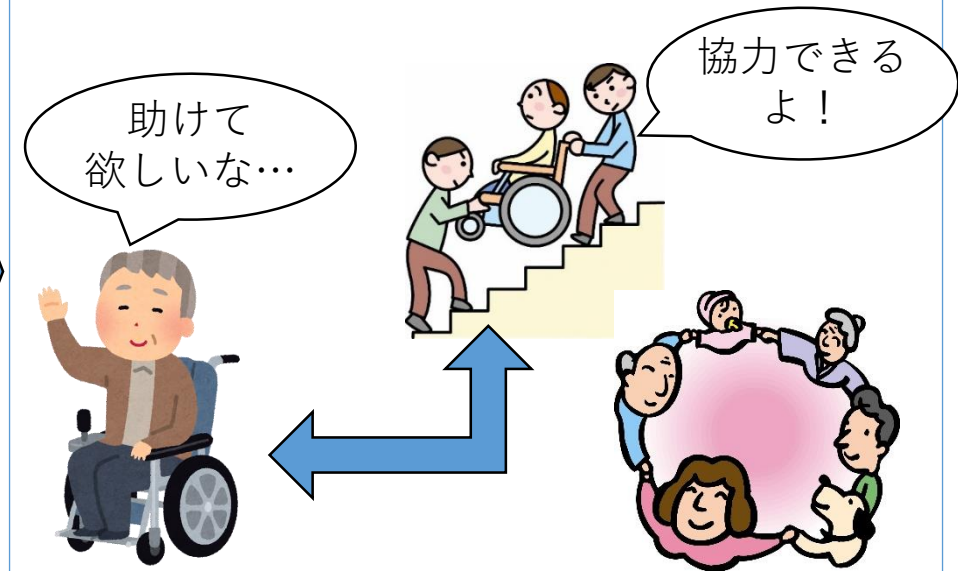
#### 第 1 段階

多くの地域住民に知ってもらう



#### 第 2 段階

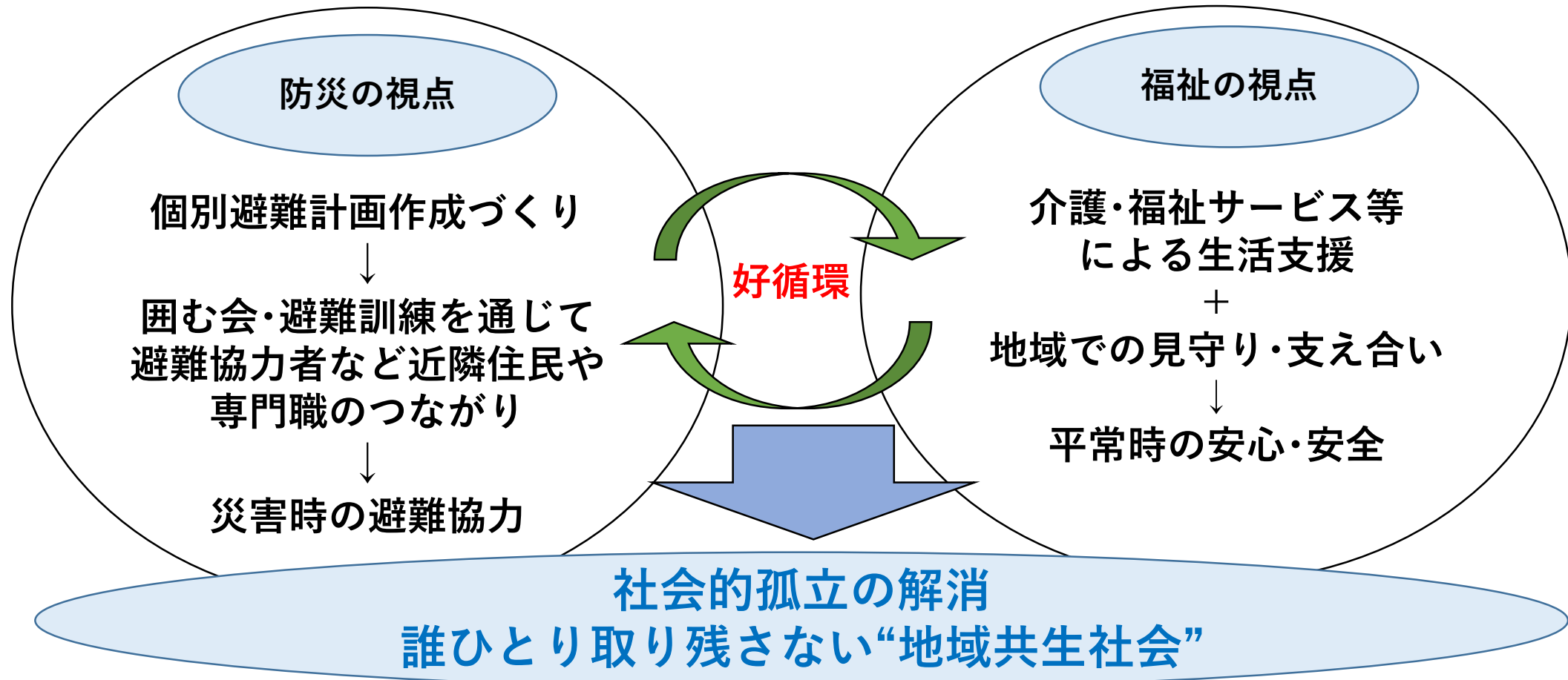
マッチングのしくみをつくる





## 基本的方針の内容

### （７）防災と福祉の連携による “誰ひとり取り残さない” 地域づくり





## モデル事業の実施について

## 《モデル事業のねらい》

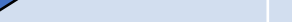
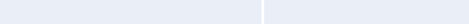
- ☑ 計画作成までの手順や手法などを検証する（下記③）
- ☑ 地域における避難支援の土壌づくりに向けた取り組み手法を検証する（下記②）

## 《モデル事業の概要》

【実施時期】 令和4年度

- 【実施内容】
- ① モデル対象者（4事例）、モデル校区（小学校区2地区程度）選定
  - ② 福祉専門職(介護支援専門員等)や地域団体向けの啓発（**研修会**）を実施
  - ③ 対象者の**計画作成～避難訓練**を実施

## 【スケジュール】

| 取組内容              | 4～6月                                                                                  | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|------|
| ①モデル対象・地区の選定      |  |      |        |      |
| ②啓発（研修会）          |  |      |        |      |
| ③モデル対象者の計画作成・避難訓練 |  |      |        |      |



# モデル事業の実施について

## ① モデル対象者について

【状態像】 次のすべての条件を満たす人（※ 専門職による計画作成を想定）

|                |                                                                                                                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護・福祉サービスの利用状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 利用あり（＝自力・家族での日常生活が困難）                                                                                                                |
| 社会的孤立の状況       | <input checked="" type="checkbox"/> 独居・高齢世帯 または <input checked="" type="checkbox"/> 家族の支援がない                                                                             |
| 心身の状況          | <input checked="" type="checkbox"/> 自力・家族での避難や避難判断が困難<br><input checked="" type="checkbox"/> 地域住民による支援で一般避難所に避難可能<br><input checked="" type="checkbox"/> 一般避難所で一時的な生活が可能 |
| その他            | <input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿に登録があること<br>注）ハザードの状況は考慮しない                                                                                                |

【モデル例】 つぎの 4 例を選定する

|             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| A) 高齢者モデル①  | 独居世帯で、要支援～要介護2（歩行に一部介助）     |
| B) 高齢者モデル②  | 高齢世帯で家族支援力が弱い、要介護3以上（車椅子介助） |
| C) 身体障害者モデル | 身障1級（車椅子介助）、独居または家族支援力が弱い   |
| D) 知的障害者モデル | 療育Aで独居世帯 など                 |

★知的障害者など、  
ふだん住民との接点  
が少ない対象者  
も選定することで、  
モデル事業を通じて  
交流・障害への理解  
や支援などを知る機  
会になる





## モデル事業の実施について



### ②地域団体や福祉専門職向けの啓発（研修会）

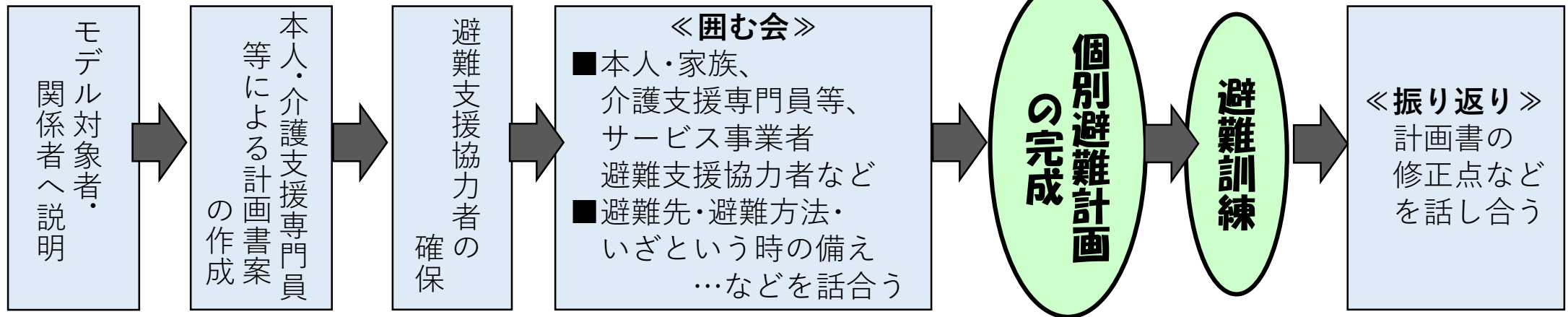
#### 【対象者】

- 福祉専門職  
（介護支援専門員・相談支援専門員）
- 地域住民  
（防災・福祉ささえあいづくり推進事業協力団体）

#### 【内 容】

- ・防災啓発（避難の備え等）
- ・個別避難計画とは、作成に向けて
- ・防災・福祉ささえあいづくり推進事業など  
豊中市の災害支援のしくみ・取組み
- ・高齢者や障害者のケアや理解・・・など

### ③対象者の計画作成から避難訓練まで





# 全市展開に向けた進め方

※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取り組みを進める

|                  |         |                                                                                                                    |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| STEP①<br>準備      | 【令和3年度】 | 《検討・推進体制の構築》<br>災害時個別避難計画推進部会の設置                                                                                   |
| STEP②<br>骨格づくり   |         | 《災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討》<br>優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討                               |
| STEP③<br>試行・検証   | 【令和4年度】 | 《モデル事業の実施》<br>基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正                                                                   |
| STEP④<br>全市展開の準備 | 【令和5年度】 | 《個別避難計画作成開始に向けた準備》<br>・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり<br>・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討<br>・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発） |
| STEP⑤<br>本格実施(1) | 【令和6年度】 | 《優先対象者の個別避難計画の作成開始》<br>・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）<br>・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）                                  |
| STEP⑥<br>本格実施(2) | 【令和7年度】 | 《優先対象者以外の個別避難計画の作成開始》<br>・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）<br>・作成を支援する体制づくり                                              |



## 全市展開に向けた進め方

- ・避難行動要支援者名簿の全対象者（約15,000人）の計画作成を一度に進めるのは困難
- ・まずは優先対象者の作成から進めるが、それでも一度に進めるのは非現実的
- ・以下は、現段階での優先対象者の作成の進め方の案

### 《取組例①》 モデル地区方式

協力が得られる（支援力が高い等）地区を選定して、地区内の対象者の計画作成を進める

### 《取組例②》 ハイリスク抽出方式

介護支援専門員等へのアンケート調査により「ハイリスク者で作成を希望する人」を抽出

【要件案】☒ 比較的重度の人

（移動に車椅子がいる、重度知的障害など。医療ケア要は除外）

☒ 地域住民で避難支援可能 + 一般避難所で過ごせる人

☒ 家族支援力なし（独居、高齢世帯など）

### 《取組例③》 ① + ② 方式

本人・専門職の協力が得られる人から進めるという考え方



## おさらい ～次のSTEP～

※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取り組みを進める

|                         |                |                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>STEP①</b><br>準備      | <b>【令和3年度】</b> | ≪ 検討・推進体制の構築 ≫<br>災害時個別避難計画推進部会の設置                                                                                                                                             |
| <b>STEP②</b><br>骨格づくり   |                | ≪ 災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討 ≫<br>優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討                                                                                         |
| <b>STEP③</b><br>試行・検証   | <b>【令和4年度】</b> | ≪ モデル事業の実施 ≫<br>基本的な考え方に基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正                                                                                                                             |
| <b>STEP④</b><br>全市展開の準備 | <b>【令和5年度】</b> | ≪ 個別避難計画作成開始に向けた準備 ≫ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり</li><li>・ 全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討</li><li>・ 避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）</li></ul> |
| <b>STEP⑤</b><br>本格実施(1) | <b>【令和6年度】</b> | ≪ 優先対象者の個別避難計画の作成開始 ≫ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）</li><li>・ 避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）</li></ul>                                        |
| <b>STEP⑥</b><br>本格実施(2) | <b>【令和7年度】</b> | ≪ 優先対象者以外の個別避難計画の作成開始 ≫ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）</li><li>・ 作成を支援する体制づくり</li></ul>                                                    |

ご清聴ありがとう  
ございました



これまで平成27年12月に策定した熊取町避難行動要支援者プランに基づき個別計画の策定を推進してきたが、地域住民の協力だけでは策定率の向上が見込めない状況にあった。

自治会をはじめとした地域住民からも自分達だけでは策定が困難であるとの声もあった。そのような状況から個別計画の策定率向上に向けた検討を開始した。

地域住民だけでは個別計画の策定が困難な対象者には専門職（介護支援専門員等）の協力が不可欠であったため介護支援専門員の連絡会の代表に対して事業説明を行った。

事業の協力については前向きであったが

- ①現状としてそこまでの余力がない。
- ②ケアプランとは別に新たな計画をつくる必要があるのか
- ③ケアプランの方が細部にわたって情報が網羅されており、現状の避難計画では情報が少なすぎるという意見であった。

なぜケアプランではだめなのか？という問いに対してそれぞれの目的が異なるためそれだけでは不十分であることを説明しきれなかった。

その後、防災担当課とハザードマップをもとに地区選定などを検討したが、対象者の選択までには至らなかった。

これまで介護支援専門員との直接のかかわりがモデル事業実施課（生活福祉課）としてはなかったため、まずは専門職とも顔の見える関係づくりから始めることが重要だと感じた。

改めてモデル事業を実施している各市町の取り組みを参考にしたり、専門職の負担が過度にならないようにするためにどうすればよいのかを検討する必要があることが分かった。

令和3年度末時点では連絡会の代表からは町はこれまでもいろいろ検討した中で丸投げするのではなく専門職の関わりに期待してくれていることが分かった。未策定者すべての計画策定を目指すというのではなく地道に初めてはどうかという前向きな意見を頂けた。

策定率の向上は重要であるが、本町の規模であれば急ぎすぎることなく専門職、地域との関係づくりを重視した数件のモデルケースから始めることが必要ではないかと感じている。

令和4年度については個別計画の様式の変更、会議の持ち方なども考慮しながら関係づくりを進める。

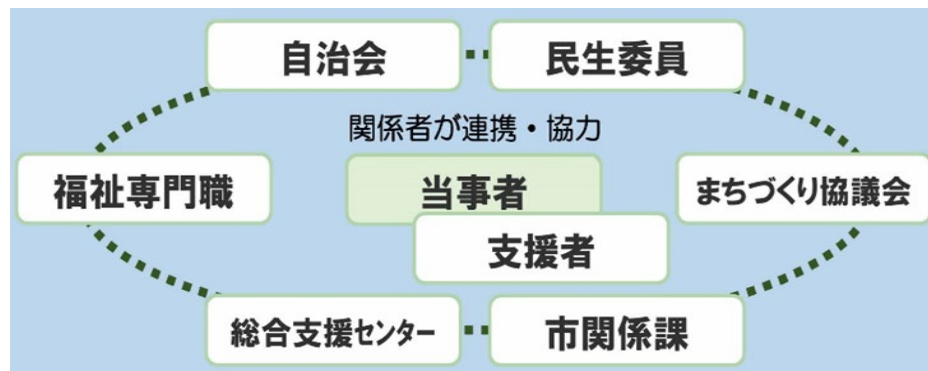
当初の想定どうりには進行していないが災害時に誰一人として取り残される対象者がいないような仕組みづくりを目指す。

## ◆取組の経緯

明石市では、「避難行動要支援者名簿」の活用を検討する中で、令和元年に兵庫県からモデル事業の打診があり、同名簿の中で優先度の高い対象者について地域とともに「個別避難計画」を整備することで、災害時の避難行動要支援者の避難サポート体制の確立、さらには整備の取り組みを通じて地域の住人・各機関の相互連携体制を構築し、もって地域共助の機能確保を図ることとした。

## ◆作成に向けた決意

近い将来発生が予想される南海トラフ地震を念頭に、早急に体制を整える必要があることから、指標として「令和7年度までに明石川流域エリアを中心に、実効性のある計画を500件整備」を掲げ、防災・福祉の所管課及び各関係機関が連携して事業を進めている。



【連携イメージ】



事業に参画した自治会(町内会)からは「取り組みを通じて、普段からの地域のつながりの大切さを再認識した。『向こう三軒両隣』の関係を大切にしたい。』との声も聞かれ、共助の下地が確かに築かれつつあるという手応えを感じている。

いざという時に、一人でも多くの命が救われるよう、事業の促進に努めていく。

## ◆避難支援員の位置づけ

避難支援員については、令和3年度に15の自治会(町内会)で実施した事業説明会のほとんどにおいて、「人の命に責任を持ってない」「自分の命が第一」といった声があがり、事業を進めていく上で大いにネックになったため、解決策として以下の対応を行った。

- ① 名称を「避難サポーター」という和らいだものに変更し、心理的負担の緩和を図った。
- ② 役割を下記のように明確化し、実務的な部分の不安解消を図った。

### 災害発生時にお願いしたいこと

- ① まず、自分自身と家族の安全の確保に努めてください。
- ② 対象者の安否確認を行ってください。  
※連絡がつかない場合は、閉じ込められたり、家具が倒れてきて動けなくなっている可能性があります。  
消防などへの連絡をお願いします。
- ③ 避難が必要になった時は、対象者と一緒に避難し、人手が必要な場合は、自治会など地域の方に助けを求めるなどの協力をお願いします。  
※可能であれば、避難前に、「処方薬」「看護・介護用品」「補聴器」など必要なものを携行しているか確認してください。



## ◆計画整備と並行した避難先の確保（福祉避難所の拡充）

市内の社会福祉施設等に対し個別に打診と調整を行い、令和3年度中に新規に12施設と設置運営協定を締結した。

## ◆地域への事業浸透の促進

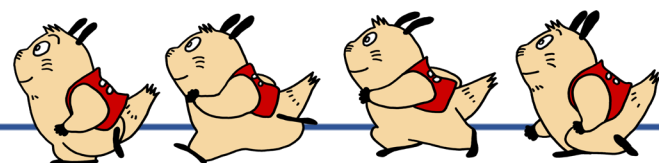
期間内に効率的に事業を展開するには、地域への事業浸透が何より重要である。  
令和3年度は、全自治会(町内会)へ案内チラシを作成し配布したが、寄せられた声は「面倒事に巻き込むな」「計画なんかなくても勝手に助け合う」「人の命を押し付けるな」といった負のものが多かった。(結果としては、15の団体から説明会開催の希望があり、粘り強く言葉をつくして、内4団体で取り組み実施(約50計画を作成)に漕ぎつけた。)  
「事業の必要性を理解してもらう」という点で、令和3年度のアプローチは不十分であったとの認識から、令和4年度に向けて以下のような改善を進めている。

- ①“案内”チラシは、「自治会(町内会)向け」「福祉専門職向け」「計画作成対象者向け」の3種に再構成し、事業の目的・趣旨と、各々の立場での「役割」「負担」等を明確化した。
- ②説明会用の資料として、災害対応の考え方や取り組みのポイント、事業フローをコンパクトに解説し、負の声への回答も織り込んだ、事業“説明”冊子「明石市個別避難計画の作成について」を作成。
- ③地域(自治会(町内会))や対象者へのアプローチに、福祉専門職事業所や民生委員の協力を仰ぐ。



## ◆明石市の事業フロー

| 順番 | 内容                                                         | 自治会<br>(町内会) | 民生委員 | 福祉専門職 | 備考                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------|--------------|------|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 計画作成対象者の選定ミーティング                                           | ○            | ○    | ○     | 1 時間程度                                                                    |
| 2  | 対象者への計画作成協力をお願い                                            | ○            | △    | —     | 関係者 2～3 名程度で訪問し実施                                                         |
| 3  | 計画作成対象者への聴き取り、<br>ケース調整<br>避難サポーターのマッチング<br>福祉専門職による計画書の記入 | ○            | ○    | ○     | 聴き取りは 1 件 30 分～1 時間程度を 1～2 回<br>実施<br>避難サポーターのマッチングは、自治会(町内<br>会)・民生委員が実施 |
| 4  | 防災訓練実施                                                     | ○            | ○    | △     | 計画作成対象者が参加して避難訓練を実施                                                       |
| 5  | 訓練結果の検証、フィードバック                                            | ○            | ○    | △     | 訓練後 30 分～1 時間程度の意見交換会を実施                                                  |
| 6  | 計画書完成                                                      |              |      |       |                                                                           |



## 宝塚市 連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業

平成 7 (1995)年 阪神淡路大震災

平成 18 (2006)年 宝塚市災害時要援護者支援策検討委員会設置

平成 27 (2015)年 宝塚市災害時要援護者支援事業開始

名簿提供、避難支援組織による訪問や支援カードの作成、支援者のマッチングなど

令和 2 (2020)年 【担当者入庁1年目】 事業担当

名簿作成・提供など事業事務、多様な地域の会議への参加、出前講座など

自助と共助の制度なのに皆知らない、誤解も多い  
誰かが何とかしてくれると思っており自助が機能しない  
高齢化・担い手不足・関係の希薄化で共助が機能しない  
支援カードの地域支援者欄にほぼ名前が書かれていない

頼まなくても  
助けてくれる...頼んでも誰も  
助けてくれない...

令和 3 (2021)年 【担当者入庁2年目】 個別避難計画作成

「阪神淡路大震災の時は、自然と助け合いが生まれていた」  
課で取り組んでいる「お互いさまのまちづくり」ヒント

阪神淡路大震災



平成7年



僕は普段、不在がちで  
実は心配だった。  
母のためにたくさんの人が  
集まって考えてくれて  
驚いている。  
ありがとうございます。

要援護者の息子

住んでいるマンションは  
避難支援組織ではなかったが  
今回をきっかけに  
マンションに働きかけてみた。  
助け合う仕組みを独自で  
作ろうということになった。

要援護者の母

一人でも  
できることが  
ある！

直接は一人も  
助けられない  
かもしれない

## 宝塚市 連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業



支援者欄が埋まらない / 一部の人だけに大きな負担 / 地域の脆弱化

限られた資源 人、時間：担当者1名 費用：モデル事業分

※ 人口：約23万人 対象者：約6600人 同意者：約2200人 (R3年度)

計画が出来れば良いのではない、助かることを目的として何ができるか？

災害時に誰がどんな状況か予測できない / 誰もが要援護者、支援者になりうる

災害時の**臨機応変な対応**を可能とする自助・共助力が必要  
要援護者、支援者、関係者だけのための個別避難計画作成にしない

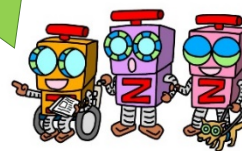
助け合いのできる地域づくり + 地域の防災リテラシーの向上

限られた資源でできること

**周知啓発**で全体のレベルを上げる

人と人との「**つながり**」を大切にする

顔の見える  
関係づくり

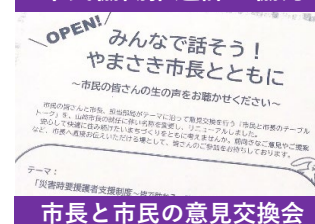


多くの人の**協力(連携・協働)**により成果に繋がった

## 総合防災課の協力



## 市民協働推進課の協力



## 市長と市民の意見交換会

## 他市町村とのつながり



## 情報交換や担当者会議

## モデル事業



## 計画作成会議

## 勉強会

## 啓発チラシ

## その他

京都府意見交換会参加、大学生への講座  
関係団体との情報交換 など

## 作成会議による作成

## 数がこなせない

他の人、地域への影響を考える必要がある  
力のある地域でも根回し等十分な準備が必要  
**それぞれ多忙のため、日程調整が困難**

## 支援者がつけられない

名前や連絡先を書くことが負担  
**どの組織、団体も高齢化と担い手不足が深刻**  
発災時の地域活動者/団体の役割が多すぎる

## 無理に進められない

敬遠されてしまう  
**それぞれの関係性や、  
既にできている信頼関係を失う**

自助

想定通りに  
被災するか？状況は  
**すぐ変わる**高齢化  
関係の希薄化  
多様化本人/家族/専門職による  
個別避難計画作成

- ・既存の支援カードを個別避難計画へ
- ・計画をデータ化し実態の把握（システム導入）

## 作成会議も必要！

助け合いのできる地域づくり  
地域の防災リテラシーの向上 に非常に有効

共助



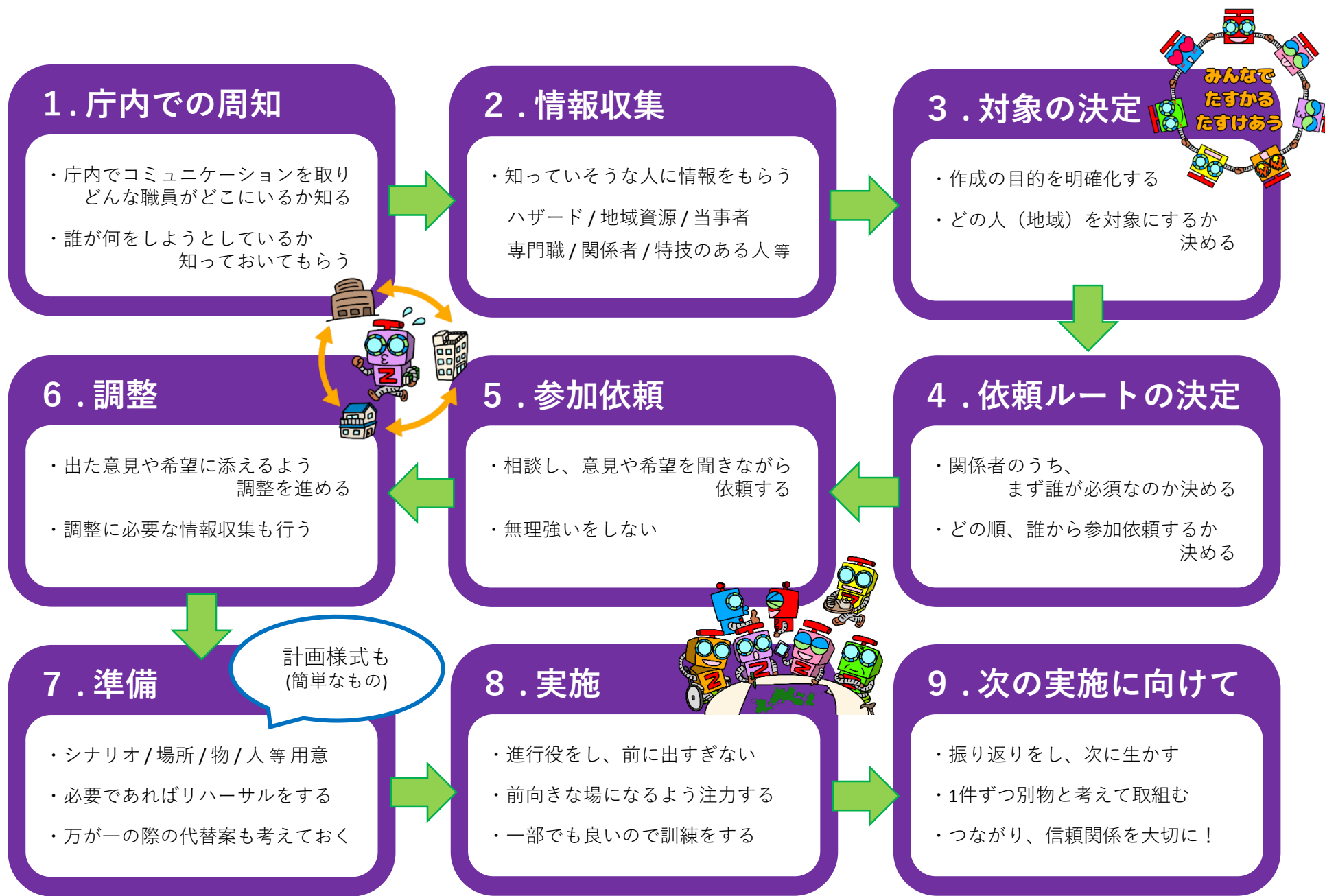
**例え震度2でも、支援が必要な状態になっているかもしれない。**

そんなことも皆で考える個別避難計画であればもっと良いものが  
できると思う。今後もぜひ皆で一緒に考えていきましょう。

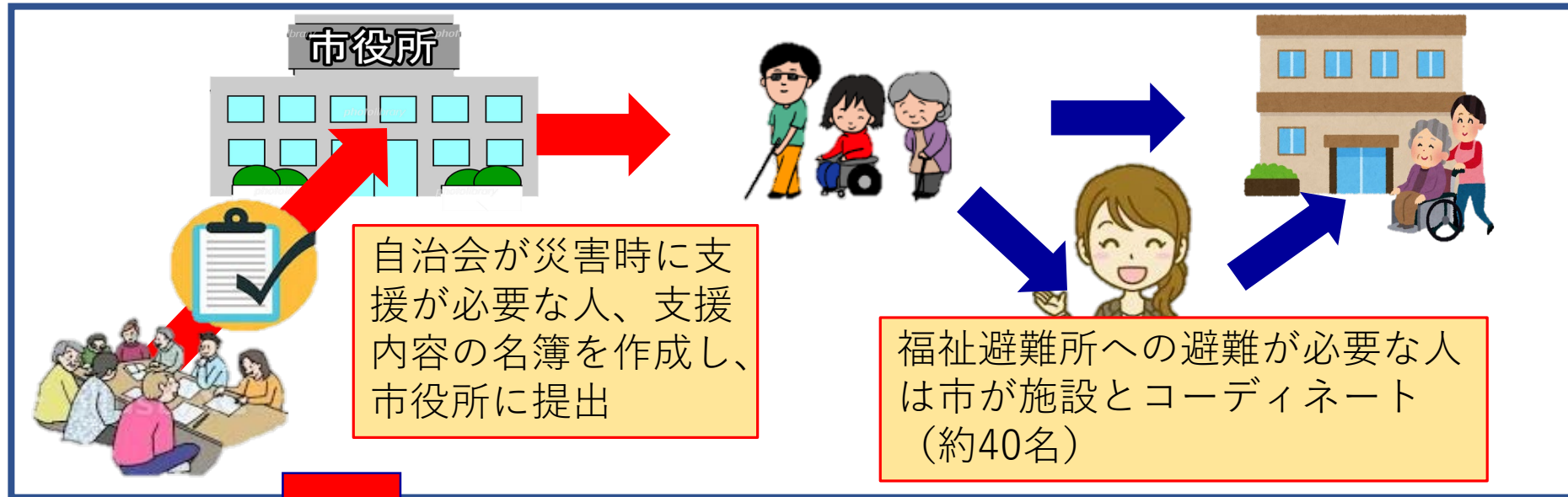


今後のテーマ：「×DX」 デジタル技術の活用で、現場での課題を解決する仕組みを探る、推進する

（R4:支援カードのアップグレード、防災放送アプリ活用 R5:システム導入 R6:実状を反映したデータ利用 ほか）



# 平成28年度までの丹波市の要支援者対策 (災害対策基本法の平成25年改正以前の取組)



## 平成25年の災害対策基本法改正を受けて (平成28年度～)

### ①名簿システムの導入

⇒対象者が増加（1万人以上）

### ②本人の同意が必要

⇒自治会作成の名簿と差異が発生

## 令和3年度 モデル事業にチャレンジ！

- ①福祉現場からの優先度が高い人
- ②水害に特化した避難と支援
- ③地域の支援内容の具体化
- ④地域で無理な場合の「公」の関り
- ⑤対象者数の絞り込みのフロー検証



# モデル事業実施に当たってのポイント整理

## 1. 想定災害は「水害」

⇒ハザードマップを活用し、垂直避難か立ち退き避難を防災担当者が判断

## 2. 中山間地での避難の移動方法は「自動車」のみ！

⇒ 要支援者のリヤカー、車椅子、徒歩での避難はありえない！

## 3. 重度の介護や障がいで専門の支援を受けている人ほど地域で埋没している！

⇒在宅または施設との往復のみで地域の日常と関わっていないから…

## 4. 本当に支援が必要な人の情報は「福祉専門職」から入手する

⇒防災の知識ではなく「台風・大雨の時、気になる」を根拠に

## 5. 避難の適切な車両を必要な時に、必要な台数、いかに確保するか。

⇒ 道路運送法の大きな壁

（追加）

そもそも、本当に個別避難計画が必要な人は何人なのか？

丹波市の南部地域（市域の1/3）の  
要介護3以上 **約450名**

**令和4年度は残り2/3地域で実施！**

注：施設入所者も含む人数



**32名**の相談



くらしの安全課防災係

防災と福祉の担当で…

- ①避難方法の判断
- ②避難方法
- ③適切な避難先

について個別に調整

防災マップから

- ①自宅避難で可能
- ②立ち退き避難が必要を判断

土砂災害・浸水被害のおそれがある

**17人**

土砂災害・浸水害のおそれがない

6人

災害のおそれはあるが、確率が低い

9人

**個別の協議・調整の結果、3人の個別避難計画の作成を進行中**

**見えてきた課題**

1. 本当に支援が必要（そうな）人はそう、多くない（のかもしれない）。  
（「公」の積極的関わりが必要という意味で…）
2. 本人、家族に様々な課題があり「災害・避難」を最優先にはできないこともある。
3. 避難先は、福祉施設よりも公共施設の「個室」の需要が多い（ようす）

## 1. 対象の災害を決める。（地震、津波、洪水、土砂災害など）

災害種類で要支援の対象も避難計画も全く異なります。

【地震】…家の耐震度、家具の固定、避難先に必要な設備、物資など…

【水害】…避難の必要性、避難の方法、避難のタイミング…

【停電】…避難の必要性、通電エリアへの避難か、自宅で電源確保か…

## 2. 優先度の高い要支援者とは…（水害の場合）

（1）福祉専門職が台風・大雨時に「**気になる**」人

（2）防災担当がハザードリスクから**立ち退き避難が必要**と判断する人

⇒ 想定最大規模、ため池のみリスクは共感が得にくい面も…

## 3. 水害を想定するならば…（丹波市のケース）

（1）最終的に本人・家族が**計画通りに行動する気**があるか、が重要！

（2）教科書的な避難計画にはしない。（高齢者等避難で避難する的な…）

（3）移動方法（自動車）の確保が困難な場合、「**公**」が**係わる姿勢**が必要！

## 4. 地域の支援者（近所、民生員児童委員、、自主防災組織）との調整

（1）依頼する支援は、具体的、より具体的に詰めていく。

⇒ いつでも、誰でもできる内容になっていく

（2）本人の**個人情報**は**そんなに**いらない。

⇒ 要介護度は？ 障害手帳は？ は地域の人には不要な情報。

**【経緯①】 平成30年7月豪雨の発生**

**平成30年7月豪雨**では、河川の決壊による大規模洪水や土砂崩れが発生するなど、**未曾有の被害を受けた。**

**被害状況**

&lt;人的被害&gt;

傷害：4人

&lt;住家被害&gt;

全壊：13棟、半壊：1,195棟

土砂等（一部破損）：39棟

床上浸水（一部破損）：1,038世帯

床下浸水（一部破損）：3,927世帯

**災害の検証**

7月豪雨災害における経験や教訓を、今後の災害対応の強化につなげていくため、平成30年10月に「平成30年7月豪雨災害に係る課抽出・検討委員会」を設置し、平成31年3月に報告書を取りまとめた。

平成30年7月豪雨災害を教訓とした  
災害初期対応等の見直し



平成31年3月

岡山市  
平成31年7月豪雨災害に係る課抽出・検討委員会（検討報告書）

**【経緯②】 自主防災組織の結成促進**

◇平成30年7月豪雨の対応検証をもとに、令和元年度より、共助の体制の構築に向け、自主防災組織結成促進への取組を実施

→ **自主防災組織の組織率が94.1%（R3.4時点）と結成数が大幅に増加**

目指す  
もの

**自主防災組織を中心とした、避難行動要支援者の避難支援体制の構築**を目指し、内閣府個別避難計画作成モデル事業に参画。

## 概要

- 災害リスク等の地域特性の異なる市内3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法を検討。
- はじめてから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じて計画作成プロセスの構築を進める。**

## 1 モデル地区

- 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



|               |                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------|
| 操南学区<br>(中区)  | 洪水浸水想定：2～5m<br>これから作成に取り組む地域                           |
| 城東台学区<br>(東区) | 高齢化が進む大規模開発団地<br>作成に着手し始めた地域                           |
| 千種学区<br>(東区)  | 洪水浸水想定：2～5m、5m以上<br>土砂災害警戒区域：58か所<br>昨年度から、作成に着手している地域 |

## 2 スケジュール

- モデル事業のスケジュールは以下の通り。

| 時期  | 岡山市       |       |               |      |
|-----|-----------|-------|---------------|------|
|     | 全体        | 操南学区  | 城東台学区         | 千種学区 |
| 5月  | モデル事業応募   |       |               |      |
| 6月  | モデル事業スタート |       |               |      |
| 7月  |           | 対象者訪問 | 対象者訪問         | 調整会議 |
| 8月  | 説明会①②     | 調整会議  |               |      |
| 9月  | 説明会③～⑦    |       | 地域向け説明会       |      |
| 10月 | 説明会⑧～⑩    | 避難訓練  | 調整会議          |      |
| 11月 | 今後に向けた検討  |       | ※今後、避難訓練を実施予定 | 避難訓練 |
| ～   |           |       |               |      |
| 3月  | とりまとめ     |       |               |      |

## 3 モデル地区の取組内容

- 各地区の**自主防災組織や民生委員等を中心**に取組を実施。
- 取組の基本的な流れは、  
**①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練**  
という3つのステップ。
- **ケアマネジャー等の専門職にも参画**してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、**より実効性の高い避難方法や効果的・効率的な取組手法**の確立に向けて取り組んだ。

## 訪問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。（計画書の記入を依頼する場合もある）



- モデル事業により見えてきたこと  
普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問  
→本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすいことが分かった。

## 調整会議

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



- モデル事業により見えてきたこと  
関係者が集まって話をする中で**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**ことが分かった。

## 避難訓練

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



- モデル事業により見えてきたこと  
実際に避難を体験することにより、計画内容の検証ができ、より実効性の高めることができる。  
**訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、地域のつながりづくりの場となる**ことが分かった。

## 概要

- **多様な関係者と連携し、要支援者本人の参加のもと避難訓練を実施。**
- 各地区の課題等を踏まえ「**地域の思い**」を中心に**地域と行政が協働**して訓練内容を企画。
- **「まずはやってみることが大切」という意識を関係者と共有**できたことで、**難しい課題に対しても前向きに、一体感をもって取り組む**ことができた。
- **訓練後の振り返りにより、訓練を通じて見えた課題などについて共有・検討し、今後の取組に活用。**

## 1. 多様な主体が参加した訓練

## 操南学区（上藤崎町内会）

## 1 概要

- 要支援者本人を含め、地域全体で避難訓練を実施。
- 近隣中学校の生徒が、防災学習の一環としてボランティア参加したほか、近隣の公民館などとも連携するなど、多様な主体が参画。

## 2 訓練の様子

## 1) 安否確認用タスキ掲示訓練

訓練当日朝に災害時の安否確認用に自主防災組織で購入した共通のタスキを家の玄関先に掲げる。



## 2) 避難経路確認訓練

班ごとに避難先までの経路を歩き、危険箇所や避難先の設備などを確認。



## 3) 公民館職員による講座

近隣の公民館の職員が身近なもので防災グッズを作成する講座を開催。



## 4) 振り返りワークショップ

避難経路確認時に気づいたことや今後の課題などについて共有。



## 3 見えてきたこと

- 訓練全体を通じて、要支援者本人と地域とのつながりができ、**特定の支援者だけではなく、地域全体での支援体制の構築につながる。**
- 訓練にボランティアとして参加した中学生にとっても**実践的な防災教育の場**となり、**より多くの世代の参画を得ることで地域防災の担い手を広げる機会**ともなった。

## 2. 福祉避難所への避難を想定した訓練

## 千種学区（弓削町内会）

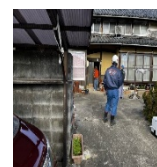
## 1 概要

- 近隣の公民館に一般避難所を開設し、要配慮者用スペースへ避難を実施。
- 近隣の特養に福祉避難所を開設し、家族や地域住民の避難支援により、直接避難を想定した受入訓練を実施。

## 2 訓練の様子

## 1) 避難誘導訓練

自主防災組織と消防団とが連携し、要支援者の自宅を回り、避難の呼びかけを実施。



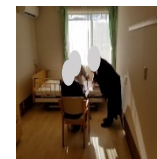
## 2) 一般避難所での対応

公民館の和室に要配慮者用スペースを設置。受入完了後、避難生活の長期化を想定し、保健師による健康観察を実施。



## 3) 福祉避難所での対応

福祉避難所への直接避難を想定した受入を実施。災害時に使用する簡易ベッドや施設内の設備を体験。



## 4) 訓練の振り返り・課題検討会

避難訓練参加者で、訓練全体の振り返りを行い、今後の課題などについて共有。



## 3 見えてきたこと

- **避難行動を体験**することにより、**避難に対する不安の軽減につながった。**
- 避難に備えた**事前準備の必要性**についても意識してもらう機会となった。
- **計画作成の段階での要支援者と支援者との関係づくりや情報共有が重要。**
- 今後、施設側との事前の情報共有のツールとして個別避難計画の活用方法や、福祉避難所の運営体制や地域との連携について検討が必要。

## 概要

- 計画作成の促進に向けて、**全市の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々を対象**とし、計画の必要性や実際に計画作成を進めている地域の取組などをテーマに**説明会を開催**。
- 地域や関係機関に出向いて個別の出前講座を実施**するなど、**作成促進に向けた働きかけを実施**。

## 1. 全市を対象に個別避難計画作成についての説明会を開催

## 1 概要

- 開催時期  
令和3年8月～10月ごろにかけて計10回開催
- 参加対象者  
全市の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員など
- 内容
  - ・市からの説明（個別避難計画関係）
  - ・有識者による基調講演
  - ・モデル地区での取組紹介
  - ・登壇者によるパネルディスカッション
  - ・市からの説明（避難所関係）

## 2 説明会の様子



## 2. 地域や関係機関に出向いて個別の出前講座の開催

## 1 概要

- 開催時期  
自主防災組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関等からの個別の要望に応じて随時開催
- 参加対象者  
各地区の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターやケアマネジャー等の福祉関係者など
- 内容（要望に合わせて内容を調整）
  - ・市からの説明
  - ・動画の放映やワークショップ
  - ・質疑応答 など

## 2 出前講座の様子



- まずは個別避難計画のことを知ってもらうことを重視し、**説明会等を通じて行政からの積極的な発信を行う**。
- 各地区ごとの取組に対しては、出前講座の機会を活用し、個別事情に応じた助言を行う**などのフォローを実施。
- オンライン方式を取り入れるなど開催方式を工夫しつつ、コロナ禍であってもできる限り多くの機会を確保**。

## 概要

- 内閣府が示す取組指針のステップに沿ってモデル事業における作成プロセスとポイントを整理。
- 以下のプロセスは**モデル事業の中で試行錯誤を繰り返すことで初めて見えてきたもの**であり、**はじめてから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じてプロセスを整理することが重要。**

## 【ステップ①②関係】

## 事前準備・優先度の検討

## 主な取組内容

- 市内の医療・保健・福祉の関係課や市外の関係者との協議を重ねる。
- 各地区の自主防災組織の会長に対し、モデル地区の選定について打診。
- 要支援者名簿と災害リスクの重ね合わせを行い、優先度の高い者を抽出。
- 取り組みやすさの観点から様式の見直し
- 訪問・聞き取りを行う際の聞き取り項目を整理し、チェックリストを作成。
- 先進自治体や地域、関係機関等の取組についてヒアリングを実施し、ノウハウを収集する。

## ポイント

- 関係者との協議を行う際には、他都市の事例などの具体例を提示し、イメージを持ってもらいやすくする。
- **優先度の検討にあたっては、名簿掲載者の入れ替わりや把握方法等を考慮しつつ、中長期的な視点を持つ。**
- **様式等のツールの検討にあたっては、取り組みやすさの視点を持つ。**

## 【ステップ③④関係】

## 関係者に対する説明

## 主な取組内容

- 計画作成の促進に向けて、全市の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々を対象とし、説明会を開催。
- 個別の地域や関係機関に出向いて出前講座を実施。
- 地域包括支援センターや介護支援専門員協会、相談支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡協議会などの医療・保健・福祉の関係機関との意見交換の場を定期的に開催。
- 関係機関が集まる既存の会議に参加し、モデル事業の進捗状況等を説明。

## ポイント

- **地域に対する働きかけにあたっては、実際に取り組んでいる地域の取組を紹介し、イメージを持ちやすくする。**
- 出前講座により各地域の取組へのフォローを行う。
- **関係者が集まる会議等の機会を積極的に活用し、関係機関との関係性を構築していく。**

## 【ステップ⑤⑥⑦関係】

## 計画の作成・実効性の確保

## 主な取組内容

- 各地区の自主防災組織を中心に、①訪問・聞き取り、②調整会議、③避難訓練の3つのステップで取り組む。
- 訪問にあたっては、各地区の自主防災組織に加えて、民生委員等の普段から関係性のある方に同行してもらう。
- ケアマネジャー等の専門職に対し、本人の状況に関する助言や調整会議への参加について協力してもらう。
- 要支援者本人の参加のもと、避難訓練を実施するとともに、振り返りの場を通じて、今後の課題の洗い出しを行う。

## ポイント

- **はじめてから完璧を求めず、実践を通じて課題を洗い出ししていく。**
- 中心となる自主防災組織と本人との関係性のある民生委員・児童委員や専門職等の医療・保健・福祉の関係者との関係性を深め、連携して取組を進める。
- **避難訓練にあたっては、地域の特色を踏まえ、多様な主体の参画を促す。**

## 目指すもの

- 自主防災組織を中心としつつ、医療・保健・福祉の専門職等とも連携し、実効性の高い避難支援体制の構築を目指す。

(来年度の取組方針については、  
R4年度当初予算案の承認が条件)

## I 計画作成の「体制」に関する課題

- 自主防災組織が未結成の町内会に対する結成促進、計画作成の取組への支援
- 医療・介護依存度の高い方の計画作成には、ケアマネジャー等の医療・保健・福祉の専門職の参画がなければ、地域のみでは対応が困難

## 来年度の取組方針

**■ 避難支援体制の核となる自主防災組織の結成・活動の促進を図る。**

- 災害リスクの高い地域を中心に自主防災組織未結成の町内会に対し、様々な機会を活用した働きかけを実施。
- 自主防災組織による計画作成を進めるため、作成件数に応じた助成金の上乗せを行い、更なる強化・活性化を図る。

**■ 医療・保健・福祉の専門職の参画を得るための仕組みの構築を図る。**

- 参画の仕組みとして福祉事業者への計画作成委託事業を実施。

## II 計画作成の「方法」に関する課題

- 自主防災組織等に対する具体的な計画作成方法や個人情報の取扱い等への理解促進
- 医療・保健・福祉の専門職に対する計画作成方法や防災知識等への理解促進

## 来年度の取組方針

**■ 具体的な計画作成方法等に関する理解促進を図るための仕組みの構築を図る。**

- 自主防災組織や福祉事業者に対し、作成手順等をまとめた手引書の配布や説明会の開催等により、働きかけを行う。

## III 計画内容の「実効性」に関する課題

- 関係機関同士の連携体制や情報共有の促進
- 課題解決のための継続的な検討

## 来年度の取組方針

**■ 関係機関の連携や情報共有、課題解決を図るための仕組みの構築を図る。**

- 庁内外の防災と医療・保健・福祉等の関係機関による課題解決や情報共有の場を設置する。

## 平成 25 年 ◎ 災害対策基本法改正(要支援者名簿の作成の義務付け)

- ・ 市町村への名簿作成の義務付け
- ・ 災害時の名簿情報の提供
- ・ 同意者情報の提供
- ・ 守秘義務

## 平成 28 年 ◎ 災害に備えた避難支援に関する意向調査開始

同意者リストを作成し、翌年度以降、避難支援等関係者に順次提供

- 同意者リストの提供すら困難、個別避難計画については言及せず。

## 平成 30 年 ◎ 平成30年7月豪雨災害

記録的な大雨に伴う土砂災害により人的・物的被害が多数発生

- 緊急的に個別避難計画を作成し、避難の実効性を確保する必要がある。

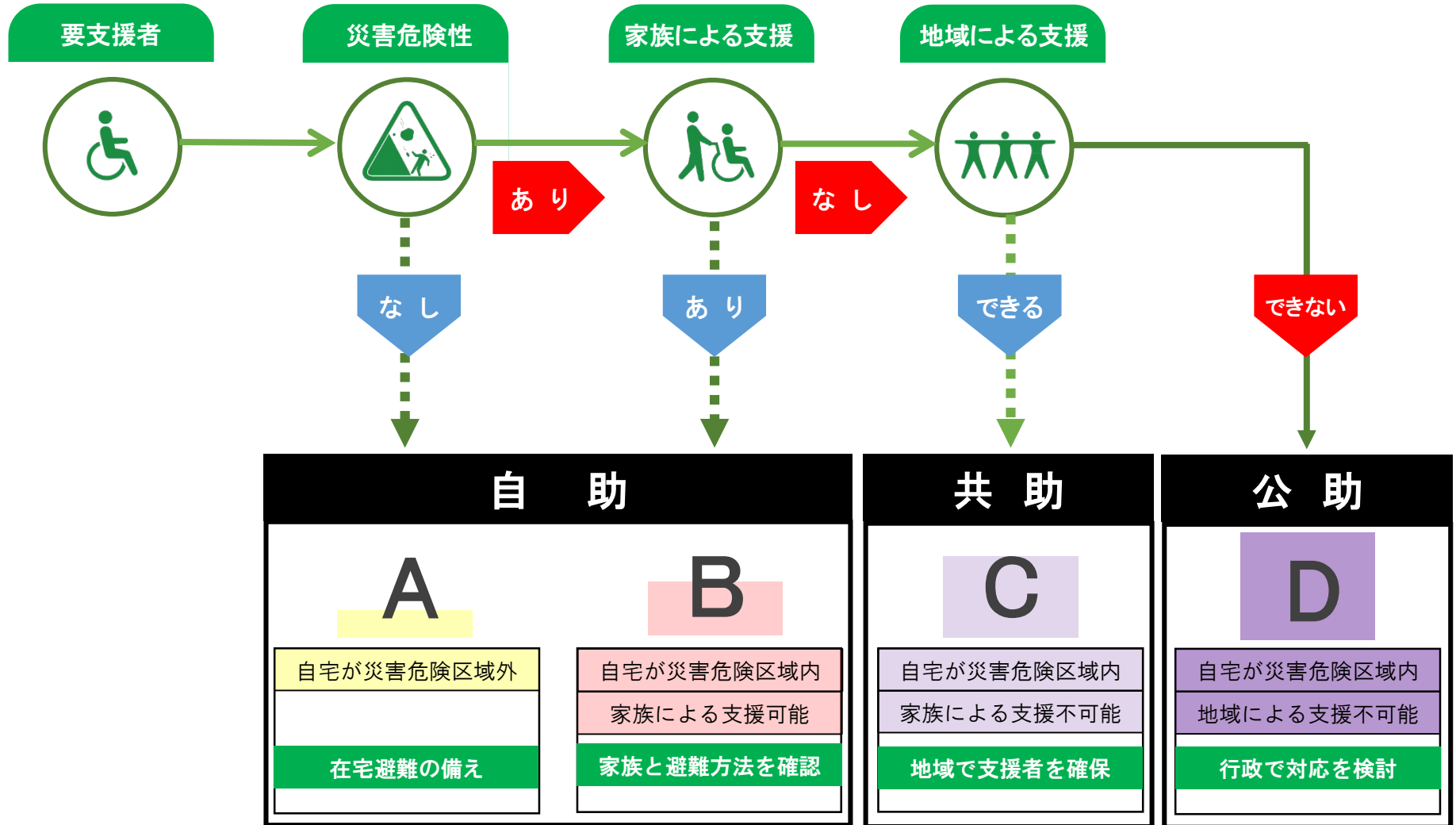
## 平成 31 年 ◎ 行政による個別訪問 《 対象:レッドゾーン、かつ、家族の支援がない人 》

- 個別避難計画の作成主体は本人又は地域としていたが、地域の取組には限界がある。  
防災部局と福祉部局（保健師）の職員により特例的に個別訪問を実施

## 令和 2 年 ◎ モデル学区を設定した地域主体の取組

個別訪問で得たノウハウを地域に還元するため、「地域における避難支援の手引」を作成  
市内全8区でモデル学区を設定して、重点的に個別避難計画を作成

- 要支援者の住まいの災害危険性や家族等による支援の有無を踏まえ、**自助、共助、公助**を組み合わせて個別避難計画を作成（区分は下表のとおり）



## 自 助

## 「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

## ＜課題＞

- 郵送書類が多くなり、返送率の低下が懸念されるため、事前の積極的な広報が必要となる。
- 個別避難計画の作成に同意、地域への情報提供に不同意の方への対応の整理が必要となる。
- 本人記入の個別避難計画の地域への提供範囲の整理が必要となる（計画の一部を提供or計画をそのまま提供）。
- 風水害の災害危険区域外居住者の整理（地震を対象として計画作成or風水害に特化して在宅避難を推奨）が必要となる。

## 共 助

## 地域による個別避難計画の作成

## ＜課題＞

- 取組への意識が高い地域からモデル学区に設定しているため、後年度への負担が大きくなる可能性がある。
- 他の取組と重複する部分があるため、スケジュールの調整又は重複している部分について地域への説明が必要となる。
- 実行性のある計画とするための訓練の勧奨が必要となる。
- 個別避難計画作成には訪問が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の影響を多いに受ける。

## 公 助

## 介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

## ＜課題＞

- 今年度の対象である要介護5の方については、当初対象者9名のうち、4名が計画作成過程又は作成後に、死亡や入院により、対象外となったため、対象者の見直しの検討が必要となる。
- 対象者の見直しを行う場合、自助、共助の取組との区分けの整理が必要となる。
- 作成方法についての整理が必要（行政主体で作成or福祉専門職に委託or一部を委託、一部を行政）

## 自 助

## 「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

＜プロセス＞ 所管課において、様式案を作成し、以下のとおり意見聴取を行い、今年7月末頃に本人へ発送予定

| 区分  | 対 象               | 方 法   | 回 数 | 区分    | 対 象              | 方 法 | 回 数  |
|-----|-------------------|-------|-----|-------|------------------|-----|------|
| 庁 内 | 防災及び福祉部局の関係課(29課) | メール   | 3回  | 当事者   | 広島市身体障害者福祉団体連合会  | 対面  | 1回   |
| 有識者 | 跡見女子学園大学 鍵屋教授     | オンライン | 3回  | 地 域   | 過去に計画作成に携わった人    | 対面  | 各区1回 |
|     |                   |       |     | 福祉専門職 | 計画作成に参画した介護支援専門員 | メール | 1回   |

## 共 助

## 地域による個別避難計画の作成

＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で130件の個別避難計画を作成

|   |                 |   |   |                    |        |
|---|-----------------|---|---|--------------------|--------|
| 1 | モデル学区及び対象者の選定   | 市 | 4 | 対象者等との調整(個別訪問等の実施) | 市 + 地域 |
| 2 | 住民勉強会(防災・福祉)の開催 | 市 | 5 | 避難場所及び避難支援者の確保     | 市 + 地域 |
| 3 | 関係者会議の開催        | 市 | 6 | 個別避難計画の作成          | 市 + 地域 |

## 公 助

## 介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で8件の個別避難計画を作成

|   |                             |   |                          |
|---|-----------------------------|---|--------------------------|
| 1 | 市域居宅介護支援事業者協議会へ協力依頼         | 4 | 介護支援専門員の同行による個別訪問        |
| 2 | 担当の介護支援専門員から在宅状況を調査し、対象者を選定 | 5 | 避難場所及び避難方法を調整し、個別避難計画を作成 |
| 3 | 介護支援専門員向けの防災研修及び意見交換会の実施    | 6 | 取組の振り返りを兼ねた意見交換会         |

○平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受け、21名の尊い命が犠牲になり（うち13名は災害関連死）、1,012世帯（令和3年3月時点 三原市地域支え合いセンター報告）が半壊以上の被害を受けた。

○避難支援事業については、平成20年度から災害時要援護者避難支援事業として実施してきたが、取組がすすまない時期が長く続いた。

○平成30年7月豪雨災害のあとに、協定締結団体へ避難支援についての聞き取りを行った。  
（49団体中46団体が回答）

○豪雨災害のあとの聞き取りで、各団体ができる限りの活動を行っていることが分かった。

| 質問内容                           |               |             | 該当団体数 |
|--------------------------------|---------------|-------------|-------|
| 平成30年7月豪雨災害のとき何をしたか<br>（複数回答可） | 避難の支援（声かけ、誘導） |             | 10    |
|                                | 自主避難所開設       |             | 7     |
|                                | 安否確認          |             | 5     |
|                                | 給水支援          |             | 11    |
| 平常時の活動について                     | 防災訓練の実施       |             | 25    |
|                                | 個別計画の作成       |             | 14    |
|                                | 個別計画以外の避難支援   | 要支援者の把握     | 3     |
|                                |               | 声かけ担当を決める   | 10    |
|                                |               | 会長または各組長が対応 | 7     |

○平成30年の災害前から協定締結団体数が増加し始め、平成29年度末の38団体から令和2年度末は117団体と3倍以上となった。地域住民の災害対応への意識の向上が感じられた。

○避難支援について、各団体で取組を行っているが、要介護高齢者や障害者への支援はどうすればいいかわからないという声がでていた。**福祉分野との連携が必要**と感じた。

○平成31年度・令和2年度に県立広島大学と連携して「効果的な避難情報伝達システム」と「避難促進のための社会システム」の構築について調査研究事業を実施した。

○研究の成果から、**市と民間団体等が連携して、効果的な市民の避難行動促進システムを構築する**市民避難行動促進「三原スタイル」連携構築協議会を設立することとなった。

## ○地域での取組

### 【モデル地区】

- ・専門職と防災会との同行訪問，検討会議の実施
- ・防災訓練での個別避難計画の検証，防災会と専門職とが集まって振り返りの会を行う

### 【モデル地区以外の地域】

- ・一人の避難行動要支援者の避難について検討する避難支援ネットワーク会議の開催
- ・要介護の避難行動要支援者の個別避難計画作成のため，ケアマネジャーと連携



### ○市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会

- ・避難行動要支援者避難部会で，個別避難計画作成の取組について検討
- ・バスやタクシーを活用した避難の検証
- ・福祉避難所への直接避難の検証
- ・モデル事業の実施を通じて出された課題の整理，解決に向けた取組の協議

## ○各団体での取組

防災関係・福祉関係の団体で，避難支援について取組を行っている。

- ・避難支援に取り組むための研修を行い，すでに実践している地域から報告（防災士ネットワーク）
- ・避難支援についての講演会を実施（防災ネットワーク）
- ・避難支援の活動をすすめるため，各防災会へ声かけ。また地域の集まりで避難支援の取組の方法について説明（自主防災組織連絡協議会）
- ・会員向けの研修会で，災害時の高齢者の避難について出前講座を実施（介護支援専門員連絡協議会）
- ・個別避難計画作成についてワークショップを開催（地域包括支援センター）
- ・部会において，専門職が1人1件ずつ個別避難計画を作成し，作成の過程や内容について共有（地域自立支援協議会防災部会）



## 令和3年度に取組をすすめてきたことで見えてきた課題

市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会避難行動要支援者避難部会において、課題を分類し、区分ごとに主な課題、今後解決に取り組むべき課題を抽出した。

## 【本人・家族】

- ・近隣との関係づくりができていない。周りに障害や要介護状態にあることを知られたくない。

## 【支援者（専門職）】

- ・福祉専門職が担当する高齢者や障害者が多く、すべての人の個別避難計画づくりは難しい。

## 【支援者（地域）】

- ・支援が必要なことは分かるが、どのように支援したらいいのかわからない。

## 【避難先】

- ・本人や家族が避難しやすい場所が、安全が確保された場所とは言えない。

## 【避難の手段】

- ・車で迎えに来てもらうとしても、強い雨の時や夜は、狭い道は危険。



## 令和4年度 個別避難計画作成に向けた取組

- ・個別避難計画作成のため、福祉専門職と地域との同行訪問をすすめる。  
（地域発信だけでなく、専門職発信を地域につなげる取り組みも）
- ・個別避難計画に記載する内容については、本人が受け入れやすい形の避難行動から提案して、少しずつ、より安全な行動につなげる。
- ・個別避難計画作成をすすめることで、避難のための移動手段の確保が必要な人の数、福祉避難所への避難が必要な人の数を把握していく。

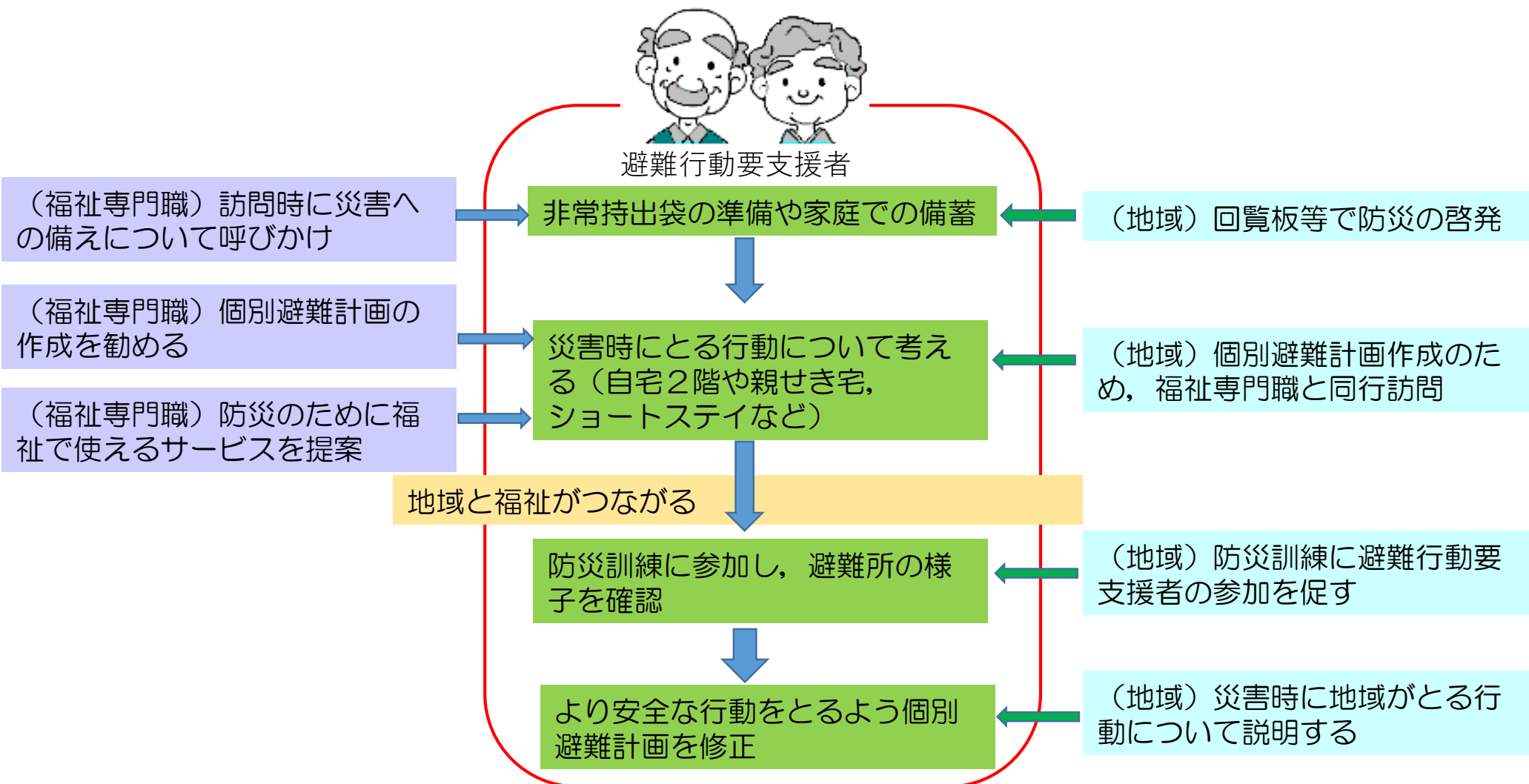
みんな  
つながっとるねえ

防災と福祉との連携による地域の避難支援体制づくり  
に引き続き取り組みます！

誰一人  
取り残さんけえの！

## 避難行動要支援者への働きかけのプロセス

- ・ 本人や家族にとって負担にならないよう、できそうと思えることから避難行動を考えます。
- ・ 少しずつ、より安全な避難行動につながるよう、繰り返し働きかけます。



## 防災と福祉が連携した個別避難計画作成のプロセス

・防災会（地域）とケアマネ（福祉）が対象者を同行訪問し、聞き取りを行い、作成します。

- ① 本人の状態確認  
避難するとき、どの程度支援が必要か。  
家族や介護サービスにより支援できる部分はどこか。
- ② 自宅の状況確認  
自宅が警戒区域、浸水想定区域に入っていないか。  
避難する場合、自宅周辺に気をつける場所はないか。
- ③ 災害時の行動の確認  
避難所への避難，ホテル等宿泊施設の利用，  
介護サービスの利用や入院，親戚・知人宅など。  
自宅に留まる場合でも，自宅内での対策を確認。
- ④ 必要な支援の確認  
声かけの体制はあるか，誰と一緒に避難所に行くか，  
避難所へ行く手段は，など。
- ⑤ 個別避難計画に記入して，関係者で共有
- ⑥ 避難訓練で検証し，必要に応じて修正

福祉専門職と  
協力して確認を

地域みなさんで  
考えてみましょう

情報共有すること  
について，同意し  
たら，署名をして  
もらいます



## 取組の経緯

沿岸部に人口が集中している本市では、南海トラフ巨大地震による津波等災害の危険性はかなり高く、高齢化率は35%を超えている。

また、令和2年度に行った地域福祉計画のアンケートでは、災害時の備えとして重要なこととして、「危険箇所の把握」、「地域での避難訓練」などの意見が多く、自由記載には、「災害時の避難場所をはっきり教えてほしい」、「どこに行けばよいのか迷う」などの意見があった。このようなことから、避難場所を把握していない方が多くいること、災害時に自助としてどのような行動をすればよいか分からない、分かっているにもかかわらず準備はしていない状況が伺え、誰かが助けてくれるという意識の方が多く、自助・互助の重要性を理解する必要性を感じている状況であった。

令和2年度に福祉専門職の方にも協力を得られるように説明会を行ったが、新型コロナウイルス感染症が拡大の状況にあり、進んでいない状況であったため、令和3年度の個別避難計画作成モデル事業として、

- 実効性のある個別避難計画の作成
- 発達障がい者総合支援ゾーンを活用した避難先の確保 について、取組むこととした。

## 個別避難計画を作成して良かったという声

個別避難計画を作成することで、避難場所・避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができたこと、また、民生委員に立会いをしてもらうことで、避難行動要支援者の身体の状態等を把握することができ、円滑な避難に繋がるとの声があった。

**実効性のある個別避難計画の作成のため取り組んだこと**

介護福祉課・危機管理課職員で個別避難計画の様式の内容について、検討を行った。



福祉専門職の方に様式について、アンケートを実施した。選択式の項目の方が記入しやすいとの意見があった。



協議の内容をもって大学教授よりアドバイスをいただいた。災害別（津波・大雨・洪水・土砂等）に浸水深を記入する欄・避難経路を記入する欄等を新たに追加した。

福祉避難所の数、収容人員が不足しているため、新たな施設と福祉避難所の指定について検討及び、以前から指定している福祉避難所についても収容人員の増加等について検討。



本市の保健センターを新たに指定福祉避難所として指定。また、避難所の受入れ対象者を妊産婦・乳幼児とした。



- ・本市の発達障がい者総合支援ゾーンにある施設と福祉避難所の指定に向け協議中。
- ・各福祉避難所の運営に必要な非常食・資機材（介護食・パーティション・段ボールベッド等）を備蓄し配備。

令和3年度末時点における課題

- ・個別避難計画作成にあたり課題となることは、「地域支援者の確保」である。地域全体で、避難行動要支援者を支援していくには、自治会や自主防災会等に個別避難計画の重要性を周知していくことが必要である。そのため、大学教授を講師として招き、研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、延期となった。令和4年度には、グループワークなど参加者の意見が取り入れられるような研修会を開催予定である。
- ・福祉避難所の数が不足している。福祉避難所を指定していく上で、収容人員や受入れ対象者等を確定させるための調整や、福祉避難所の協定の見直し等が必要である。

## 小松島市の作成手順

介護支援専門員が要支援者宅（要介護 3 ～ 5 ）を月 1 回訪問する際に、同意確認書について説明し、記入した同意確認書を介護福祉課へ提出してもらう。

同意した方

同意しなかった方

要支援者・家族・民生委員・介護支援専門員等と日程調整し、要支援者宅へ訪問し、聞き取りを行い、ハザードマップにて自宅の浸水深や避難場所・避難経路を確認しながら、個別避難計画を作成する。

同意しない旨の意思が変わりないか、確認を行い、同意するとなれば、左記のように個別避難計画を作成する。

○障がい者（児）については平成29年度から市内の相談支援事業所と委託契約を締結して個別避難計画を作成しているが、高齢者の個別避難計画作成には着手できていなかった。

○居宅介護支援事業所内で活用する災害時リスク・アセスメントシートを、昨年度介護支援専門員地域リーダーが考案した。同シートの情報が、個別避難計画作成に活用できるため、地域リーダーを通じて市内の事業所に災害時リスク・アセスメントシートを介護支援専門員一人につき1シートの提出を依頼し、個別避難計画の作成を行った。

○作成した個別避難計画について検証するため、避難訓練を実施するにあたり、地域の自主防災組織連絡協議会の役員から、「実践的な訓練をしないと意味がない」との助言があり、避難行動要支援者の地元自主防災組織、防災士、消防団、民生委員に協力依頼をした。

○新型コロナウイルス感染拡大のため、検証訓練は来年度以降に行うことになったが、自主防災組織等の支援者と関わることにより、共助の大切さを再認識し、地域の防災力が向上した。

○介護支援専門員地域リーダーを通じて災害時リスク・アセスメントシートの提出を依頼したため、多くの居宅介護支援事業所から協力を得られた。

○市内各居宅介護支援事業所の介護支援専門員が災害時リスク・アセスメントシートを作成したため、地域を限定することなく、市内全域の個別避難計画を作成することができた。

○作成された個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を支える自主防災組織、防災士等の支援者が本計画の検証に関わることで、より実効性のある計画内容にできるとともに、本事業関係者間の連携体制を構築することができた。

○今回のモデル事業では、作成された個別避難計画を基に、避難経路の確認など、検証訓練を行う予定であったが、実施には至らなかった。今後は、一つのエリア内（学校区）で複数の個別避難計画が作成された段階で、各自主防災組織等の支援者より意見聴取し、地域全体で総括的に、より地域の実情に合わせた計画内容とすることが重要と考える。また、計画に基づき、昼夜を問わず実動訓練の必要性がある。

○令和 3 年から令和 7 年をめどに、個別避難計画の作成率 1 0 0 %を目指す。

自治体だけで個別避難計画作成は難しく、ハードルが高い。四国中央市においては、介護支援専門員地域リーダーが考案した災害時リスク・アセスメントシート of 情報を活用し、介護支援専門員と協力して個別避難計画作成した。

1 介護支援専門員地域リーダーがリーダー研修の中で、情報整理ツールである災害時リスク・アセスメントシートを考案

2 介護支援専門員地域リーダーを通じて、市内居宅介護支援事業所に災害時リスク・アセスメントシートの提出依頼

3 居宅介護支援事業所から提出されたシート of 情報を基に、市が個別避難計画作成

4 個別避難計画を自主防災組織や防災士等支援者を含めて検証

## 個別避難計画作成に向けて

本市では過去から主に台風や大雨の影響により、山間部の土砂崩れや水路・河川等周辺地域の浸水が頻発しており、平成16年10月の台風23号では、がけ崩れ2カ所、住宅被害2件等のほか死者1名の被害があった。

平成28年度からは、避難行動要支援者制度の推進のため、庁内の防災部局と福祉部局の関係部署と市社会福祉協議会にて避難行動要支援者支援班を組織した。しかし、支援班結成当初こそ定期的に会議を開催して要支援者の支援に関する協議をしていたが、ここ2～3年は支援班で協議をする機会も無くなり、単に避難行動要支援者名簿の内容を更新し、町内会長や民生委員へ古い名簿と交換することがメインの業務となっていた。

本市は災害により多数の人的被害を被るような経験は無いが、近年多発する異常気象などを受け、いつ起こるか分からない災害に対して「名簿の交換」という消極的な事務を繰り返す現状から踏み出したいと思い、本モデル事業に応募しました。

## 個別避難計画を作成して良かった点

今回の取組としてハザード地域における地域住民主体の個別避難計画の作成を実施したところ、作成過程や作成後に実施した避難訓練において、**避難行動要支援者と地域住民の関係性が深まり**、取組に関わった住民からは、「災害時は要支援者の近隣に住む人が避難支援するしかなく、地域の共助が大事である」という声があった。

また、要支援者本人からの声として、「計画作成を通じて心丈夫になった」というほか、避難時の持出品の整理など「自らできることも意識していきたい」とのことだった。

## ハザード地域のコミュニティを基盤とする

### 町内会による個別避難計画の作成

ハザード地域の共助体制を推進するため、個別避難計画の**作成主体を当該地域の町内会（自主防災組織）**に設定し、一部地域をモデル地域として実施した。地域主体の計画作成については、町内会内の小グループである「組」ごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、近隣住民の間で個別避難計画の作成に取り組んだ。

### 避難訓練の実施による避難支援の検証と地域関係づくり

モデル地域にて避難訓練を実施し、作成した個別避難計画に基づいた避難支援を試すとともに当該地域の集会所にて要支援者の避難受入れの訓練を実施した。これらを通じて**個別避難計画の検証と、要支援者と地域の関係性の構築**を図った。



## 福祉専門職の負担を考慮した個別避難計画作成への関わり

### 福祉専門職からの情報提供

地域主体による個別避難計画作成を補助するため、福祉サービス事業所を利用している避難行動要支援者の情報を福祉専門職から提供してもらった。

福祉専門職主体による個別避難計画の作成は、対価を支払ったとしても**福祉専門職の負担が過大になる**と考え、個別避難計画の一部の項目（世帯構成、要支援者の状態、緊急連絡先、利用サービス、医療情報）についての情報提供の依頼に留めた。

## 取組を通じての課題

地域主体での個別避難計画作成の取組は、訓練等を通じて地域の関係性の構築や共助体制の向上を図ることができ、福祉専門職においては個別避難計画作成に関わることで、有事の避難支援の重要性の認識に効果があったが、次のような課題もあった。

### ◆取組を通じたアンケート回答（抜粋）

- ・制度を知らなかった。**広報紙やHP以外の周知を検討して欲しい。**（町内会）
- ・**医療情報などは、要支援者本人に聞き難い。**（町内会）
- ・**情報提供が実効性を伴うものなのか。**（福祉専門職）
- ・行政等よりも要支援者本人や町内会からの依頼の方が避難支援等実施者として引き受けやすい。（町内会）

### ◆取組の結果、**法定記載事項を満たす作成数はごく少数だった。**

### ◆個別避難計画に**避難先の記入がない**要支援者もいた。

### ◆町内会に入っていない**要支援者**の個別避難計画については、**ほとんど向上しなかった。**

## 考えられることや今後の対応

- 各ハザード地域を中心に説明会を開催し、制度の周知徹底を図るとともに、避難訓練を通じて地域内の関係性を深め、自助・共助の重要性を認識してもらうよう努める。
- 個別避難計画の活用方法を再度確認し、様式の見直すことで計画の活用方法に応じた実効性の向上を図る。
- 本モデル事業の参加による研修経験を生かし、地域では計画の作成が困難な要支援者については、支援班が主体として計画作成に取り組む。
- 避難先の確定しない要支援者へ対応するため、要支援者の直接避難に関する福祉避難所協定先施設との協議を急ぎ、マッチングを進める。

## 地域主体による個別避難計画作成のフロー

## ① 事業所利用の要支援者の抽出

要支援者のうち、福祉サービス事業所を利用している人のリストを作成する。



※介護・障がい担当部局から提供してもらう。

## ② 個別避難計画作成等の同意確認

①で作成したリストの掲載者へ個別案内する。（福祉専門職との情報共有についても説明）



※要支援者本人への同意確認と平行して、福祉サービス事業所へ取組概要の説明と協力依頼をする。（本市取組では文書により依頼）

## ③ 福祉専門職への説明会

福祉専門職への制度理解の研修と②で同意を得た要支援者に関する情報提供を依頼



※情報提供依頼と併せて、避難支援に関する協議等について地域から要請があった場合に応じてもらうようお願いする。

## ④ ハザード地域への説明会

ハザード地域の町内会を通じて制度周知と個別避難計画作成を依頼



※町内会の小グループごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、グループでの作成に取り組む。

## ⑤ 避難支援訓練の実施

個別避難計画の検証と地域の関係性の向上

※訓練に合わせて避難先施設で研修や非常食の試食等、共同で取り組む内容を盛り込んで住民の関係性の向上を図る。

**今後追加したい内容：**上記の取組に平行して、優先的に計画作成が必要と思われる要支援者に対しては、**庁内の関連部署の共同で計画作成に取り組む。**

平成19年度～

「①要援護者台帳」の取組みを実施  
⇒対象者・・・1人暮らしで見守りが必要な方、移動に支援が必要な方、認知症 等



< 民生委員が調整 >

登録者数 (平成27年11月5日現在)

登録者数 538 名

情報共有

区長・民生委員・自主防・消防団・警察署(駐在所)・消防署・社協

平成26年度～

「②避難行動要支援者名簿」の整備  
⇒対象者・・・要介護3以上、障害者手帳2級以上、精神障害者手帳所持 等



< 地域が中心 >

対象者数 (令和4年3月1日現在)

避難行動要支援者 237 名

情報共有

区長・民生委員・自主防・消防団・警察署(駐在所)・消防署・社協

【①と②を整理し、名簿を一本化】

+

< 庁内体制の確立 >

- ・取組みの方向性の確認 (首長含む)
- ・部署間連携の強化 等

< 関係機関との連携 >

- ・福祉避難所協議会
- ・あったかふれあいセンター
- ・区長、民生委員 等



個別避難計画の作成

更新ができていない  
情報が古い 等

&lt; 庁内体制の整備 &gt;

&lt; 関係機関との連携 &gt;

## 【庁内体制】

- ・ 首長をはじめ、福祉部局及び防災部局と協議を実施。
- ・ 全庁をあげ取り組みを行う。

（例：予測災害時の行政移送(課室単位)）

## 【福祉避難所協議会との連携】

町内の福祉事業者（高齢、障害、子どもなど）が集まり、災害時要配慮者支援についての協議の場がある。

福祉避難所協議会の中で個別避難計画についての協議を行い、各福祉避難所に避難する方の情報を事前に提供することとした。また、各福祉避難所ごとに個別避難計画について協議を実施した。

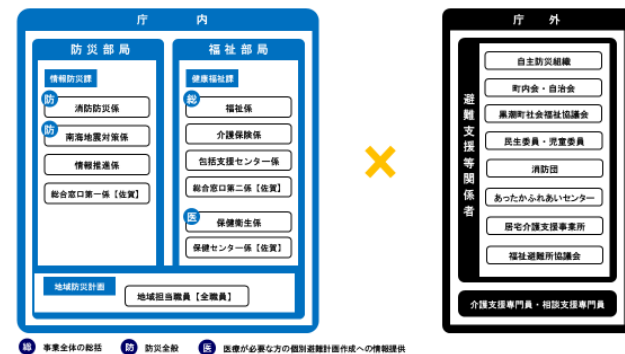
## 【町内 6 か所にある地域福祉拠点（あったかふれあいセンター）の活用】

地域福祉の拠点を町内に6か所整備し年間延べ20,000人の町民の利用がある。地域の支え合いの仕組みづくりを目的に介護予防やフレイル対策、個別の課題から地域課題を見つけ資源づくりを行っている。また、各拠点にコーディネーターを配置している。

訪問時にあったかふれあいセンター職員に同行してもらい、聞き取りを実施。また、行政が未把握の方の発掘を行った。

あったかふれあいセンター関係者に対して研修等を実施し、来年度から個別避難計画の作成や更新を依頼。

## 1 体制（※避難行動要支援者に関するもの）



## 【課題】

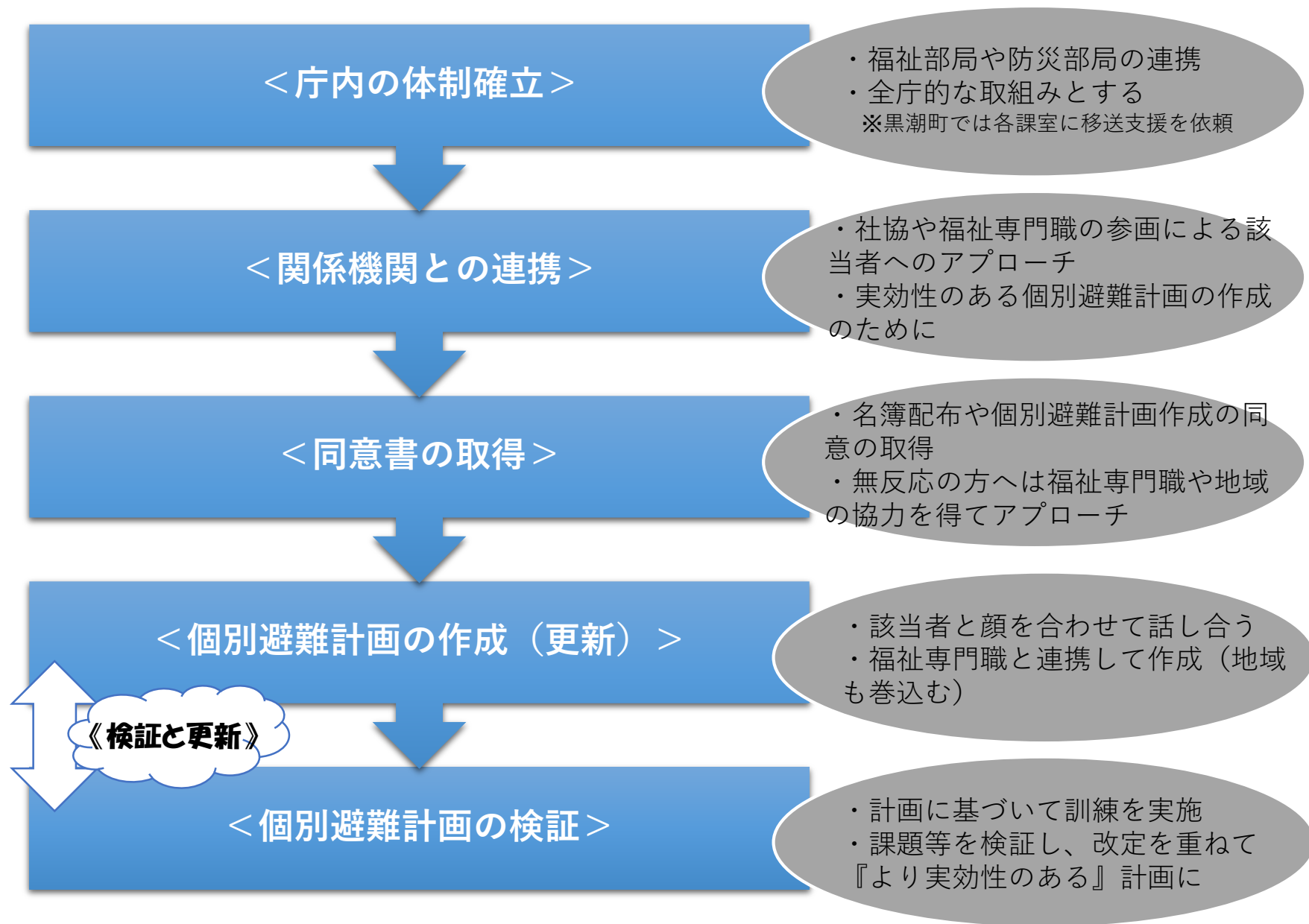
- ・ 行政が収集できる情報の限界  
⇒ 心身の状況等は机上ではシステム等で確認ができる。しかし、環境状況や家族の状況等は把握が難しい。
- ・ マンパワー不足  
⇒ 訪問による心身の状況、住環境、地域環境の確認に人手がかかる。



## 【対応】

- ・ 福祉専門職の参画（ケアマネージャー、相談支援専門員）  
⇒ ケアマネ連絡会等で行政による説明。取組や現状、報償費の発生等  
⇒ 来年度から個別避難計画の作成（更新）を実施
- ・ あったかふれあいセンターとの連携  
⇒ 既存の訪問活動にあわせて、情報収集  
⇒ 防災×福祉（防災の側面、福祉の側面それぞれからのアプローチ）

令和4年度 土砂災害警戒区域の居住者の個別避難計画の作成  
令和5年度～ 津波浸水域の居住者の個別避難計画の作成



**【取り組みの経緯】**

○本市では、昭和**28**年の水害以降、死者が出るほどの大規模災害は発生していなかったが、近年頻発している集中豪雨の際には、本市においても家屋被害等が発生している状況である。これまで大規模災害が比較的少なかったことから、市民の防災への意識はあまり高くないと思われるが、大雨等による災害のリスクが年々高まっていくことが予想される。そのため、避難行動要支援者の命を守るための個別避難計画を作成するとともに、個別避難計画作成を通じて、市民の防災意識の向上及び自助、共助の推進を図る必要があると考え、本モデル事業へ取り組んでいる。

**【現在の状況】**

- 個別計画作成の取組については、当課のみならず高齢障害福祉課及び地域包括支援センターでも必要性を感じており、積極的に協力をいただいている状況である。また、民間の福祉専門職等の方々についても、少しずつ協力事業所が増えている状況である。
- 作成した事業所からは「（担当したケースについて）災害時のリスクが高いとは思っていたが、避難場所や経路等を含めて見直すと、改めて事前の備えや避難のタイミングを具体的に決めておく必要のあるケースだと感じた」「災害時は自分たち（事業所・福祉職等）が動くことも想定していた。災害時は皆が被災者になるため、要支援者が各自で避難について考えてもらうことができてよかった」等の声が上がっている。

**【取組のポイント】****①要支援者の防災意識の変化**

本市では、これまで豪雨災害等による大規模な被害が比較的少なく、特に人的被害を受けたというケースはほぼなかったため、防災意識を高く保ちにくいという課題があった。

→これまで防災意識があまり高くなかった方も、計画作成のなかで居住地の災害リスクや、自宅の備品の不足等を再確認できるきっかけを作ることができた。

**②各事業所との連携体制**

今回計画作成後の会議の中で、要支援者のことをより把握するために日頃利用しているサービス等の関係者にも出席を依頼した。また、多くの支援者に取り組みについて周知を図る目的で、計画作成を依頼する際に特定の事業所に偏りすぎないように、さまざまな事業所に依頼し連携を図った。

→担当課と事業所でのお互いの顔が見える連携体制をとることができた。結果として、取り組みに対して忌憚のない意見をもらえたり、避難に関する支援（要支援者の受け入れ等）に関わっていただけることになったりと、取り組みに良い影響をもたらした。

**【令和3年度の取組から見えた課題】****①対象者のピックアップ**

令和3年度は、市内の障害者支援部署と地区包括支援センターと連携し対象者の抽出を行った。抽出基準は障害程度・介護度・居住地域を基に、各事業所が必要と認める者を順に行ったが、福祉サービス等を受けていない孤立世帯などの、よりリスクの高い要支援者が見落とされる可能性がある。

（対応）地区包括支援センターとの連携を行い、基準を満たさないケースでも支援を要する場合には作成を依頼する。

**②作成事業所との連携**

作成を行う中で、複数の事業所から通常業務と併せての避難計画作成が困難との声が上がった。

（対応）・取組について事業所への一斉説明を実施予定。対象者への説明をマニュアル化するなどして、作成者個人の負担を軽減する。  
・様式の見直しの実施（記述式→選択式）

**③実効性のある避難計画の作成**

令和5年度末までに、優先順位が高いと思われる方の作成は概ね完了する見込み。

（対応）医療的ケアを必要とする方等、心身の状態の変化が大きい方を中心に計画の見直しを行い、心身の状況にあった計画の作成を目指す。

**①対象者の抽出**

要介護度・障害程度・ハザード上の位置等を基に抽出  
地区包括支援センター、庁内障害者支援部署に依頼。

**②作成事業所への連絡・事業説明**

作成事業所へ個々に連絡を取り、作成の意図や手順を説明

**③個別避難計画作成**

作成者が対象者・対象者家族に連絡を取り、作成する。  
作成の例) モニタリングの時期に合わせて聞き取る。  
訪問時に家族・本人に作成をするようお渡しし、次回訪問時に聞き取りながら完成させる。

**④作成後の関係者会議の実施**

作成事業所・利用しているサービスの関係者・市職員で作成した計画書の見直しを行う。  
確認項目) 避難のタイミングが適切か 心身の状態にあった避難場所が確保できるか等

**⑤個別避難計画を対象者へお渡し**

会議の中で変更があった点を見直したうえで、完成した計画書を対象者へお渡し。

## ○ 個別避難計画作成（モデル事業応募）へと突き動かされた要因

### 災害経験・不安

- ・ S57年 長崎大水害 死者262名
- ・ R 2年 台風10号 本市史上最大の避難者 約12,100人 市民やケアマネジャー等からの問合せ殺到
- ・ 全国各地で発生する甚大災害

### 現状への問題意識

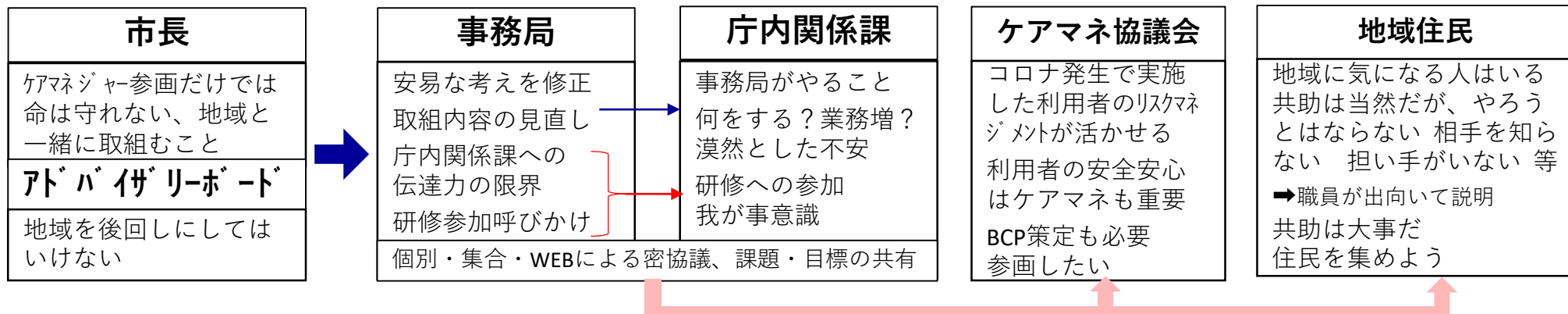
- ・ 名簿提供同意不明者の増加
- ・ ささえあいマップによる避難支援の実効性の懸念
- ・ R元年 特別委員会（防災対策）開催からの目立った進捗無

### 災害対策基本法一部改正 及び 取扱指針改定 モデル事業募集

- ・ 計画作成の努力義務 明記
- ・ 作成への福祉職参画 記載
- ケアマネ協議会と一緒に  
ならできるとの自信  
モデル事業による経費対応可

部長をはじめ上司  
の理解・協力

## ○ 関係者の思い、取り組みを通じた意識の変化



## ○ 個別避難計画を作成して良かったという声

- ・ （ケアマネジャーの支援で）災害時の備えについて考えることができた。
- ・ R2台風10号の振返りを行いながら個別避難計画調査票を記入したことで、より具体的に作成することができた。
- ・ 個別避難計画を『安心カード（緊急時・災害時対応版）』としたことで、災害時のみでなく、緊急避難時・避難先でも活用できる。

## 庁内連携 の強化

- ・アドバイザーボードの『職員の覚悟・熱量、対話、スクラム』等の強いメッセージに心動かされ、途中から庁内関係課揃ってノウハウ共有ミーティング等の研修に参加。
- ・個人・課同士・関係全課集合など庁内外においてこれまでにない位話し合う場（集合・Web等）を持ち、お互いの疑問や不安を率直にぶつけあいながら役割と実績・課題を共有。

## ケアマネ参画 による自 助力向上

- ・長崎市介護支援専門員連絡協議会と個別避難計画作成支援に係る委託契約締結。
- ・同会と共同で会員に対し研修会を企画・実施。
- ・作成支援は役員所属事業所に対応。作成支援に係る取扱い手順を作成。
- ・調査票の様式に要支援者名簿の同意提供に関する同意調査も加えて行ったこと、ケアマネが作成支援、同意勧奨を行ったことにより、今年度作成した**104**件全てに同意を得た。

## 地域の 共助力 向上

- ・認識共有が得られやすいと思われる地域、キーパーソンにアタック、課長自ら地域に出向き説明。
- ・アタックする際に、地域の負担感の軽減につながることに、メリットが感じられること、市民にとってわかりやすいことを重要視。住民向け説明資料を作成。
- ・個別避難計画を市民に馴染みのある『安心カード』改訂版として作成。
- ・災害が起きてもみんなで助かる地域を目指して、地域との意識共有の場の設定と、実際に作成した個別避難計画を行政・本人・ケアマネ・地域で共有。

## モデル事業 に終わら ない取組

- ・令和4年度に向けた予算計上、財政担当者への説明。
- ・5年間を見据えた計画策定スケジュールの推進。
- ・庁内における事務事業評価会議（拡大事業）での審議・承認。
- ・令和4年2月 議会 予算審議。



## 災害が起きてもみんなが助かる地域を目指して

### 5年間を見据えた計画作成

- 支援者がいない要介護2以上の独居または高齢者のみの世帯または世帯状況不明に属する約2,900人の計画を、ケアマネ支援によりR7年度までに作成
- R4年度は要介護3～5 約700人の作成を想定

### 地域との連携・意識共有

- 引き続き、モデル地区のキーパーソンと共に地域の状況に応じて柔軟に方法を検討
- 地域における意識共有

### 作成した個別避難計画の共有

- 避難支援等関係者に対し有効活用されるよう主旨を伝え個別避難計画の情報リストを提供（民生委員、自治会、消防、警察、包括）
- 居宅介護支援事業所にも個別避難計画の情報リスト提供に向けた準備、更新管理の検討

### 一般市民への啓発

- 安心カード改訂版の普及啓発
- 市民レベルでの計画作成に向けた検討、準備



急病などの緊急時のほか、災害時対応にも活用できる安心カードに改訂しました



## 『安心カード（緊急時・災害時対応版）』作成手順

先行自治体への  
聞き取り調査

- 個別避難計画の項目や優先順位、実際の作成の進め方、委託費 等

庁内の推進体制整備

- 個人、課同士でかつてない位に協議（集合・Web会議）
- 庁内関係課が揃って研修に参加

庁内関係課とケアマネ  
協議会との合同会議

- 市の避難行動要支援者に係る現状と課題を共有
- 個別避難計画作成へのケアマネ協議会の参画および内容を協議、決定
- 市民に馴染みのある『安心カード』版で作成することを協議、決定

システム改修

- 個別避難計画情報を管理できるシステムを構築（既存システムを改修）
- 避難行動要支援者名簿の情報では提供できなかった具体的な避難支援情報（個別避難計画情報）をリスト化できるよう整備
- 個別避難計画の情報を避難行動要支援者と共有（令和4年度から実際に避難支援等関係者に提供予定）

地域支援関係者  
との連携

- 地域に入りやすい要素を抽出、庁内関係課で地区情報を共有
- モデル地区の候補を選定
- 選定した地区のキーパーソンに庁内関係課が協力してアタック

個別避難計画の作成

- ケアマネが本人や家族とR元年 台風10号を振り返り、個別避難計画調査票を作成
- ケアマネが提出した調査票をもとに『安心カード』（個別避難計画）を編集
- 『安心カード』（個別避難計画）を、ケアマネが本人と確認し冷蔵庫へ保管

評価・分析

- ケアマネ参画を要する個別避難計画作成想定数と5年間の計画数
- 真の避難支援に繋げるための計画内容の評価、改善事項の確認・対応

予算確保

- 避難行動要支援者事業の拡大事業として、5年間での完成を見据え算定

## 【時系列】

|              |                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 2 3 年頃    | 個別避難計画を作成（2 0 0 件程度）                                                             |
| 平成 2 8 年 4 月 | 熊本地震発生。庁舎が被災したことによりシステムの立ち上げや紙媒体の取り出しができず、個別避難計画の活用はできなかった。                      |
| 令和 2 年 9 月   | 台風 1 0 号接近時の避難を促す際に個別避難計画を活用しようとするも、更新がなされていないため、すでに亡くなっている者や電話が解約されている者が多く存在した。 |
| 令和 3 年 3 月   | 個別避難計画の見直し及び新規作成方法について、福祉部局と防災部局で協議。                                             |

## 【益城町の課題】

- ① 過去に作成した個別避難計画の更新がされていない
- ② 個別避難計画の新規作成を行える体制がない
- ③ 個別避難計画を活用できる体制がない



個別避難計画の作成・管理・活用が可能な体制構築が急務！！

## 【取組のポイント】

|           | 取組内容                                                                                                                 | アピールポイント                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援地域主体の推進 | <b>地域の役割分担の実施（計画作成）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 民生委員が対象者を発見</li> <li>➤ 自主防災組織が計画を作成</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の役割分担を行うことで特定人物への負担集中を防ぐ</li> <li>• 地域全体が関わる体制の推進で、発災時の迅速な避難支援が可能</li> </ul> |
|           | <b>地域の役割分担の実施（避難支援）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発災時の避難支援を自主防災組織・消防団に依頼し、組織で避難支援ができる体制を確立</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去の計画では避難支援等関係者が空欄のものが40％程度存在したが、モデル地域ではゼロになる</li> </ul>                       |
| 負担の軽減     | <b>計画作成対象者の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 条例を制定し、避難行動要支援者名簿掲載者を真に必要な者に絞り込む</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象者の見直しにより、名簿掲載者数が見直し前に比べ20％以下となり、作成にかかる負担を軽減</li> </ul>                       |
|           | <b>計画作成対象者の優先順位付け</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 水害や土砂災害の危険がある地区の作成を優先</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象となる災害を特定することで、避難方法等選定の負担を軽減</li> </ul>                                       |
|           | <b>個別避難計画様式の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画の様式を真に必要な項目のみに絞り込む</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 様式の絞り込みを行うことで、計画作成時の負担を軽減</li> </ul>                                           |

**【課題】****① 「個別避難計画」と「地区防災計画」どちらの作成を優先すべきか**

- モデル地域から「地区防災計画を策定しなければ個別避難計画の作成は難しい」との声が上がってきた。
- 対象者の選定方法や災害ごとの避難所、避難方法を検討するに当たっては地区防災計画の策定が必須であるが、地区防災計画策定に当たっては個別避難計画の作成経験も必須と思われるためどちらを優先するかが課題。

**② 自主防災組織がない地域での計画作成方法**

- 益城町では68地区中、自主防災組織未発足の地区が44地区存在する。
- 令和4年度以降、全地区で個別避難計画の作成を推進していく予定だが、自主防災組織がない地域での個別避難計画の作成が課題。
- 自主防災組織がない地区については、設立に向けた働きかけを継続して実施の方針。

**③ 地域の役割分担について**

- モデル事業では民生委員が対象者の発見、自主防災組織が個別避難計画の作成と行政の指示で役割分担をしているが、多くの民生委員は自主防災組織に所属している現状もあり、将来的には行政が役割分担をするのではなく、自主防災組織のみで対象者の選定や個別避難計画の作成、管理、活用ができる体制の構築を目指す。

① 庁内連携方法の検討（担当部局の役割分担等）

- 当町では、福祉部局が避難行動要支援者名簿に関する業務（計画作成者選定含む）、防災部局が個別避難計画作成に関する業務に役割を分担。

② 消防団に避難支援を依頼

- 消防団への依頼は要支援者全てに関わることであるため、防災部局・福祉部局の両部局で支援を依頼。

③ 民生委員に計画作成者の選定を依頼

- 民生委員への依頼は、福祉部局が担当。
- 避難行動要支援者名簿を提供し、計画の作成が必要と思われる者の選定を依頼。

④ 自主防災組織に個別避難計画作成を依頼

- 自主防災組織への依頼は、防災部局が担当。
- 民生委員が選定した対象者の個別避難計画作成を依頼。

⑤ 完成した個別避難計画を基に地域会議・避難訓練等を実施

- 防災部局が中心となり地域会議・避難訓練等を実施。

※実施を予定していたが新型コロナウイルス感染症拡大により中止

⑥ 自主防災組織に年に一度、個別避難計画の記載内容変更有無の確認を依頼

- 令和4年度、防災部局が自主防災組織に依頼して実施予定
- 併せて、提供している避難行動要支援者名簿の更新を実施

## ○取組の経緯

- ・ **2014年4月1日** 「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」施行 第**12**条に防災に関する合理的配慮を謳う。（作業部会を設置、別府市と障がい当事者等関係者が協議して作業を進めた）
- ・ **2015年10月**、個別支援計画作成を推進するために、別府市長と一般社団法人 福祉フォーラムin別府・速見実行委員会（以下、福祉フォーラム）との話し合いで、専門員を配置した。
- ・ **2016年1月**、個別支援計画作成のために障がい当事者にモデルをお願いし、彼の環境調査、居住地調査等を行う。国立障害者リハビリテーションセンター研究所の「自分でつくる安心防災帳」を使用する。
- ・ **2016年4月**より、福祉フォーラムと協働で「障がい者のインクルーシブ防災」事業を行う（日本財団より福祉フォーラムが**3**年間の助成金を取得）  
アドバイザー：①同志社大学教授 立木茂雄氏 ②IIHOE代表 川北秀人氏  
講師：NPO法人さくらネット代表 石井布紀子氏  
映像作成：ディレクター 迫田朋子氏 カメラマン 並木大典氏  
検討委員会：福祉フォーラム委員・障がい当事者、自治会役員、別府大学教授、弁護士など  
庁内委員・防災危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、ひと・くらし支援課  
福祉政策課、子育て支援課、自治振興課、文化国際課、スポーツ健康課、社会教育課、総合政策課
- ・ **2016年4月16日** 熊本地震 別府市震度**6**弱 最大避難者数**5,691**人、避難者数（延べ）**12,167**人  
軽傷**7**人、全壊**4**棟、大規模半壊**3**棟、半壊**67**棟、一部損壊**5,078**棟（平成**28**年熊本地震の記録より）
- ・ **2016年6月** 相談支援専門員（基幹センターの担当者）に個別支援計画作成の必要性を説明、個別支援計画の様式作成を依頼する。

- ・ **2016年7月** 自治会長や民生委員等に個別支援計画作成の必要性を説明、今後の計画説明などを行う。
- ・ **2016年8月** 古市町自治会役員に対して、個別支援計画作成の必要性の説明とともに、協働への協力をお願いする。熊本地震後、自治会の行事が出来ていないため、地域には**12月**から入ると言われる。
- ・ **2016年12月～古市町の避難行動要支援者名簿掲載者50名（同意有）** 宅に訪問し、当事者や家族に個別支援計画作成の必要性の説明や訓練参加を促す。自治会役員にも理解協力を得るため何度も説明する。
- ・ 北部地域包括支援センター訪問、個別支援計画作成の説明、協働や訓練参加のお願いに出向く。
- ・ **2017年1月15日** 別府市古市町にて、障がい者との避難訓練を開催する（**110名参加**）避難行動要支援者（以下、要支援者）**22名参加**。それぞれの要支援者には記録者を配置し、訓練の状況報告をお願いする。（支援内容、移動にかかった時間、困りごとやその時の対応など、記録はまとめて自治会へ）
- ・ **2017年度は**、個別支援計画を相談支援専門員とともに作成し、地域住民との調整会議を経て訓練を開催する（約**200名参加**）要支援者**11名参加**。古市町住民は、要支援者**3名**について支援を行う。
- ・ **2018年度は**、障がい者との訓練を南地区へ拡大。避難訓練開催（約**250名参加**、障がい者**6名参加**）古市町を含む亀川地区にて個別支援計画作成内容を避難所への対応にも広げる。亀川地区避難所運営訓練開催（約**500名参加**）亀川地区にて境川地区役員が学び、境川地区避難所運営訓練開催（約**300名参加**）
- ・ **2019年度からは**、別府市単独事業として福祉フォーラムに委託し協働。緑丘地区にて避難所運営訓練開催（約**180参加**）この時、医療的ケア児・者の支援について考える企画（トレーラーハウス、モバイルファーマシー、電気自動車等参加）も行う。南地区避難行動要支援者**12名**に対して、浜脇地域包括支援センター計画作成**3名**。相談支援専門員計画作成**4名**。ただし、訓練はコロナ感染症拡大のため延期。

- ・ **2021年度は、医療的ケア児・者についての現状把握と支援体制構築のため、別府市インクルーシブ防災事業として内閣府モデル事業「難病患者等の医療的ケアを要する方」の個別支援計画作成に取組む。**  
 庁内メンバー：防災危機管理課・高齢者福祉課・障害福祉課・健康推進課・介護保険課  
 大分県庁メンバー：大分県福祉保健企画課・障害福祉課・防災対策企画課・東部保健所
- ・ **2021年4月** 相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援センターへ優先順位を決めるためのアセスメントシート記入依頼。
- ・ **2021年8月～** 医療的ケア児・者の把握や支援体制構築のためのネットワーク会議を開催（5回）  
 ネットワーク会議メンバー：一般社団法人別府市薬剤師会、独立行政法人国立病院機構 西別府病院 別府市医師会訪問看護ステーション、江藤酸素株式会社、医ケアコーディネーター、医ケア児保護者
- ・ **2021年9月** 大分県内福祉専門職を対象に災害時ケアプラン作成研修会開催（大分県社会福祉協議会と協働）
- ・ **2021年11月** 福祉施設等責任者へ個別支援計画作成の説明、協力依頼のための**WEB勉強会**を開催  
 コーディネーター：跡見学園女子大学教授 鍵屋一氏 講師：同志社大学教授 立木茂雄氏  
 国土交通省：浦山洋一室長（水防企画室）厚生労働省：登内晋司氏（老健局）内閣府：重永将志参事官（避難生活担当）
- ・ **2021年12月** 別府市内訪問看護ステーションへアセスメントシート記入依頼（月定例会議にて説明）
- ・ **2021年12月** 医療的ケア者に個別支援計画作成の説明を行う（筋ジストロフィー患者、電動車いす使用、呼吸器装着、**10歳**で入院、**34年間**の病院生活を経て地域生活へ移行）**2022年1月**に計画作成を、**2月**には避難所運営訓練で計画内容を検証予定だったが、コロナ感染症感染拡大によりすべて延期になる。
- ・ **2022年3月16日** 医療的ケア者個別計画作成予定（ベッドから車いす移乗等、生活状況も取材予定）

## ○作成に向けた決意

・医療的ケア児・者の防災は、これまで取組が進んでいなかった。このため、個別計画の作成という目標を掲げて当事者・家族と直接つながり、関係者のネットワークをつくって、直接意見交換しながら取組んでいくことで、対象者の把握方法、支援方法を確立して、避難や避難生活の安全を確保するという決意で臨んだ。勿論、日常生活を含め、地域住民とのつながりづくりも視野に入れている。

## ○個別避難計画を作成する取組を通じた変化

・取り組みを行った地域住民が企画する避難訓練の内容が具体的なものになってきた。  
・取り組みを知った他の地域での防災訓練に要支援者とともに計画が出てくるようになった。  
・地域包括支援センターや居宅介護支援センター、相談支援専門員からの研修依頼が入るようになる。  
・庁内での担当者レベルの協議が頻繁に行われるようになった。各課が地域を対象に行っている事業を洗い出し、具体的な内容を共有し、個別支援計画を作成するための事業も含め、体制整備について協議する。その時に大切なのは、地域づくりと人づくり、地域共生社会の実現を意識する。

## ○個別計画を作成して良かったという声

・要支援者 ①避難所に自分で行けることが分かって良かった（高齢者）②準備していれば、支援者になれることがわかって良かった（精神障害者）③地域の方に知ってもらえて良かった（車いす利用）④地域の方が気軽に声をかけてくれるようになって嬉しかった（視覚障がい者）

・自治会長、役員 ①具体的にどのような支援が必要なのかわかって良かった②訓練に参加した障がい者がその後地域で開催される会議やイベントに積極的に参加してくれるようになった③障がい者と顔見知りになり、道で会った時に挨拶や会話が出来るようになった④地域で命を守るために、大切なことだと思った⑤これまであまり自治会の活動に参加しなかった地域住民が参加するようになった

・福祉専門職 ①要支援者が災害時や日常の地域とのかかわりについて、どのように思っているのか知ることが出来て良かった②地域の方と顔見知りになれて良かった③日常の活動の時に危険な所など確認するようになった

・別府市職員 多様な団体の方々と顔の見える関係ができた。

### ○取り組みの重点

- ・医療的ケア児・者の支援等に係る医療関係組織や病院、企業等の担当者とネットワーク会議を開催し、情報把握や協議を行いながら、関係性（信頼関係）の構築を図る。
- ・病院から在宅へ移行する際に情報把握が出来る仕組みを構築する。（現在取組中）
- ・多様な支援者の確認（医療従事者や専門職、企業など）、スムーズな連携をとるためのネットワーク構築（現在取組中）

### ○大切にしたこと

- ・個別支援を行うためには、地域づくりや関係者との信頼関係構築を丁寧に行わなければならないということ。また、それを庁内担当者に理解してもらうこと。
- ・要支援者（高齢者や障がい者等）や家族、福祉専門職、地域住民の声を聴き、寄り添いながら進めていくこと。
- ・多様な団体、組織に声をかけ、協働して行うこと。
- ・庁内の関係各課担当者とは、協議し、ともに考え、情報を共有すること（個別計画作成が目的ではなく、個別計画は市民の命と暮らしを守るために必要だということ）
- ・福祉フォーラムとともに、個別計画を作成することだけでなく、障がい者の安心ネットワーク構築や福祉施設等のBCP作成などの研修も行い、環境整備を同時に行っていくこと。

### ○令和3年度末時点における課題

- ・庁内で、各課を超えての協働や仕組みづくりには時間がかかる。
- ・優先順位の高い方の個別避難計画を、5年程度で作成するための体制づくりに苦慮している。
- ・福祉専門職の日常の業務量から計画作成への参画が容易ではない。

### ○令和3年度末時点で事業が進まなかった理由

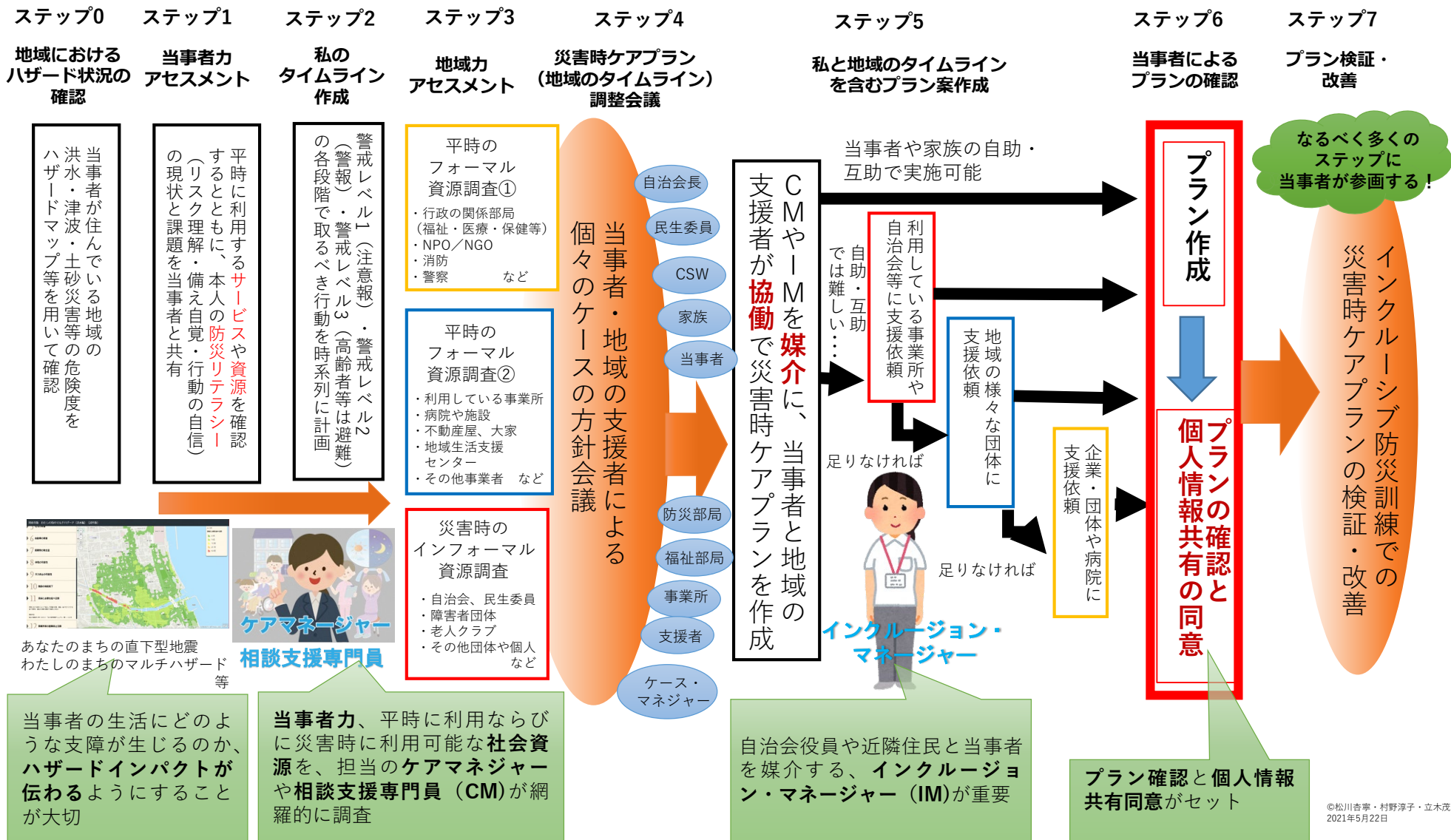
(課題分析出来るような事業展開が出来ていない)

- ・コロナ感染症感染拡大で思うように個別計画作成、調整会議や訓練等を行うことが出来なかった。
- ・医療従事者とのネットワーク構築を試みようとしたが、コロナ感染症対応に尽力されている現状から無理だと判断した。

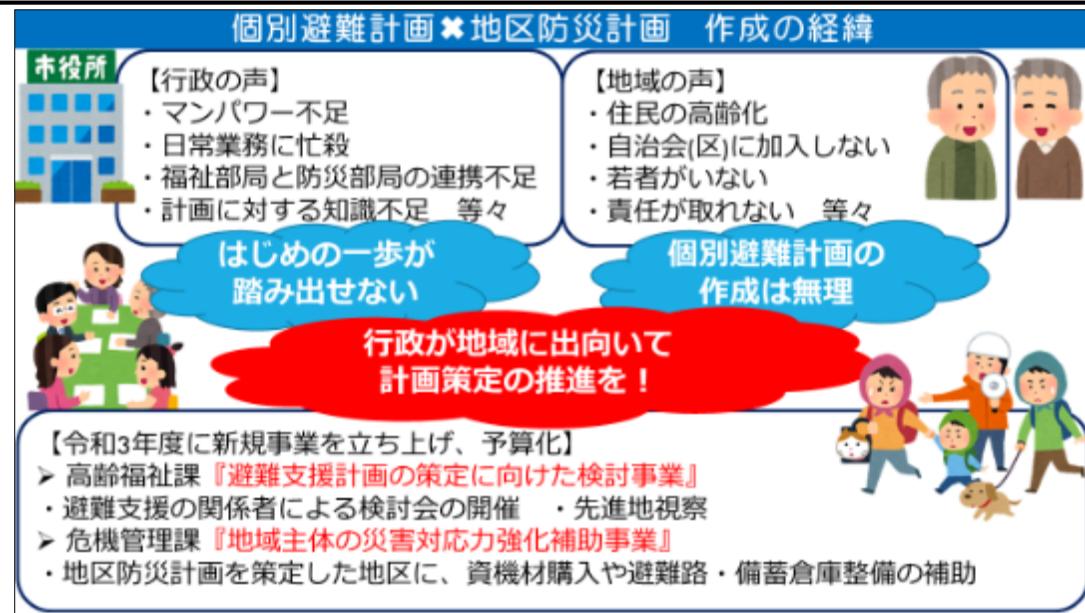
### ○今後の対応の方向性

- ・別府市インクルーシブ防災事業のなかで継続して行う。  
個別計画作成は市役所中心で展開  
研修会やBCP作成、障がい者の安心ネットワークなどは、福祉フォーラムに委託し、協働して進めていく。

# 災害時ケアプラン作成ステップ



➤ **みんなで決めて、みんなで逃げる 住民主体の防災**  
 ➤ **逃げ遅れゼロのまちを目指そう！**



**個別避難計画作成推進体制～検討委員会の設置～**

- ・避難行動要支援者の現状確認
- ・福祉専門職との調整
- ・『専門職と作る個別避難計画』の作成支援
- ・地域調整会議の開催

- ・避難行動要支援者の災害リスク確認
- ・地域（区・民生委員など）との調整
- ・『自分・地域で作る個別避難計画』の作成支援
- ・『個別避難計画』全体の作成支援

**健康福祉部**

- ・高齢福祉課
- ・介護保険課
- ・生活福祉課
- ・こども家庭課
- ・障がい福祉課
- ・健康増進課
- ・健康長寿のまちづくり課
- ・地域医療対策室

**総務部**  
・危機管理課

**検討委員会**

**消防本部**  
・警防課  
・消防団係

- ・自主防災組織、消防団との調整

**【関係団体】**

- ・区長連絡協議会
- ・民生委員児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織連絡協議会
- ・介護支援専門員連絡会
- ・障がい者自立支援協議会
- ・医師会

**【モデルケース③】70代・男性・電動車イス利用**

- 災害リスク：津波3.0～6.0m
- 心身の状況：要介護3・下肢2級
- 世帯の状況：高齢世帯

- R3.12.18(土)地域調整会議を開催
- ・出席者：本人、妻、区長、専門職、消防団、市役所

- 議事内容
- 1.趣旨説明及び本人の状況確認
- 2.アイスブレイク
- 3.個別避難計画の検討

- 意見等
- ・12/2の打合せ後、自宅備蓄として水2ℓ×6本、カップ麺、レトルト食品、アウトドア用のカセットコンロなどを準備した。寝袋やポップアップ式テントを探している。

- ・自分が避難しないと周りに迷惑をかけることに気づいた。

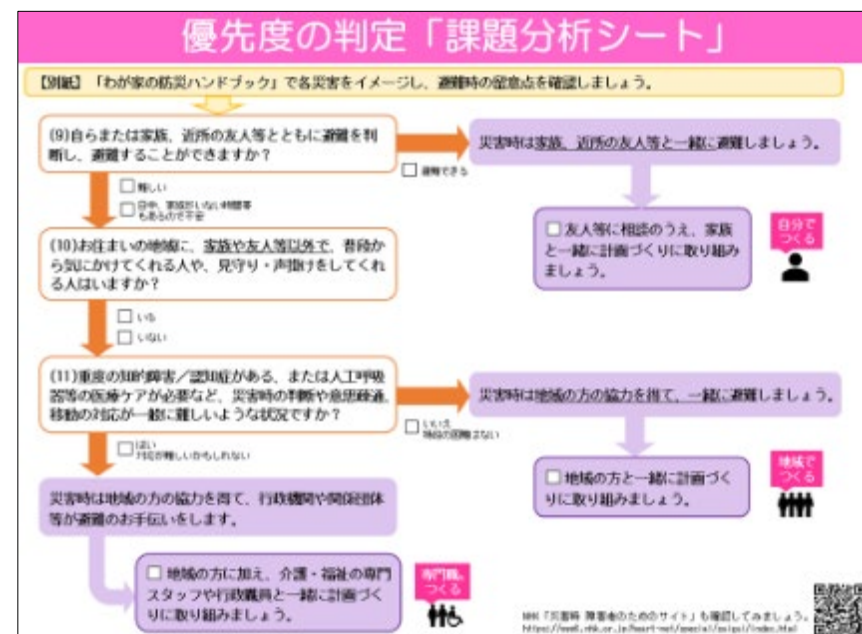


## 3つの個別避難計画を作成

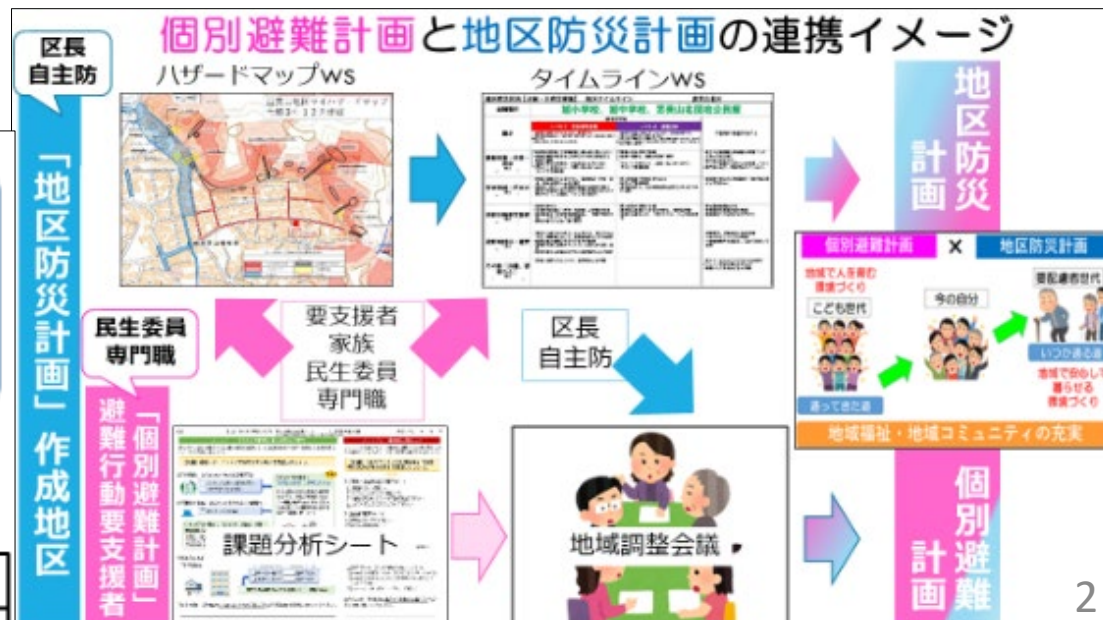
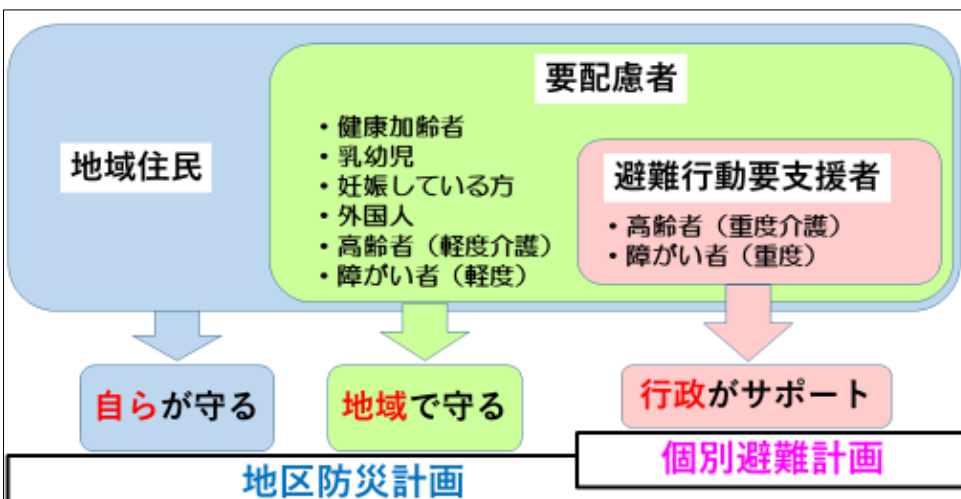
避難行動要支援者を「青」「黄」「赤」の3つに分類します。



## 【① 3つの個別避難計画と課題分析シート】



## 【② 個別避難計画と地区防災計画の連携】



## 課題①：地域調整会議の仕組み作り

### 【当初予定】

- ・地域調整会議を数多く開催し、区長や民生委員、専門職と協議を行い、日程・場所・関係者への連絡などの開催方法や会議進行などのモデルケースを作る。
- ・来年度以降のスムーズな地域調整会議の開催に繋げる。

### 【至らなかった理由】

- ・新型コロナの影響で十分な数の個別避難計画作成に至らなかった（作成数3、調整会議1回）

### 【今後の対応】

- ・多くの計画作成に取り掛かり、地域調整会議を開催する。
- ・ある程度の計画が作成した段階で、関係者で集まり、これまでの開催方法や会議内容、計画作成にかかる一連の流れの課題を抽出し、改善を図っていく。

## 課題②：関係団体との合意形成

### 【当初予定】

- ・個別避難計画策定検討委員会の参加団体に、計画概要や作成方法等に関する説明会をし、来年度早期に計画作成に着手する。

### 【至らなかった理由】

- ・新型コロナの影響で、R4.1月から予定していた説明会が中止・延期となった。
- ・検討委員会出席の委員には、市の取組について合意を得たが、関係する事業所等まで説明できなかった。

### 【今後の対応】

- ・R4.3月から専門職、区長、民生委員への説明会・研修会を開催する。

## 1. 庁内外の関係者を巻き込む

### 【庁内】

・危機管理部局×福祉部局が連携して取り組むことを、担当レベルではなく、部局長レベルで庁内組織として合意する（辞令等が出るとなお良い）。

### 【庁外】

- ・行政が中心となって計画作成していく強い思いや覚悟を伝える。
- ・計画の必要性を十分に理解してもらい、区長・民生委員・専門職・社協などの誰か一人に負担を押し付けない。
- ・何か特別なことを始めるのではなく、それぞれの日常業務の延長線上に計画作成があることを理解してもらう。

## 2. 地域住民の理解（ワークショップの開催） ⇒ 地区防災計画WS

- ・自治会単位などで住民向けのコミュニティタイムラインワークショップなどを開催し、地域住民の防災に対する機運を高め、地域の避難に対する考え方を理解する。
- ・地域に要配慮者（避難行動要支援者）がいることを広く認識する。

## 3. 地域調整会議の開催・計画の作成

- ・避難行動要支援者本人、家族、避難支援等関係者で地域調整会議を開催する。

## 4. 検証

- ・計画をある程度の件数作成した段階で、計画作成の一連の流れなどに課題がないか、関係者を一堂に会し、検証し、改善を行う。

- ・庁外関係者をいかにうまく巻き込んでいくかが一番のポイント
- ・時間をかけてでも丁寧に説明し、より多くの理解を得ることが計画作成の近道

## 個別避難計画作成までの経緯

平成18年6月長雨土砂災害（那覇市首里鳥堀町マンション陥没災害）



地盤が左に流れている



コンクリートに亀裂



取り残された車両

- ・断続的に降り続いた長雨により、アパート土台の盛土地盤が沈下(地すべり)
- ・敷地に建つ、地上3階・地下1階建ての賃貸マンションが傾斜
- ・人的被害なし。避難指示14世帯40人、避難勧告14世帯46人

平成19年度 民生委員より平時からの個人情報の提供について要望がある

平成23年度 民生委員へ要援護者名簿の提供を開始

平成27年度 那覇市要援護者等情報管理システムを導入

平成30年度 「避難行動要支援者対策事業」を開始

個別避難計画の作成開始（モデル地区事業H30～R2）

## 個別避難計画の作成をしての感想

- ・避難行動要支援者→自分のことを知っている人が地域にいるという安心感がある  
→福祉避難所が近くにあることがわかり、安心した
- ・避難支援等実施者→事前に地域で計画を作成することで、平時からの見守りに繋がる  
→災害時に支援する内容や避難所で気を付けることが事前にわかり、要支援者も支援者も安心できる

## 1. 要支援者と地域との「繋がり」をつくる

・要支援者、地域住民(民生委員、自治会関係者)、福祉専門職と実際に顔を合わせ、話し合いをしながら個別避難計画を作成することで、顔見知りとなる。

**→お互いの関係を築き、平時から交流を持ってもらう**

## 2. 要支援者や地域住民の「自助」「共助」の向上を目指す

・災害時に被害を少なくするためには、自助・共助が重要であることから、地域で集まる際にはパンフレットを配布し、自宅避難の場合に必要な物や要支援者名簿を活用した平時からの見守り、地域での積極的な交流、個別避難計画の作成などについて説明した。

**→災害時の共助意識の向上**

## 3. 那覇市社会福祉協議会との協力

・日頃から自治会や民生委員などに関わりが深く、すでに信頼関係が築けているため、スムーズに地域に入り事業に取り組むことが出来る。

**→地域主体の取組みができる**

### 1. 医療・介護依存度の高い方の個別避難計画の作成は、福祉専門職の参画が必要

・「障がいのある方の災害時の不安は計り知れない。個別避難計画の作成に協力したい」との意見があった一方、「本来業務ではないため、負担になる」との意見があった。

→福祉専門職への報酬の支払いを検討する

→再度、福祉専門職へ要支援者制度の説明会等を開催し、個別避難計画作成の重要性について理解してもらう

### 2. 福祉避難所への直接避難が進んでいない

・福祉避難所への直接避難者の選定や移動方法、受け入れ施設との調整、受け入れ施設が被災していた場合の対応などの調整が必要。

→移動方法については、福祉車両の貸与および福祉避難所への移送についての協定を締結予定（R4.3）

→直接避難者を選定し、福祉避難所と要支援者との調整を検討する

### 3. 避難支援者の確保が困難

・地域の方と交流がないため、避難支援者が見つからないケースが多い。

→災害時に頼りになるのは近所の人であることを説明し日頃から交流を持ってもらう

→個別避難計画を作成するメンバーで避難支援者の候補を探し、その方に相談する（要支援者の自宅近くの自治会班長に相談してみる等）

## 1 地区を選定し、計画作成を行うメンバーを決める

- ・地域でどのような体制で取り組むかを話し合う
- ・地域防災や避難行動要支援者の支援制度の勉強会を開催する

### メンバーの具体例

- ・自治会の役員、福祉や防災の担当者
- ・自主防災組織や消防団のメンバー
- ・民生委員・児童委員
- ・地域包括支援センター職員
- ・社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)

◆メンバーは地域のことをよく知っている人に協力してもらう

## 2 地域の要支援者の情報を集める

- ・避難の支援が必要な方が地域のどこにいるのか、民生委員や自治会関係者から情報を集める
- ・「避難行動要支援者名簿」を地域で確認する

## 3 地域の要支援者を把握する

- ・「避難行動要支援者名簿」や地域で把握している情報を活用し、地域にいる要支援者を把握する
- ・「要支援者マップ」を作成する

### ◆要支援者マップ

- ⇒地域のどこに要支援者がいるのか
- ⇒要支援者の近くに避難支援者になりそうな人はいるか
- ⇒避難所は近くにあるか
- などの情報がすぐにわかる



## 4 要支援者とコンタクトをとる

- ・要支援者に連絡し、個別避難計画作成について説明してみる

◆要支援者と日頃から関わりのある方が連絡することで、要支援者が安心して取り組みに参加することが出来ます

## 5 要支援者と「個別避難計画」を作成する

- ・要支援者から困りごとなどを聞き取ってみる
- ・避難支援に必要な情報を確認し、「個別避難計画」を作成する



## 6 地域で日頃の見守りスタート！

- ・日頃のあいさつや地域活動をととして、顔の見える関係をつくる

## 7 防災訓練に参加する（未着手）

- ・防災訓練で「個別避難計画」の検証を行う